

飯山市人権政策推進に関する基本方針

【改定版】

飯 山 市

令和 8 年（2026 年） 8 月

目 次

第1章 はじめに

1 基本方針の策定まで	1
2 基本方針改定の趣旨	1
3 基本方針の位置づけ	2

第2章 人権政策の基本理念

1 人権の概念	4
2 人権政策の基本理念	4

第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政	5
2 人権に関する市民意識調査結果の概要	5
(1) 人権意識について	5
(2) 人権侵害について	6
(3) 主な人権課題に関する意識について	7
(4) 同和問題に関する意識について	8
(5) 人権問題を解決する方策について	9
3 人権教育・啓発の推進	10
(1) 学校における人権教育	11
(2) 社会における人権教育・啓発	11
4 相談・支援の充実	13
(1) 国、県、関係機関など、多様な主体との連携	13
(2) 相談窓口の充実	13
(3) 相談窓口の周知広報	14
(4) 相談員や関係職員の資質向上	14

第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

1 分野横断的な人権課題に対する対応 (インターネット上の人権侵害)	15
2 分野別課題の現状と方向性	16
(1) 同和問題	16
(2) 女性	18
(3) 子ども	20
(4) 高齢者	22
(5) 障がいのある人	23
(6) 外国人	25
(7) 犯罪被害者等	26
(8) 性的マイノリティ（少数者）	27
(9) 感染症患者等	28
(10) 災害に伴う人権問題	29
(11) 様々な人権課題	30

第5章 推進体制

1	基本方針の推進体制	31
2	多様な主体との連携	31
3	基本方針の見直し	31

付属資料

1	世界人権宣言	32
2	日本国憲法（抄）	36
3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	40
4	差別のない明るい飯山市を築く条例	41
5	人権尊重都市宣言	43
6	飯山市人権政策推進に関する基本方針改定の経過、 差別のない明るい飯山市を築く審議会委員名簿	44
7	人権問題に関する市民意識調査のまとめ（抜粋）	45

第1章 はじめに

1 基本方針の策定まで

飯山市における人権課題への取り組みは、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和対策事業と同和教育を中心に進められてきました。それと並行して、社会全体における「人権」意識の広がりとともに、男女共同参画の推進及び高齢者、障がいのある人等の権利擁護、福祉サービスその他の様々な市の施策においても法の趣旨に沿って、個別計画の策定や日常的なサービス体制の整備に努めてきました。

市は、平成9年（1997年）6月には「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定し、市民一人ひとりの人権が尊重される「人権尊重のまちづくり」を目標に掲げて、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についての教育及び啓発活動を推進してきました。

なお平成14年（2002年）3月末をもって、昭和44年（1969年）以降後継法も含め実施してきた「特別措置法」が失効したことに伴い、同和問題に関する特別対策事業は終了し、一般対策による対応に移行しました。

平成14年（2002年）6月、市は人権尊重社会の早期実現に向けて市民一人ひとりが確かな歩みを進めるために「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（「人権教育のための国連10年」飯山市行動計画）を策定し、様々な人権課題に対応した人権教育・啓発活動に取り組んできました。しかし、社会には依然として、差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、また、少子・高齢化、国際化、情報化の進展などに伴い人権問題は多様化、複雑化の様相を呈していることから、飯山市では、社会情勢の変化に適切に対応した人権政策を総合的に推進し、様々な人権課題の解決に取り組んでいくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）に基づき、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして、平成24年（2012年）に「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定しました。

2 基本方針改定の趣旨

飯山市は平成24年（2012年）以降、「基本方針」の趣旨に基づき人権政策を推進してきました。

この間、国は現代社会における人権意識の高まりと国内及び世界的な社会情勢の変化を背景に、平成28年（2016年）、いわゆる「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」の人権三法を施行しました。また令和7年（2025年）6月には人権課題の現状を反映し、人権教育及び人権啓発に関する施策のさらなる推進を図ることを目的に、「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を前計画から23年ぶりに策定しま

した。従来からの人権課題に加え、インターネットやSNSの影響、性自認の多様性、感染症に起因する差別など今日的な課題が顕在化する中で、新たな対応が求められています。

国際的には、平成27年（2015年）9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」として、17の目標による「持続可能な開発目標（SDGs）」が、加盟国の全会一致で採択されました。SDGsでは人権尊重の考え方に基づき「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、全世界での取り組みが求められています。

飯山市は、市民の人権意識を把握し、人権施策の基礎資料とするために「人権に関する市民意識調査」を5年ごとに実施しており、この間も平成25年（2013年）、平成30年（2018年）、令和5年（2023年）の調査結果から、経年変化の把握と分析を行ってきました。

令和5年（2023年）3月に策定された飯山市第6次総合計画の基本目標においては、「年齢や性別、国籍、人種、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるまちづくり」を掲げ、各種学習会などを通じた人権意識の向上と多様性を認め合う地域づくりに取り組むことを、前期基本計画に盛り込みました。また、平成17年（2005年）の第1次計画策定から引き続き、令和7年（2025年）には第5次男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」を策定、令和5年（2023年）12月には犯罪被害者支援条例を施行するなど、継続して人権施策に取り組み、人権教育・啓発の推進に努めてきました。

一方、「飯山市人権政策推進に関する基本方針」はこれまでに一定の役割を果たしてきましたが、策定から10年以上が経過し、この間の社会における多様な人権課題の顕在化、及び複雑化や市民意識調査の結果等を踏まえ、現行の方針の理念を継承しつつ、新たな時代に合った施策の方向性を明確にする必要があるとの、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」のご指摘を受け、令和6年度（2024年度）からその見直しに着手しました。市は、令和8年（2026年）1月23日に審議会に対し計画の改定を正式に諮問し、同年3月26日に市長に答申をいただいたものです。

この改定にあたっては、国や県の動向を踏まえつつ、多様な人権課題への対応、飯山市らしい人権政策の推進などについて、審議会での検討と慎重な審議を重ねていただきました。今回の改定により、あらためて人権尊重の基本理念に立ち返り、多様性を認め合えるまちづくりに向け、市としての人権政策の推進に努めてまいります。

3 基本方針の位置づけ

この基本方針は、飯山市における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すもので、市の総合計画や行政全般に係る各種個別計画とも相互に関連し、市の様々な施策に生かされていきます。

また、広く国際的な視点では「世界人権宣言」や「SDGs」と目指すところを同じくし、国の「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」、いわゆる「人権三法」の趣旨に基づいたものであります。

飯山市は、この方針に基づき、様々な人権課題の解決に向けた施策を推進していきます。市民の皆様、企業や地域団体においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、地域の実情やそれぞれの立場に応じて、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。



※SDGs (Sustainable Development Goals) : 持続可能な開発目標は、2015年に国連で採択された「2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す」ための国際目標。貧困・飢餓、環境問題、ジェンダー平等、平和など、17の目標と169の具体的な取り組みから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを掲げている。

第2章 人権政策の基本理念

1 人権の概念

人権とは、すべての人々が生まれながらに持っている、人間らしく生きるための普遍かつ不可侵な権利です。世界人権宣言においては、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれています。

また、憲法第13条では「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と個人の尊重と基本的人権の尊重をうたっています。

人権は、人間が人間らしく、幸せに生きていくために不可欠なものであり、国籍、性別、人種、宗教などに関わらず、すべての人に平等に保障されています。

価値観が多様化し、個人の権利意識が高まるなど、社会が変化していく中で、従来は意識されなかった分野においても個人の権利とする捉え方が広がりつつあります。このような中であって、すべての人が持っている、かけがえのない価値と人として尊重される権利である「人間の尊厳」を原点として人権を捉えることが重要です。

2 人権政策の基本理念

飯山市の人権政策は、「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる地域社会の実現、すなわち「人権が尊重されるまちづくり」を基本理念としてきました。

この基本理念は、持続可能で誰ひとり取り残さない社会を目指すSDGsが目指す姿とも重なり、多様化と複雑化が進む人権課題への対応の基本になるものです。

「人権が尊重されるまちづくり」のためには、市民一人ひとりが他者の人権を自分のこととして捉え、尊重する意識の醸成が大切です。今後も、人権尊重の視点に立って、年齢や性別、出身地域や国籍、人種、障がいの有無、性的指向・性自認等に関わらず、誰もが個性や能力を発揮し活躍できるとともに、多様性を認め合い、共に生き、支え合うまちづくりに向けた施策を推進します。

第3章 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

飯山市は、行政のすべての分野で人権の視点に立ち、総合的に施策を推進することにより人権が尊重される社会を築いていきます。市が行う業務は、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「防災」、「環境」、「教育」だけでなく、あらゆる分野で市民の人権に繋がっています。

このためすべての市職員が人権行政の担い手であることを自覚し、常に人権の視点に立って制度や施策の企画・実施・点検・改善に取り組みます。

また、職員研修を通じて、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）への気づきを促すとともに、職員の資質と人権意識の向上を図ります。

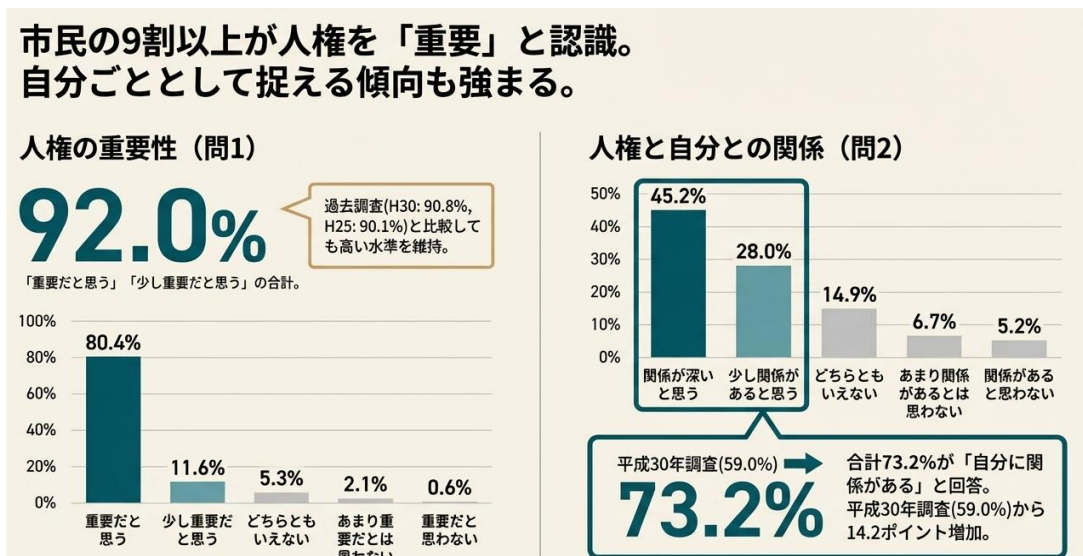
2 人権に関する市民意識調査の概要

「人権に関する市民意識調査」は無作為抽出した18歳以上の市民2000人を対象に5年ごとに実施しており、令和5年度（2023年度）調査での有効回答率は34.1%でした。

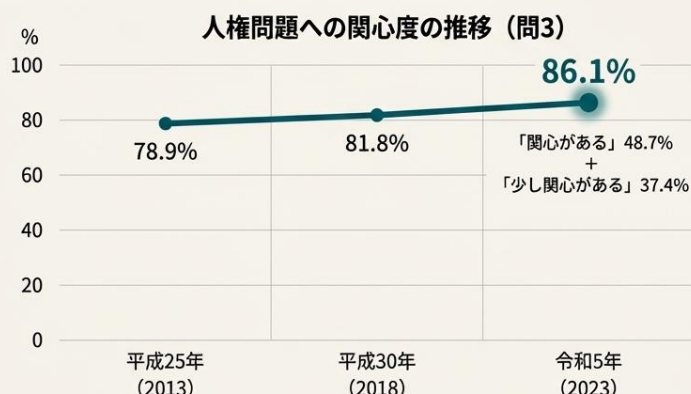
ここでは、平成30年（2018年）に実施した前回調査との比較も含め、令和5年（2023年）現在の人権に関する市民意識の傾向をまとめています。なお、詳細な調査結果は資料編（巻末）に掲載しています。

（1） 人権意識について

「人権は重要」及び「人権は自分に関係が深い」の回答の割合が前回より増加しました。様々なハラスメント事案、ジェンダー平等やいじめ・虐待等の報道により人権に対する意識や関心が高まるとともに、さまざまな差別や偏見が依然として社会の中にあると認識されていることがうかがえます。



人権問題への関心は過去最高に。 市民の意識は着実に高まっている。



「関心がある」「少し関心がある」を合わせた割合は調査ごとに上昇。特に、強い関心を示す「関心がある」層が5年間で7.5ポイント増加しており、問題意識の深化が見られる。

男女・年代別に見ると、30代・40代の関心が他の世代よりやや低い傾向。社会の中核を担う世代への啓発が今後の鍵となる。

高い意識の一方で、社会には依然として 「差別・偏見がある」という強い認識。

市民の意識



92.0%

が人権を「重要」と認識



86.1%

が人権問題に「関心あり」

社会の実感

分野別の差別・偏見の認識

女性に対して（問11）

83.5%

障がいのある人に対して（問18）

83.5%

高齢者に対して（問16）

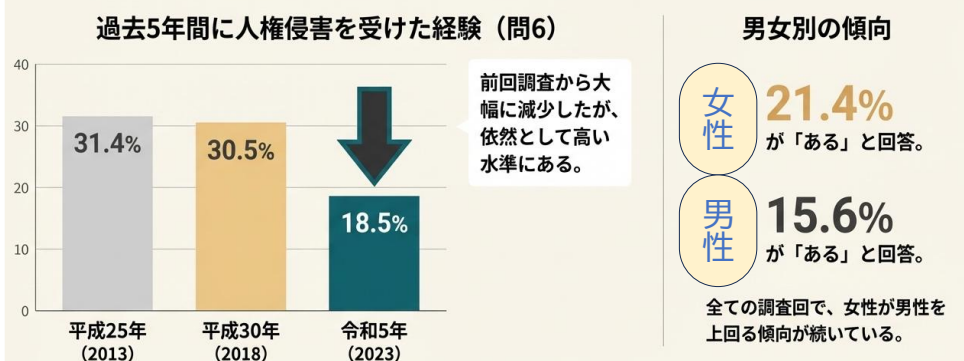
70.3%

（2） 人権侵害について

「自分が人権侵害された」とする回答は、5年前の調査から12ポイント減少しましたが、男性より女性のほうが5.8ポイント高い結果となっています。人権侵害を受けた環境・場所については「職場」、「地域社会」が、類型については「パワー・ハラスメント」、「悪口・噂」との回答が多くなっています。

人権侵害への対応を尋ねたところ、「黙って、何もせず我慢した」が半数以上にのぼり、女性では「友人、知人に相談した」も高い比率になっています。

人権侵害の経験者は5年で12ポイント減少。 しかし、なお5人に1人が侵害を経験。



（３） 主な人権課題に関する意識について

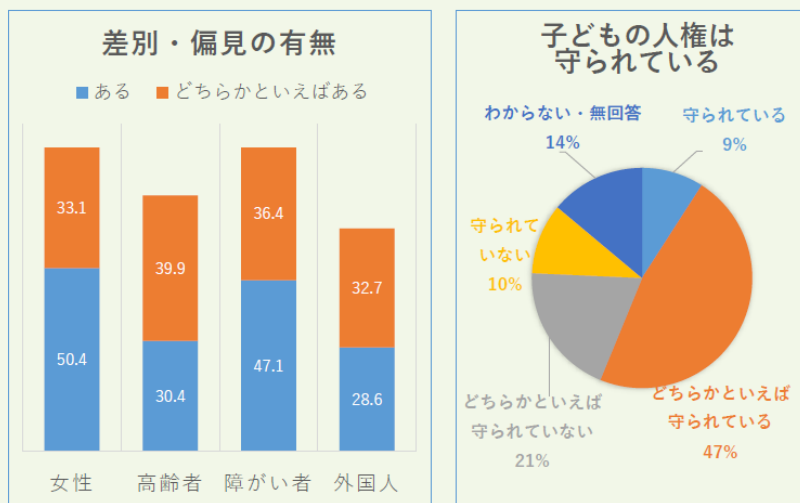
「女性」「子ども」「高齢者」「障がい者」など、主な分野（対象）についての人権課題意識の設問のうち、「女性に対する差別・偏見」が「あると思う」との回答が50%を超え、子どもの人権が「守られていない」、「どちらかといえば守られていない」の回答は前回調査から微増しています。

「高齢者」、「障がい者」「外国人」に対する差別・偏見については、いずれも「あると思う」「どちらかといえばあると思う」に増加傾向が見られました。一方、「HIV感染者」、「ハンセン病患者」に対する差別・偏見については、報道等で扱われる頻度が少なくなっている影響か、「わからない」と答える割合が高くなっています。

犯罪被害者やその家族に関する人権問題、インターネットによる人権侵害、LGBTQ+等への性的少数者に関する人権問題など、新たな人権課題に対しても、近年の事件や報道等により、関心と認識が高まっていることがうかがえます。

市民の人権課題の認識：全般的な関心と認識は高まる傾向 ～前回調査との比較～

人権課題に関する認識・思いについての設問



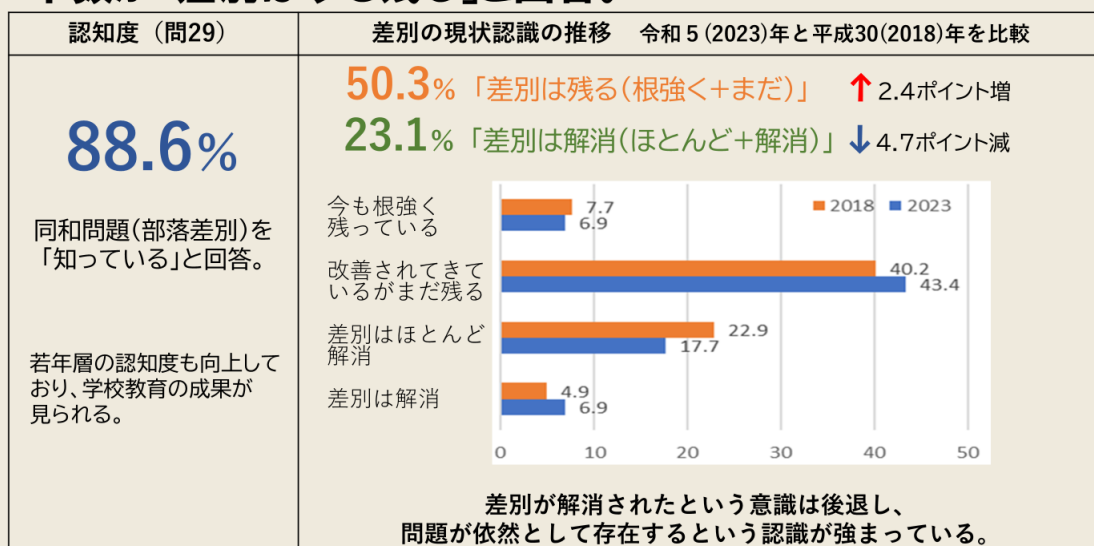
新たな人権課題：インターネット上の誹謗中傷と、性的少数者(LGBTQ+)への理解不足を課題と認識。



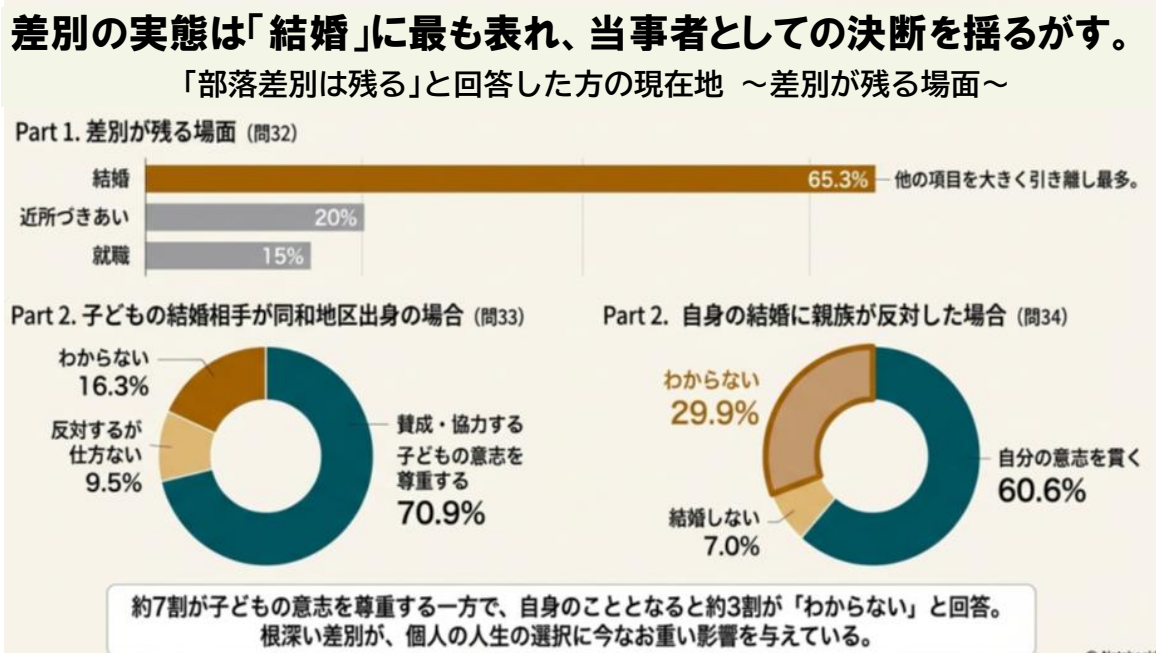
（４） 同和問題に関する意識について

同和問題について、「知っている」とした回答率が前回より増え、問題を知ったきっかけについて、「学校の授業で」が一番多くなっています。一方、同和問題が「今も根強く」もしくは「改善されてきているが、まだ」残っているとの回答率は半数を超えており、「残っている」と感じている方においては、前回調査よりも減少傾向にあるものの、「結婚」に際しての差別が最も残っていると感じています。この背景には、結婚を「家と家」の問題として考える伝統的な意識や過去の差別事案の影響があると考えられます。

同和問題に関する市民意識：88%が問題を認知し、半数が「差別は今も残る」と回答。



なお、結婚に際しての態度で、「自分の子どもの結婚」の場合と、「自分の結婚に家族や親せきから強い反対を受けた」場合では、自分の場合の方が当事者の「意思を貫く」という回答の比率が低くなり、「わからない」との回答が増えています。結婚を「個人」の問題と捉える意識が広まってきている一方で、親族との関係に悩む状況もうかがえます。



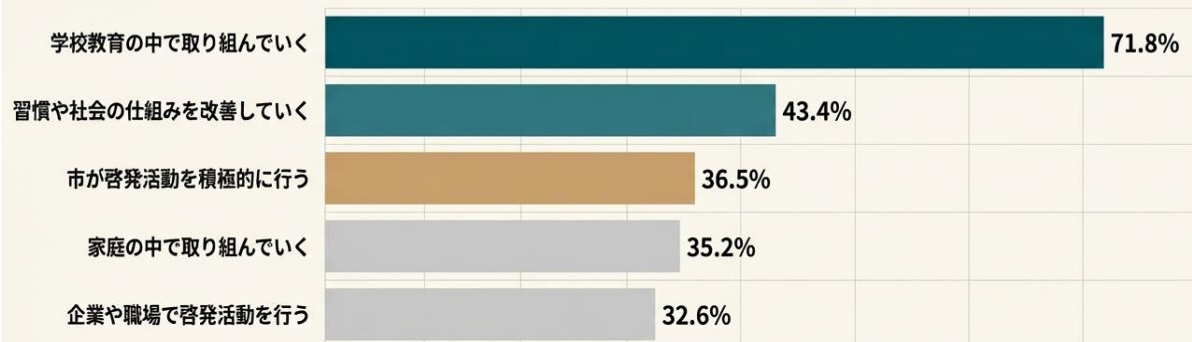
(5) 人権問題を解決する方策について

「飯山市が積極的に取り組む必要がある課題」についての問いには「子ども」、「障がい者」、「女性」、「高齢者」「インターネット」との回答が多くなっています。身近なことや、報道等で扱われる頻度の高さが影響していると考えられます。市の施策において、これらの人権課題への具体的な取り組みを進めていくことが求められています。

また、「人権問題への理解を深め人権意識を高めるために必要な取り組み」の問いには、学校教育が最も高く、次いで習慣や社会の仕組みの改善が挙げられています。

課題解決の鍵は「学校教育」と「社会の仕組みの改善」。 市民の期待が最も高いアプローチ。

人権意識を高めるために今後必要な取り組み (問38, 5つまで選択)



学校教育への期待が7割を超え、圧倒的に高い。次世代への教育と、差別を生む土壌そのものである社会システムの見直しという、長期的かつ根本的な解決策が求められている。

3 人権教育・啓発の推進

飯山市は、人権に関する市民意識調査の結果から、令和5年（2023年）時点の市民の人権に対する意識や考えを受けとめ、県調査との比較や経年分析を行ってきました。調査結果からも、人権課題が多様化、複雑化するとともに、歴史や社会の中で根付いてきた差別と偏見もいまだに残っていることがわかります。あらためて市民一人ひとりが、人権とは何かを理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が必要です。

飯山市では「基本方針」の基本理念と方向性を踏まえつつ、市の最上位計画であり10年ごとに策定される「総合計画」と「飯山市教育大綱」に基づき、市の人権教育・啓発の施策を推進してきました。

人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方（考え方）に関わることであるため、一方的な押し付けにならないようにするとともに、推進にあたっては普遍的、主体的な学びとなるような工夫も求められます。また、それぞれの人権意識は日々の生活の中でのさまざまな問いを自ら考える中で培われるものであるとともに、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）が影響していることにも配慮する必要があります。

これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の人権を尊重するための人権教育・啓発を継続するとともに、適時適切な振り返りと見直しに基づく実践に努めます。

(1) 学校における人権教育

飯山市では、児童生徒の発達段階に応じた人権教育に継続して取り組んできました。

平成28年(2016年)の「教育大綱」に続き、令和3年(2021年)の「飯山市第2次教育大綱」では、「自己教育力を持ち、自分の夢の実現と持続可能な新たな時代を創る子ども」の育成を目指すべき姿とし、施策推進の6つの柱のうちのひとつに「お互いを知り、助け合う心が育ち、共生社会が実現するための教育の実践」を掲げました。

その具体的な取り組みとして、幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の相互連携を進め、人権意識を高め、人権感覚を磨くとともに、身のまわりの生活の中にある差別や偏見、いじめに気づき進んで解消しようとする意欲と実践力をもった人間の育成をめざして、一貫した人権教育をあらゆる場面で実践しています。

こうした取り組みにより、児童生徒の人権尊重の意識が育まれ、人種や国籍、性別や障がい等による差別や人権侵害を克服し、多様性を認め合い共に生きる感性が養われ、学校でのいじめ、暴力行為、偏見や差別の根絶を目指しています。

人権教育はすべての教育の基盤であるという理念に立ち、学習指導の一層の工夫改善や教職員の研修など、人権尊重の視点に立った学校づくりに積極的に取り組みます。

〔施策の方向〕

- ① 幼児期は、身近な動植物に親しみ、生命の大切さや豊かな心を育てることを通して人権感覚が芽生え、人間形成の基礎が培われる大切な時期であることから家庭、地域、幼稚園・保育園、関連機関などと連携しながら人権教育を推進します。特に遊びを通して自他を大切にするなど、人権尊重の意識を育みます。
- ② 学校では、児童生徒の発達段階に応じ、道徳をはじめ各教科、特別活動など教育活動全体を通じて人権尊重の精神を養い、一人ひとりを大切にした教育の充実を図ります。また、ボランティア活動や自然体験活動など、地域の方々との交流の機会を通して人権教育の充実を図ります。
- ③ 効果的な教育実践や学習教材などについての情報収集や調査研究を行い、学校へ提供していきます。また、自己の生き方の指針となる人権教育を推進するため、人材の配置、指導資料の充実を図ります。

(2) 社会における人権教育・啓発

(ア) 家庭・地域

家庭は子どもが家族とのふれあいを通じて、生命や人権の尊さを認識し、社会生活に必要なとされるルール・マナーや社会性を身につけるなど、人格形成の基礎を育む場であることから、家庭教育の充実を図るための支援が必要です。

地域においては、公民館等の社会教育施設を中心として多様な人権同和問題に関する学習機会の充実を図っています。また各地域で「人権同和男女共同参画地域推進員」を委嘱し、地区や集落ごとの学習会を実施し、様々な人権及び男女共同参画社会づくりに関する意識啓発を推進しています。

さらに、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化や災害などに伴う新たな人権問題への理解を広げるために、あらゆる生涯学習の場で積極的な啓発が必要です。そのため、地域の実情や学習者のニーズに応じた多様な学習機会の充実を図り、学習意欲を高めるよう気軽に組み入れるワークショップを取り入れるなど、適切な研修内容や方法を創意工夫し、人権教育・啓発に取り組めます。

〔施策の方向〕

- ① 生命や人権を尊重する豊かな人間性を育む家庭教育ができるよう支援に努め、温かな会話が有り、家族にとって安心できる居場所となる家庭づくりを呼びかけます。
- ② 自主的な人権学習ができるよう、公民館等の社会教育施設を中心に講座等の開設や交流活動を積極的に推進します。
- ③ 地域社会において人権教育を推進していく指導者研修の一層の充実を図るとともに、指導者として、人権に関して幅広い識見のある人材を多方面から活用するなど指導体制の一層の充実を図ります。
- ④ 地域に密着したきめ細かい多様な人権に関する学習、啓発活動の充実を図ります。
- ⑤ P T A、区長会、公民館、社会福祉協議会等関係諸団体との連携を深め、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進します。

（イ） 企業・職場

企業は、社会性・公共性を有しており、社会的責任とともに社会的貢献が求められ、人権問題の解決をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子・高齢化社会への対応などで果たすべき社会的役割を担っています。

飯山市では、昭和52年（1977年）2月に51事業所が参加して「飯山市企業同和教育推進協議会」が設立され、現在は「飯山市企業人権教育推進協議会」に改称し、56事業所が加入して、自主的に企業内人権教育を推進しています。

また、市及び飯山市企業人権教育推進協議会では企業内の指導者を養成するため、企業人権教育講座を開催し、市内企業における人権教育・啓発の推進を支援しています。

しかし、採用選考に際しての不適切発言や職場におけるパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなど人権侵害の事例が全国的にみられることから、引き続き関係機関と連携して企業への周知・啓発を行います。

〔施策の方向〕

- ① 人権が尊重される職場づくりや人権尊重に基づいた企業活動の推進のため、飯山市企業人権教育推進協議会等と連携し、情報提供や啓発等を積極的に行います。
- ② 企業が社会的な責任を自覚し、自主的に人権教育に取り組めるよう指導者の養成や資質向上の取り組みを支援します。
- ③ 各々の企業・職場は人権尊重のまちづくりの担い手であることから、主体的な人権教育や研修を通じて、公正な採用選考の実施、ハラスメント防止・対策への積極的な取り組みを支援します。

(ウ) 市職員・教職員等

市民生活に深く関わる市職員等は、高い人権意識をもって施策の推進にあたらなければなりません。

今後は、これまでの研修により積み重ねてきた経験や手法を生かすとともに、人権尊重の精神に基づき職務が遂行できるよう、職員研修の充実に努めます。

〔施策の方向〕

- ① 公務員は、全体の奉仕者として公平で公正な行政を推進する上で特に人権尊重の精神が大切であるため、人権教育や職員研修の一層の充実に努めます。
- ② 市職員は、一人ひとりが人権行政の担い手であることを強く自覚して、人権尊重の視点に立った職務遂行の必要があるため、全職員を対象とした研修機会を確実に確保するよう努めます。
- ③ 保育士・教職員は、子どもの人格形成期に保育・教育活動を通じて大きな影響を与えるため、同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題への学びを深めるとともに、SNS等の不適切な利用やいじめへの対応など、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるよう人権教育の充実に向けた研修を推進します。

4 相談・支援の充実

市民が何らかの差別やハラスメント、人権侵害などの被害者となったとき、あるいは自分のまわりで人権問題が発生したとき、その疑いがあるときなどに、身近に相談できる窓口があり、状況に応じて適切な支援につながることが大切です。

飯山市は人権問題についての相談窓口を、「いいやま人権福祉センター」及び「市役所人権政策課」に設けており、人権福祉センターには専門の相談員が平日の開庁時間の間常駐し、相談に応じる体制を構築しています。また、人権政策課には電話やメールでの相談が寄せられる場合もあり、職員が適切な対応に努めています。

しかし、多様な人権問題が生じている現状では、市民意識調査で人権侵害を受けた時の対応として「市や他の相談機関に相談した」との回答は合計しても10%程度に留まることから、相談・支援体制の一層の充実と周知に取り組みます。

(1) 国、県、関係機関など、多様な主体との連携

人権に関する問題の解決に向け、相談・支援の実効性を高めるため、国、県、人権擁護委員や警察、NPO、社会福祉協議会など、人権に関わる幅広い関係機関と連携して対応します。

(2) 相談窓口の充実

飯山市は人権問題についての相談窓口を、「いいやま人権福祉センター」及び「市役所人権政策課」に設けていますが、多様化・複雑化する問題に対応するため、電話及びメールによる相談の案内やプライバシーへの配慮等により、相談しやすい体制の整備に努めます。同時に、市が関係する各種相談窓口到人権に関する相談が寄せられた

場合には、適切に人権政策課との情報共有と連携が図れるよう、体制整備に努めます。

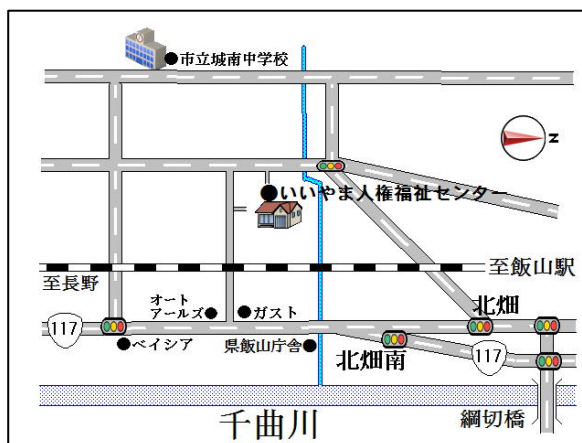
■ いいやま人権福祉センター

〒389-2255

飯山市大字静間 1305-1

電話 0269-81-3101

飯山市における人権福祉総合相談、及び人権教育・啓発活動及び福祉活動の充実並びに進展を図るために設置。



【案内図】

(3) 相談窓口の周知広報

人権に係る相談だけでなく、市の各種相談窓口がわかりにくく、相談につながりにくいという声があることから、市民が戸惑うことなく速やかに人権に係る相談ができるようにすることが必要です。そのため、これまで以上に市及び関係機関の相談・支援に関する窓口や支援制度の内容についての情報を、市ホームページや広報飯山等さまざまな媒体を活用した積極的な広報に努めます。

また、毎年12月の人権週間に合わせ、人権についての広報に取り組む中で、法務局・人権擁護委員会による「みんなの人権110番」など、相談窓口についての認知度向上を図ります。

(4) 相談員や関係職員の資質向上

人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員や関係職員がそれぞれの職務に応じて各種研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めます。

法務局・人権擁護委員会による人権110番

第4章 分野別施策の現状と今後の方向性

1 分野横断的な人権課題に対する対応（インターネット上の人権侵害）

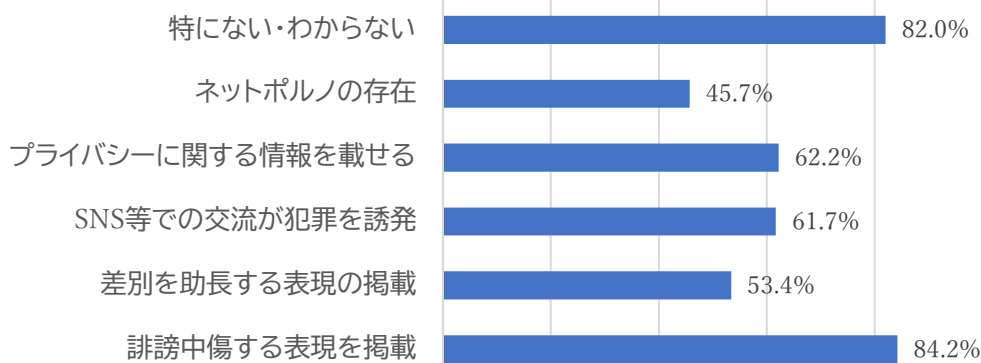
情報通信技術の発展によりインターネットが急速に普及し、コミュニケーションの利便性が向上しました。反面、プライバシーの侵害、誹謗中傷、差別的表現の拡散など人権に係る深刻な問題が発生しています。

国では、令和4年（2022年）に、インターネット上の誹謗中傷対策として、侮辱罪の法定刑の引き上げや、令和7年（2025年）に情報流通プラットフォーム対処法による大規模プラットフォーム事業者に対し、対応の迅速化や削除対応窓口の整備の義務付けという対策の強化を進めています。

令和5年度（2023年度）の市民意識調査においても誹謗中傷による人権侵害の課題解決に積極的に取り組むべきという回答が多くなっています。インターネットを利用する一人ひとりが、情報化社会の進展による影響や危険性について正しい理解を深める啓発が重要です。

また、人権侵害や個人情報の流出等に係る問題が発生した際には、関係機関と連携し適切な対応を行っていきます。

問27 あなたは、SNSをはじめとしたインターネットに関し、現在どのような人権問題が起きているとおもいますか（複数回答）



〔施策の方向〕

- ① 飯山市は学校・企業・地域での人権教育・人権講座等を通じ、インターネットが社会に与える影響や、情報の収集・発信におけるモラルや責任について正しい理解を深めるための教育・啓発の推進に努めます。
- ② インターネット上の差別的な書き込みや誹謗中傷等について、県の関係機関等と連携し、「表現の自由」に配慮しながら、悪質な人権侵害事案はプラットフォーム事業者に対し削除要請するなど適切に対応します。
- ③ インターネットを介した人権侵害の相談対応のため関係機関と連携し対応します。

2 分野別課題の現状と方向性

(1) 同和問題

同和問題は、わが国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる深刻かつ重大な問題です。

昭和40年（1965年）に出された同和対策審議会の答申では、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と位置づけ、この答申を踏まえ、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。このことにより、平成14年（2002年）3月末をもって終了し一般対策事業に移行するまでの33年間、同和問題解決に向けた生活環境の改善や啓発活動等の施策が行われました。その後も差別解消に向け、平成28年（2016年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が制定・施行され、部落差別は許されないという認識のもと、差別のない社会を目指すことが明記されました。同法は、地方公共団体の責務として「国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずる」ことに加え、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」に努めることを定めています。

飯山市は、昭和40年（1965年）同和対策審議会答申及び平成元年（1989年）、平成9年（1997年）の飯山市部落解放審議会答申の精神を尊重しながら、同和問題の解決を市政の重要課題として位置付け「差別のない明るい社会」の実現に向けて鋭意努力してきました。平成9年（1997年）2月の部落解放審議会答申「飯山市における今後の同和対策について」では、とりわけ差別意識の解消に向けた教育及び啓発活動の充実が提起されました。

これを受けて飯山市は、平成9年度（1997年度）に「飯山市同和（人権）教育基本方針」と「飯山市同和（人権）教育5か年計画」を策定し、同和教育の充実に取り組んできました。その後も、平成13年（2001年）の差別のない明るい飯山市を築く審議会の答申「飯山市における今後の同和対策等について」では、「同和問題について、偏見や誤った意識はまだ根強く残っている。同和問題の解決なくして『人が人として尊重される社会』の実現はない」とされ、同和地区の生活環境の改善を中心とした取り組みから、「市民一人ひとりが自分自身の課題として捉える取り組みへ力点を移し、「同和問題を人権問題という本質から捉え、人権・同和問題の解決の視点に立ち、必要な施策を推進すること」を提起しています。

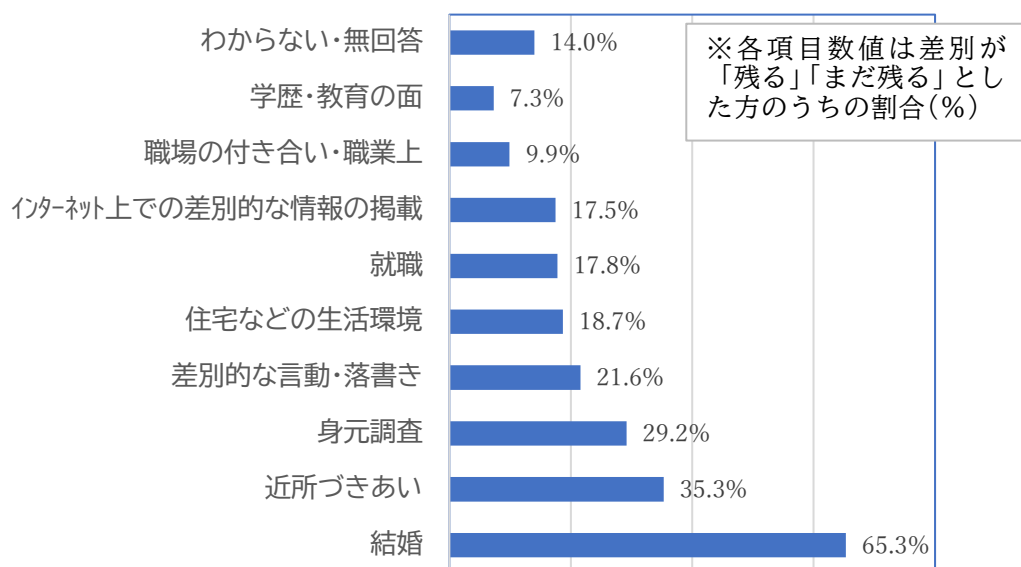
この答申を受け、飯山市は平成14年（2002年）6月には「飯山市人権教育・啓発に関する基本計画」（〔人権教育のための国連10年〕飯山市行動計画）を策定し取り組みを進めてきました。また平成28年（2016年）の部落差別解消推進法施行に伴い、令和4年（2022年）に「差別のない明るい飯山市を築く条例」の一部を改正し、目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」をはじめとする法の精神に基づくことを加えて、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずる相談体制の充実を図ることを明記しました。令和4年

度（2022年度）策定の「第6次飯山市総合計画」の中でも人権意識の啓発を示し、現在まで様々な施策を積極的に推進してきました。

しかし、令和5年（2023年）の市民を対象に実施した人権に関する市民意識調査において、「あなたは同和問題（部落差別）についてどのようにお考えですか。」との問いに、「今も部落差別が根強く残っている」が6.9%、「改善されているがまだ残っている」が43.4%で合計50.3%と半数がまだ残っていると回答しています。また、「現在どのような面に同和問題（部落差別）があると思いますか。（複数回答）」の問に「結婚」が65.3%と最も高くなっており、「結婚問題」がいまだに根強く残っていることがわかります。また、インターネット等の情報化の進展に伴い、インターネット上で特定の地域を同和地区であるとする情報の拡散や誹謗中傷などの事案が起こっています。

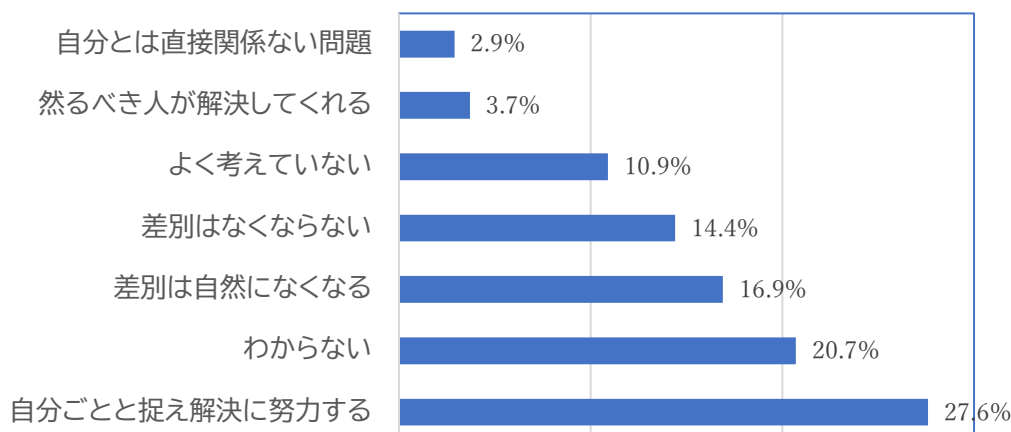
このことから、今後も差別解消に向けて着実に歩みを進めていくため、学校、家庭、地域、企業、職場など、様々な場を通じての教育・啓発を推進し、同和問題に対する正しい理解や人権尊重の理念についての理解を深め、差別意識の解消に取り組みます。

問32 現在どのような面に同和問題(部落差別)があると思いますか(複数回答)



現在、どのような面に同和問題(部落差別)があるか(複数回答)については、「結婚」を挙げた人の割合が65.3%と最も高く、以下「近所づきあい」35.3%、「身元調査」29.2%、「差別的な言動・落書き」21.6%などの順となっている。上位4項目は前回と同一となったが、「差別的な言動・落書き」をのぞき、ポイントは前回より減少している。

問35 同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに近いものはどれですか



〔施策の方向〕

- ① 同和問題に関する特別対策事業の終了により生活環境の改善は一般施策となっていますが、今後も状況を把握したうえで適切な改善等の実施に努めます。
- ② 「差別のない明るい飯山市を築く市民大会」をはじめ、あらゆる機会や各種の広報媒体を活用して、課題解決に向けた人権啓発活動を推進します。
- ③ いいやま人権福祉センターを拠点として、健康教室、各種講座の住民交流活動を推進します。
- ④ 幼児から高校生までの発達段階に応じ一貫した同和教育を実践するため、幼・保及び小、中、高、特別支援学校間相互の連携を図るとともに、教職員を対象とした指導方法等についての研究の充実を図ります。
- ⑤ 公民館や各種団体に働きかけ、学習会や講座などの地域ぐるみの同和教育を推進します。
- ⑥ 企業における同和教育を引き続き推進します。
- ⑦ わかりやすい啓発資料の提供に努めます。
- ⑧ 人権擁護委員と連携した人権に関する相談体制の充実を図ります。
- ⑨ いいやま人権福祉センターに、様々な人権相談に応じる人権福祉総合相談窓口を引き続き開設するとともに、地域での交流を深め、相談や人権学習を行う、「開かれたセンター」として、人権教育・啓発の拠点となるよう充実に努めます。
- ⑩ インターネット上での同和地区名を表示する等の差別表現の拡散については、関係機関と連携し、適切に対応します。

(2) 女性

女性の人権問題は、社会的・文化的に形成された性別意識（ジェンダー）に基づく固定的な性別役割分担意識と差別や偏見が根底にあります。国際連合は1970年代から性差別の撤廃や男女平等の実現に向けた世界規模での取り組みを進めてきました。また、SDGsの目標5「ジェンダー平等を実現しよう」は、すべての女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力をなくし、政治・経済・社会のあらゆる分野で女性が男性と平等な機会を得てリーダーシップを発揮できる社会を目指しています。

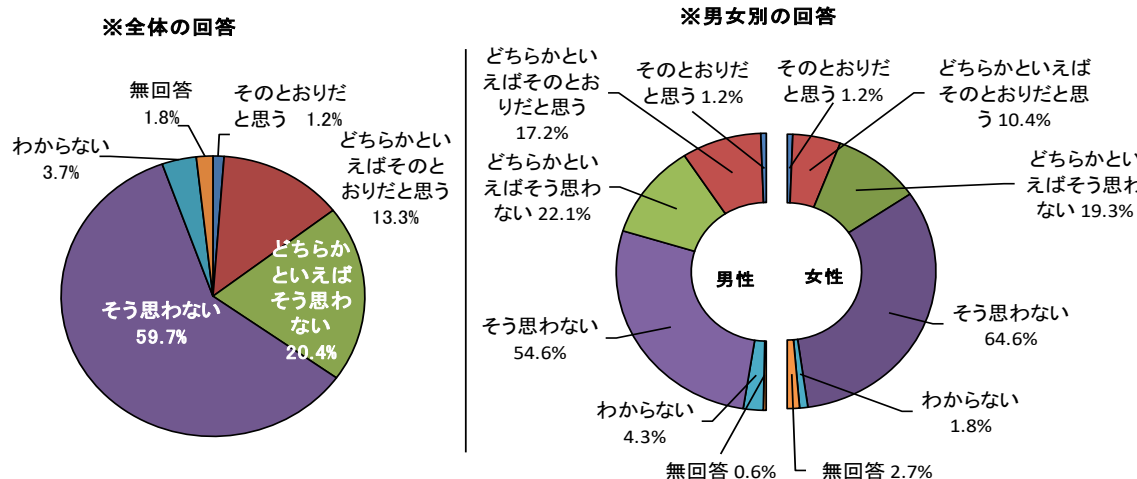
国は、平成11年(2000年)に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を閣議決定し、現在は令和2年(2020年)に策定した「第5次男女共同参画基本計画」のもと、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めています。

飯山市では、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声の高まりを受け、平成12年(2000年)に第一次飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」を策定し、その後の4回の改定を経て令和6年度(2024年度)策定の第5次飯山市男女共同参画計画「誰もが自分らしく暮らせる飯山市」へと受け継がれています。

また、平成20年(2008年)に「飯山市男女共同参画社会づくり条例」を制定するとともに、「飯山市男女共同参画推進委員会」や「飯山市男女共同参画コミュニケーター」の活動を通じ、男女共同参画の推進に向けた意識啓発と地域での学習などの施策を推進してきました。

社会全体で男女共同参画と女性活躍推進が当然のこととして受け入れられてきていますが、一人ひとりの意識や慣習の中には固定的な性別役割分担意識が依然としてあり、様々な分野で差別や偏見が残っています。市民意識調査の結果でも、女性に関係する人権問題として「男女の固定的な役割分担意識」が60.6%と最も高く、次いで「女性に対するハラスメント」が59.2%という結果となっています。地方在住の女性が感じる生きづらさが、地方からの女性流出につながっているという指摘もあり、「女性らしさ」が求められる地域の慣習やしきたりを見直していく必要があります。

問13 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)



飯山市は今後も、市民の誰もが性別にかかわらず人権が尊重され、固定的な性別役割分担意識にしばられることなく、「自分らしく」それぞれの個性や能力を発揮でき、家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野に積極的に参画できる、男女共同参画社会の実現をめざし、市と市民、事業者、地域団体が連携・協力して施策を進めていきます。

〔施策の方向〕

- ① 男女共同参画に関する情報と学習機会をあらゆる世代に向けて提供し、人権尊重と共同参画意識の醸成に努めます。
- ② 無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）も含め、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、家庭、地域、企業、職場において、男女双方の意識改革のための啓発活動の充実を図ります。
- ③ 様々な分野において多様な視点が活かされ、市の施策・方針決定過程に反映されるよう市の各種審議会における女性の更なる参画を促します。
- ④ 雇用・労働の分野において、女性と男性に平等な機会と待遇が保障され、安心して働き、生活できるよう、市内の事業者や企業に対し法律や制度を周知するほか、職場において誰もが働きやすい環境が整備されるよう啓発に努めます。
- ⑤ 男女間のあらゆる暴力の根絶と女性に対するハラスメント防止のための啓発活動、相談窓口の充実と周知に努めます。
- ⑥ 地域社会において、性別にかかわらず多様な担い手が集落（区）の自治会活動などへ主体的に参画できるよう、男性女性双方の意識啓発に取り組みます。
- ⑦ 防災・災害分野においては、日ごろから男女共同参画の視点が取り入れられるよう、方針決定の場や自主防災組織等への女性の参画を推進します。

(3) 子ども

1989年の国連総会において、18歳未満の子どもが大人と同じように人として尊重される権利を持つ「子どもの権利条約」が「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を柱として採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

また国は、「児童福祉法」をはじめ、子どもを守り健やかな成長を支えるために「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」等の法整備により、子どもの人権尊重を進めてきました。

令和5年（2023年）には、児童虐待やいじめ、不登校そして少子化などの社会課題を背景に、「こども家庭庁」が発足し、子どもを独立した個人として尊重し、すべての子どもが将来にわたって幸せに暮らせるよう取り組む「こどもまんなか社会」の実現を目指して積極的な施策が推進されています。また同年、「すべてのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取り扱いを受けることがないようにすること」と明記された「子ども基本法」が施行されました。

飯山市では、小中学校のPTA活動や地域における青少年健全育成活動、子ども会活動などが昭和40年代から盛んになり、地域の公民館活動も含め、子どもたちの健やかな成長を地域で見守ることが続けられています。

家庭や地域社会そして幼稚園・保育園及び学校等で子どもを守り健やかに育てることは、常に大切に考えられ、市の施策推進においても重視されてきました。その一環として、放課後の児童の居場所となる「児童センター・児童クラブ」の設置、乳幼児と保護者のための「子育て支援センター」の運営、それらを複合的に配置した「こども館きら

ら」の開設などは、目に見える成果となっています。また、令和6年(2024年)には「飯山市子ども家庭女性センター」を設置し、子どもと子どもを取り巻く複雑で多様な課題への相談支援体制の充実を図っています。

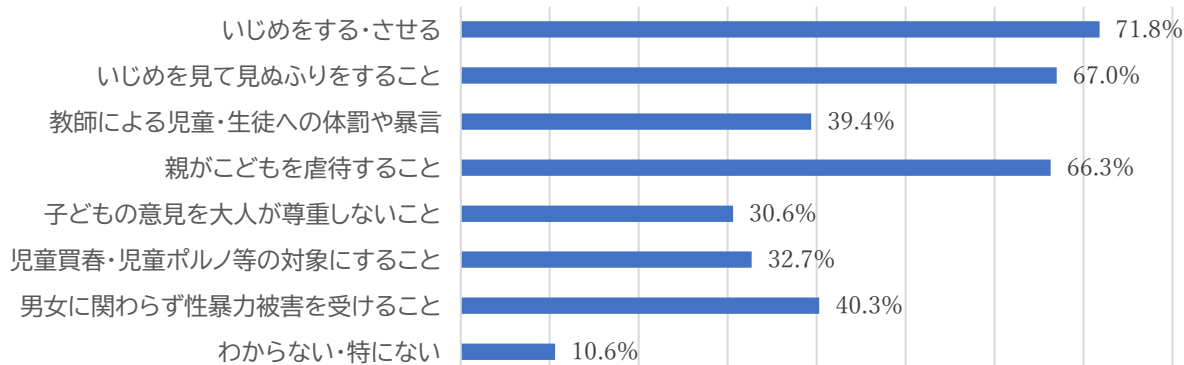
飯山市では幼児期から学齢期まで通した人権教育の推進のため、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・特別支援学校の人権教育連携協議会を設置し、相互に連携した学びについての理解を深める取り組みを継続し、教材の配布や研修により子どもたちの人権意識を育んできました。

しかし、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増し、いじめや児童虐待、インターネットやSNSを通じた痛ましい事件に巻き込まれ被害に遭うケース、保護者の経済的困窮で厳しい生活環境に置かれるなど憂慮すべき状況にあります。

市民意識調査でも子どもに関する人権問題として、いじめや虐待を挙げた人の割合が60～70%程度と高くなっており、社会全体で子どもの権利を保障するための連携した取り組みを推進することが重要となります。

子どもに関する人権の尊重及び福祉の増進を目的にして、子どもの視点に立ち、市民一人ひとりが家族や子育てに関する関心を一層高め、行政、家庭、学校、地域や企業等社会全体の連携した取り組みが必要です。

問15 あなたは子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きているとおもいますか。



〔施策の方向〕

- ① 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための環境づくりに向け、権利侵害の早期発見・早期対応、切れ目ない支援体制構築のため関係機関の連携と充実を図ります。
- ② 年齢や発達の程度に応じた子どもの主体的な意見表明と参加を保障し、子どもの意見と子どもにとっての最善を尊重するとともに、自主的な活動を支援する環境づくりに努めます。
- ③ 子どもがかけがえのない社会の一員として大切にされ、子どもの命と人権が尊重されなければならないことを、あらゆる年代への人権教育の中で繰り返し伝えます。
- ④ 子どもが社会性を身に付けるとともに、他人への思いやりや生命を大切に思う心を育むよう、様々な世代の人たちとのふれあいや交流活動等を推進します。

- ⑤ 子どもが地域で安心して遊び、学び、心身を休めることができ、多様な人たちと関われるような居場所づくりと、必要に応じてSOSが出せる環境づくりに努めます。
- ⑥ コミュニティスクール（学校運営協議会）等を通じ、地域とともにある学校づくりを進め、子どもと地域の大人双方の自己教育力の向上を図ります。
- ⑦ 幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校・特別支援学校が相互に連携した人権教育を更に推進します。
- ⑧ 「子どもの貧困」対策として関係機関・団体との情報共有を行い、適切な支援に努めます。
- ⑨ 多様な教育的ニーズ（子どもの障がいの有無や程度、外国人児童生徒、不登校傾向等）に応じ、共に学ぶことを追求しつつ、個々の状況や思いに応じた指導・支援・環境整備に努めます。

(4) 高齢者

少子高齢化の急激な進行に伴い、飯山市の65歳以上の高齢化率は令和7年（2025年）10月1日現在41.0%、75歳以上の後期高齢化率は23.9%となっており、全国及び長野県の平均を上回る状況にあります。人口減少もあいまって高齢者数はゆるやかに減少していますが、一人暮らしの方や認知症の不安を抱える方が増えており、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための施策の推進が求められています。

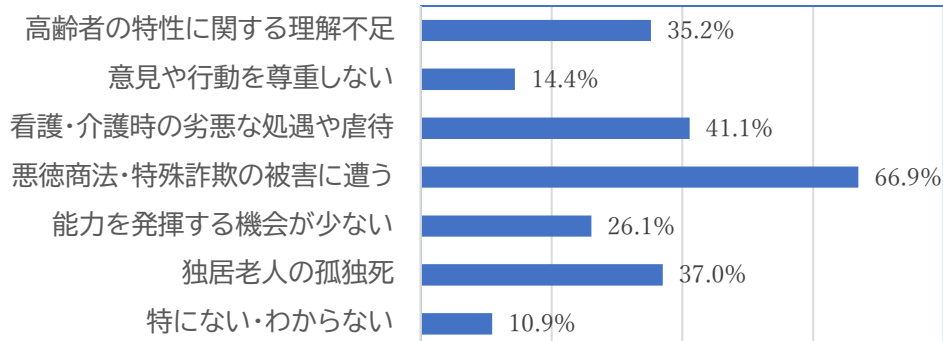
平成12年(2000年)の介護保険制度の開始から、市は「飯山市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに更新し、介護の社会化（介護を家族だけが担うのではなく社会全体で支えていくこと）により高齢者の暮らしを支える施策を推進してきました。様々な在宅サービスや施設利用により、誰もが、望むところで望むように暮らせる環境と体制の整備は、高齢者の人権の尊重にもつながっています。

一方、高齢化の進行により、医療や介護等の社会保障の問題だけでなく、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や詐欺被害などが、高齢者の人権に係わる課題となっています。

市民意識調査では、高齢者の人権の問題として悪徳商法・特殊詐欺の被害者が多いことが66.9%、次いで認知症等の高齢者の特性に関する理解が不足していることが51.5%という結果であり、総じて女性の方が男性よりも高齢者の人権を課題ととらえていることがうかがえます。

介護保険や医療、福祉、権利擁護などの施策とともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加し、要介護状態や認知症状が進んでも高齢者の尊厳が守られるような取り組みを推進します。

問17 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



〔施策の方向〕

- ① 高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことで誰もがその人らしく暮らし続けられる地域づくりをめざし、高齢者の人権・福祉についての理解を深める教育・啓発を行います。
- ② 高齢者が安心して生き生きと暮らせるよう、各種福祉・介護サービスなどの情報提供に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して高齢者の支援を行います。
- ③ 高齢者の防犯対策、災害時の要支援者対策等による支援体制を構築するとともに、高齢者虐待及び特殊詐欺等の被害防止の啓発に努めます。
- ④ 高齢者の知識・経験を生かした社会参加機会の充実と社会参加しやすい環境整備を図ります。
- ⑤ 認知症等により判断能力が十分でない高齢者の権利を守るとともに身寄りのない高齢者の様々な困難状況に対応する成年後見制度など、権利擁護施策についての、周知、相談・利用支援を行います。

(5) 障がいのある人

国は「障害者基本法」において、障がいのあるなしにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、制度や施策を推進してきました。

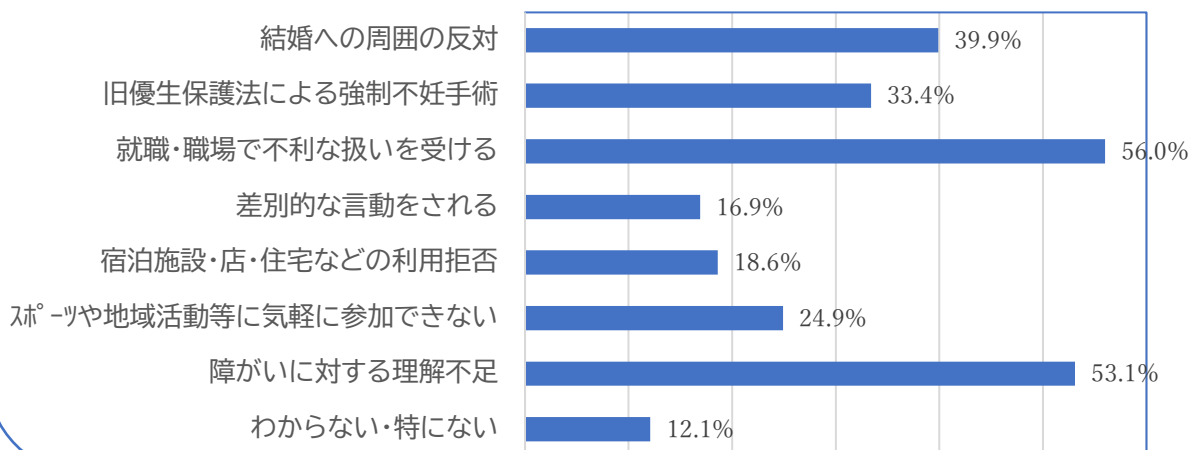
平成23年（2011年）に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成25年（2013年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

また、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、行政や企業などに対し、障がいを理由とする差別的取り扱いを禁止するとともに、障がいのある人に対する合理的な配慮（障がい者に対する社会的障壁の除去）が明記されました。そして令和6年（2024年）4月からは、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されています。

飯山市では令和6年度（2024年度）に第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定しました。障害者総合支援法の基本理念を基に、障がいのある人の日常生活を支える方策を定めています。障がいのある人もない人も、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や福祉サービス事業者、教育機関、行政の専門職など地域の多様な主体がつながり、適度な距離で気かけ合うことで、「その人らしく生き生きと、安心して暮らせる」共生社会を共に創っていくことに取り組んでいきます。

障がいのある人への人権問題として、偏見や差別意識が生じる背景には障がいの発生原因や症状についての理解不足が大きく影響しています。障がいのある人もない人も、お互いの個性や人格を尊重し合い共に暮らせる社会を目指すため、認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

問19 あなたは、障がい者に関し、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



〔施策の方向〕

- ① 飯山市障がい者計画、障がい福祉計画及び飯山市障がい児福祉計画を推進します。
- ② 障がいのある人や障がいに対する偏見や差別、障がいのある人への虐待をなくすために、正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。
- ③ 障がいのある人・ない人が「共に生きる社会」実現のため、保育園、幼稚園や小中学校での「障がいへの理解を深める教育」を推進し、各種交流活動やさまざまなボランティア活動への参加を呼びかけます。
- ④ 障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、バリアフリーやユニバーサルデザイン化など福祉のまちづくりを推進します。公共施設についても改善を進めます。
- ⑤ 障がいのある人の人権擁護のため、人権擁護委員と連携した相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 障がいのある人の状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般就労や福祉的就労の促進など雇用機会の拡大を図ります。
- ⑦ 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ共に過ごすための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪としたインクルーシブ¹

¹ インクルーシブ：包括的、包括性という意味で、教育においては障がいの有無にかかわらずすべての子どもが共に学び自立できる力を育むことを目指すことが重視される

な教育の実現のための取り組みを進めます。

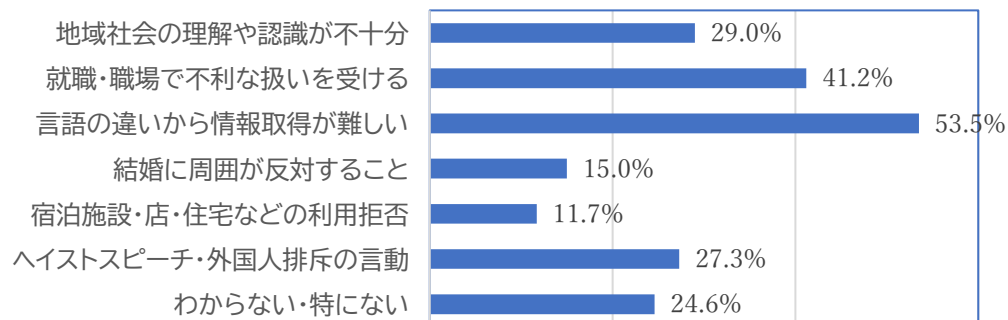
(6) 外国人

飯山市に居住する外国人は、令和7年（2025年）3月31日現在278人となっています。また、平成27年（2015年）3月に北陸新幹線飯山駅が開業し、インバウンド客や移住者が増加しています。市民は、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で外国人と密接にかかわりをもっています。市民意識調査の結果では、外国人に関わる人権問題として、言語が異なるため日常生活に必要な情報の取得や相談をしにくいのではないかと回答が多くなっています。市では、外国語表記のパンフレットの配布やホームページの外国語切替対応、転入手続きの際には健康保険や年金などの各種制度の説明、併せてごみの出し方等、日常生活に関する情報の提供など、外国人が暮らしやすい施策を推進してきました。

また、国際交流員1名、小学校に2人、中学校に2人の「外国語指導助手」を配置し、幼少期から国際理解教育を推進しています。

なお、全国的には特定の国籍や民族の人々を排斥しようとするヘイトスピーチ等の問題があり、平成28年（2016年）に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

問21 あなたは日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。



外国人と日本人が住民として共に生活できる、開かれた地域社会を実現するために、それぞれの国の歴史や文化を正しく理解し、尊重するとともに、広く市民の間に文化の多様性を受け入れる「共生の心」を醸成し、共に安心して快適に生きていくことができる共生社会を目指します。

〔施策の方向〕

- ① 国際交流員による各種交流活動、公民館などで行う講座の開催、地区の人権学習会などの場を活用して、人権の尊重や多様な文化の理解など、国際理解の促進と共生意識の醸成に努めます。

- ② 学校において国際理解教育を推進します。
- ③ 外国籍の児童生徒には、就学の機会を保障するとともに、日本語の習得、生活適応のための相談指導に努めます。また、必要に応じて、外国籍児童支援員を配置します。
- ④ 災害時を含め、日常生活に必要な情報の提供、生活相談など支援体制を充実します。

(7) 犯罪被害者等

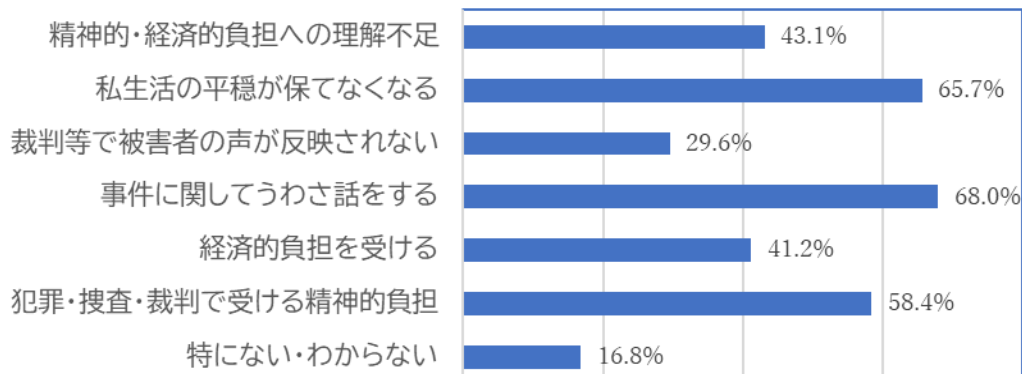
犯罪被害者やその家族は、犯罪という理不尽な行為により身体的・精神的に直接被害を受けるだけにとどまらず、被害後に生じる周囲の心無いことばや報道等により、重ねて平穏な生活が脅かされるなど様々な困難に直面しています。

国は、平成17年（2005年）に「犯罪被害者等基本法」を施行、また同法に基づき「犯罪被害者等基本計画」を策定し、地方公共団体に対しても必要な取り組みを講じるよう求めています。

県では、令和4年（2022年）に「長野県犯罪被害者等支援条例」を施行し、条例の制定を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する具体的な施策を定めた「長野県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

飯山市は、令和5年（2023年）に「飯山市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復や軽減、日常生活の再建を図るための支援の基本となる事項を定めました。この条例等に基づき、犯罪被害者とその家族等に対し適切な支援を提供し、犯罪に伴う人権侵害や二次被害を防ぐための取り組みに努めます。

問26 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



〔施策の方向〕

- ① 「飯山市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が置かれている状況に応じ、必要な支援を進めます。
- ② 必要に応じ、県や警察、長野犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携できるような市の支援体制を整備します。
- ③ 犯罪被害者等に対する理解を促し、二次被害が生じることがないよう啓発を図ります。

(8) 性的マイノリティ（少数者）

これまで社会では、性は男性と女性の2つであり、恋愛感情は異性に対して起こるものと捉えられてきました。しかし、性的指向やジェンダーアイデンティティは多様であるということが少しずつ認識されてきています。性的マイノリティとは、心と体の性が一致しない人や好きになる人が異性であるとは限らない人など、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）について少数派となる方たちのことで、LGBTQ+（エルジービーティーキュープラス）という言葉で表すこともあります。

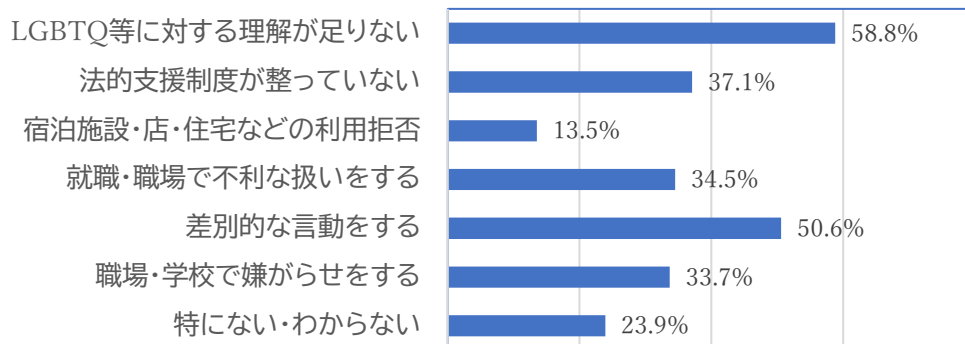
このように自らの性的指向や身体と心の性自認が一致しないため違和感に悩む人などに対し、周囲の無理解による偏見や差別的な言動の対象とされる問題があります。また、本人の同意を得ずに、その人の性的指向や性自認などを勝手に暴露する行為（アウティング）も問題となっています。

国では、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取り扱いに関する法律」が、令和5年（2023年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律」が施行され、性的マイノリティの方々に対する理解を促進するための積極的な啓発が図られています。

長野県は、誰もが多様性や違いを認め、人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みの一環として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し、生活上の障壁を取り除くことを目指して「長野県パートナーシップ届出制度」を令和5年（2023年）に制定しています。

飯山市の令和5年度（2023年度）の市民意識調査の結果では、性的マイノリティへの理解不足や差別的言動を問題とする回答の割合が高くなっていました。ジェンダーアイデンティティの多様性を認め、理解を深めるための教育や啓発を更に進めることが重要です。

問28 あなたはLGBTQ等の性的少数者の方々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答）



〔施策の方向〕

- ① 多くの市民が性の多様性について理解を深められるよう、人権講座等を通じた啓発活動に努めます。
- ② 教職員等が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう研修会を開催します。また相談体制の充実を図ります。
- ③ 職場等でのアウティング²はハラスメントであり、性的マイノリティに対する差別は人権侵害となることを周知し、企業等に適切な対応を働きかけます。
- ④ 性的マイノリティ当事者の生きづらさや悩みを相談できる窓口の設置、及び周知を図り、社会生活上での不利益の解消に努めます。

(9) 感染症患者等

ハンセン病、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）、新型コロナウイルス等の感染症については、正しい知識や情報が不十分であることにより、偏見や差別が発生します。

ハンセン病は、かつて国の隔離政策により当事者が厳しい人権侵害を受けてきました。国は、ハンセン病回復者の方々が地域社会から孤立せず、安心して生活を送るための環境整備や、偏見・差別のない社会の実現を謳った「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を平成21年（2009年）に施行し、ハンセン病に起因する人権問題の解決に取り組んでいます。

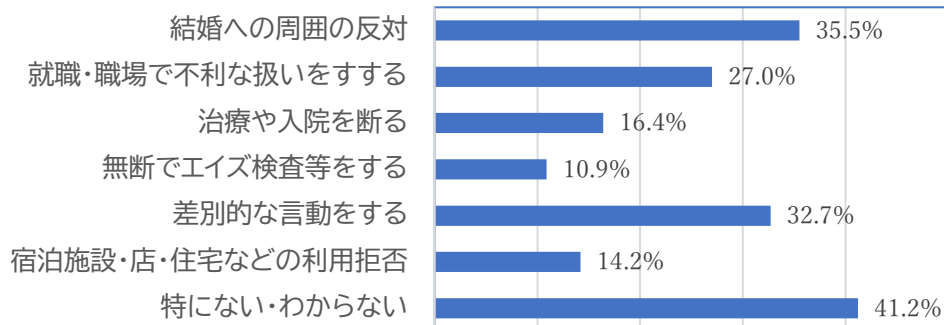
H I Vが引き起こすエイズ（後天性免疫不全症候群）についても、いたずらに感染を恐れるのではなく、正しい知識としっかりした予防行動により、感染のリスクを減らすことができることがわかってきました。また、治療法の進歩により、仮にH I Vに感染したとしても、早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができます。

令和2年（2020年）以降、世界的に新型コロナウイルスが蔓延し、人々の生命や健康が脅かされ、生活や経済活動にも大きな影響を及ぼしました。感染が拡大する中、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的な言動が深刻な問題となったことを受け、令和3年（2021年）には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部改正により、差別や偏見を防止するための規定が設けられました。

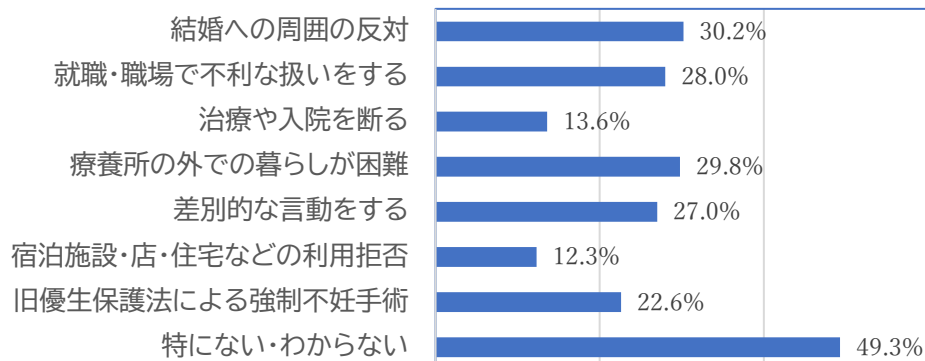
飯山市にあっても、感染症などについて、正しい知識の普及や理解を図り、感染症による差別や偏見のない社会の実現に向け、引き続き取り組む必要があります。

² アウティング：本人の性のあり方を同意なく第三者に暴露すること

問23 あなたは、HIV感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか(複数回答)



問25 現在どのような面にハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか(複数回答)



〔施策の方向〕

- ① ハンセン病の正しい知識の普及啓発を推進し、偏見や差別の解消に努めます。
- ② H I V感染症の感染予防のための正しい知識の普及を行うとともに、知識不足や誤解によって生じるさまざまな偏見や差別をなくす啓発活動に取り組むほか、学校教育においても発達段階に応じて正しい知識を身に付けることにより、H I V感染者及びエイズ患者と共に生きていく社会づくりを推進します。
- ③ 新型コロナウイルス感染症のほか、新たな感染症に関する情報や感染症予防等の情報発信に努めます。

(10) 災害に伴う人権問題

近年の気候変動等により、各地で大きな自然災害が発生しています。また日本は地震大国であることから、平成23年(2011年)の東日本大震災、令和6年(2024年)の能登半島地震など、各地で大規模な地震が発生しています。

これらの災害の現場では、避難所等における様々な人権問題が明らかになり、プライバシーの確保や女性、子ども、障がいのある人、高齢者等への配慮の重要性があらためて認識されました。また近年は、SNS等によるデマ情報の拡散なども大きな問題となっています。さらに、東日本大震災の際の原子力発電所の事故に伴う、風評による偏見・差別なども災害に起因する人権問題となっています。

災害という緊急事態発生時にも、正しい知識と互いに思いやる気持ちを持って、人権が守られるよう、平常時から取り組む必要があります。

〔施策の方向〕

- ① 人権に配慮した防災体制を推進するため、地域、関係機関との連携を図ります。
- ② 災害発生時における情報伝達について、要配慮者にも配慮した様々な媒体による伝達方法の活用を研究、推進します。
- ③ 地域での防災訓練等を通じた実践的な防災知識や自主防災体制の充実が図られるよう努めます。
- ④ デマ情報の拡散や風評被害、被災者への差別が生じる現状を踏まえ、被災地の状況を正しく知り、差別や人権侵害が起きないように教育・啓発に努めます。

(1) 様々な人権課題

人権問題については、ここまでに記述した以外にも多くの問題があり、それぞれ関係法令によって、人権啓発や社会参加の推進が図られています。飯山市では従来から各種の学習会や講座などの機会を通じて様々な人権問題についての啓発に努めてきましたが、今後も以下①～⑦のような問題に加え、新たに生じる人権問題にも適切に対応していきます。

- ① 刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるよう偏見や差別の解消に努めます。
- ② アイヌ民族の歴史文化に対する関心を一層高め、アイヌの人々に対する偏見や差別の解消に努めます。
- ③ プライバシーの侵害や個人情報の漏洩などは、情報化の進展により多く発生していることから、個人情報とプライバシーの保護についての啓発と相談体制の充実に努めます。
- ④ 地域社会における慣行や因習あるいは考え方で差別や差別につながる恐れのあるものについては、見直しや研究を進めます。
- ⑤ 北朝鮮による人権侵害に関する認識を深め、拉致問題を自分ごととして受け止め、早期解決を目指すための啓発、学習機会の充実に努めます。
- ⑥ 働く人の人権の視点から、カスタマーハラスメントも含め様々なハラスメントにより心身の不調や休職・退職に追い込まれることがないように、ハラスメント防止の徹底、ワークライフバランスの促進など、良好な労働環境づくりのための研修・啓発とともに、相談窓口の周知に努めます。
- ⑦ 失職、自身や家族の病気、家族や友人の死亡など、さまざまな環境の変化によって、周囲との関係が希薄化したり、就労できなくなったりするなど社会的な孤独・孤立状態から、生活困窮や自殺につながる場合があります。当事者の困難が深刻化しないよう、地域での見守りや行政による適切な支援につながる体制づくりに努めます。

第5章 推進体制

1 基本方針の推進体制

飯山市は、人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識の高揚を図ることにより、あらゆる差別のない明るい飯山市を築くことを目的とした「差別のない明るい飯山市を築く条例」に基づき施策を展開しています。

人権政策の効果的な推進にあたっては、この条例と本方針に基づき、行政と市民が一体となって取り組んでいくことが重要です。

行政は「人権尊重社会の基盤づくり」を担い「仕組みをつくり支える」存在として、人権政策課を中心に、次のような役割を果たします。

- ・ 人権政策の方向性や計画の検討及び見直しなど施策の推進と調整
- ・ 人権講座、研修会開催など教育、啓発活動の推進
- ・ 人権相談窓口の充実、支援体制の整備
- ・ 高齢者、障がい者、子どもなど社会的弱者とされる人への支援
- ・ 人権侵害や差別・偏見など様々な人権課題への対応

市民は、一人ひとりが日常生活の中で人権尊重の意識を持ち、次のような態度と取り組みを通じ、人権課題の解決と人権侵害のない地域社会づくりを目指します。

- ・ 誰もが、差別的な言動をしない、差別を見抜き、見逃さない、許さない
- ・ 講座や学習会への参加による学び続ける姿勢
- ・ 地域での支え合い、災害時の共助の推進
- ・ 多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる地域づくり

また、「差別のない明るい飯山市を築く審議会」において、人権にかかる課題及び施策等について審議し、意見や提言を生かして施策を推進していきます。

市の各部署においては、基本方針の趣旨を踏まえ、審議会の提言等に基づいて人権施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 多様な主体との連携

国・県・民間団体・企業・学校などの関係機関においては、それぞれに人権に関する各種の取り組みが進められています。市の人権政策を効果的に推進していくために、これら関係機関との連携を密にし、情報交換と相互協力体制の充実を積極的に推進します。

3 基本方針の見直し

人権が尊重された地域づくりを推進するため、社会情勢の変化、また5年ごとの人権に関する市民意識調査の結果等を踏まえ、人権施策を着実かつ効果的に推進するため、差別のない明るい飯山市を築く審議会に意見を求めるとともに、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて方針の見直しを行います。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日
第3回国際連合総会において採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神を持って行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対して

も、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行のときに国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われたときに適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治的犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭を作る権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国において等しく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道德、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

（日本国民たる要件）

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障）

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

- 2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- 3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- 4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(公務員の不法行為による損害の賠償)

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

(奴隸的拘束及び苦役の禁止)

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信の秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国に移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(納税の義務)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、搜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(拷問及び残虐な刑罰の禁止)

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

(刑事被告人の権利)

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

(自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界)

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

(遡及処罰、二重処罰等の禁止)

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(刑事補償)

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めると

ころにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

（基本的人権の由来特質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

差別のない明るい飯山市を築く条例

平成9年6月27日条例第16号
改正

平成15年6月27日条例第16号
平成19年3月28日条例第2号
令和4年3月25日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民の基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念並びに人権尊重都市宣言（平成6年3月16日飯山市議会議決）の精神にのっとり、人権意識の高揚を図ることにより、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等あらゆる差別のない明るい飯山市を築くことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めなければならない。

(教育及び啓発活動の充実)

第4条 市は、国、県及び関係団体と連携し、市民の人権意識の高揚を図るための教育及び啓発活動を推進するものとする。

(実態調査の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するための施策の推進に反映するため、必要に応じ、実態調査を行うものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるために国、県及び関係団体と連携し、相談体制の充実を図るものとする。

(審議会)

第7条 差別のない明るい飯山市を築く審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するための重要事項について調査及び審議する。

(組織)

第9条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第11条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(庶務)

第13条 審議会に書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。
(飯山市部落解放審議会条例の廃止)
- 2 飯山市部落解放審議会条例(昭和32年飯山市条例第22号)は、廃止する。
(任期の特例)
- 3 この条例の規定に基づき最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第9条本文の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
(この条例の改廃についての検討)
- 4 審議会は、国及び県の法的措置等並びに市民の人権意識の状況等を総合的に勘案して必要があると認める場合において、又はこの条例の施行の日から5年ごとに、この条例の改廃について検討し、その結果を市長に建議するものとする。
(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年飯山市条例第39号)の一部を次のとおり改正する。

別表中「部落解放審議会の委員」を「差別のない明るい飯山市を築く審議会委員」に改める。

附 則 (平成15年6月27日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

人 権 尊 重 都 市 宣 言

平成6年3月16日 議案第40号
飯 山 市 議 会 可 決

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内外において強い社会的要請にまで高まっている。

しかるに、わが国においては、部落差別をはじめとする様々な人権侵害の事象は容易に後を絶つことがなく、平和で明るい地域社会の存立を脅かしている。

よって本市は、あらゆる差別のない、人権が何より尊重される文化国家、福祉国家の構築が急務であることを認識し、すべての市民の人権が等しく保障されるために必要な教育、啓発等の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、ここに本市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

飯山市人権政策推進に関する基本方針（改定）の経過

審議会開催状況

◇令和6年度（2024年度）

・第1回 7月8日 ・第2回 8月21日 ・第3回 11月18日

◇令和7年度（2025年度）

・第1回 10月17日 ・第2回 1月23日 ・第3回 3月9日

市長からの諮問

令和8年（2026年）1月23日

市長への答申

令和8年（2026年）3月26日

差別のない明るい飯山市を築く審議会委員名簿（敬称略）

職 名	氏 名	団 体 名	備 考
会 長	高 澤 寛	飯山市人権同和男女共同参画地域推進員会	
副会長	山 崎 久 子	飯山人権擁護委員協議会飯山支部会	
委 員	村田也寸志	飯山市区長会協議会	R6.12.31まで
委 員	手 塚 宏 之		R7.12.31まで
委 員	荻 原 賢 二		R8.1.1から
委 員	久保田桂子	飯山市民生児童委員協議会	R7.12.31まで
委 員	斎 藤 誠		R8.1.1から
委 員	森 崎 鉄 兵	飯山市身体障害者福祉協会	R7.10.9御逝去
委 員	石川健太郎	飯山市PTA連合会	R7.3.31まで
委 員	武 田 香 織		R7.4.1から
委 員	飛 澤 聡	飯山市子ども会育成連絡協議会	
委 員	井 村 泰 隆	北信地区労働組合会議	R6.10.31まで
委 員	江 口 秀 行	飯山市企業人権教育推進協議会	
委 員	小 橋 久 男	部落解放同盟飯山市協議会	
委 員	堀 内 寛 子	飯山市校長会	R7.3.31まで
委 員	高 橋 廣 貴		R7.4.1から
委 員	村 松 直 昭	飯山市公民館長	
委 員	丸 山 明 美	公募委員	
委 員	西 條 三 香	公募委員	

令和5年(2023年)度
人権に関する市民意識調査
報 告 書

令和5年(2023年)12月
飯山市教育委員会事務局
教育部 人権政策課

目 次

調査の概要	48
調査結果	
回答者の属性	50
I 人権意識について	
問1 「人権」に対するイメージ(印象・感想)について、一番近いと思う項目ひとつに ○印をご記入ください。	51
問2 「人権」と自分との関係について、自分の思いに一番近いと思う項目ひとつに ○印をご記入ください。	52
問3 日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、性的少数者 などの差別をはじめさまざまな人権問題があります。あなたは、人権問題に関心を持 いますか。自分の思いに一番近いと思う項目ひとつに○印をご記入ください。	53
問4 人権に関することで、あなたが見聞きしたことがあるものはどれですか。	54
問5 人権に関する講演会・懇談会・学習会・イベントに参加したことがありますか。	55
II 人権侵害について	
問6 あなたは、最近5年間で、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。	56
問7 その人権侵害はどのようなものでしたか。	57
問8 その人権侵害はどこでありましたか。	57
問9 それは、どのような理由による人権侵害ですか。	58
問10 人権侵害を受けたときあなたはどのように対応しましたか。	58
III 主な人権課題に関する意識について	
問11 あなたは、社会で女性に対する差別・偏見はあると思いますか。	59
問12 あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。	60
問13 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。	61
問14 あなたは、社会で子どもの人権が守られていると思いますか。	62
問15 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。	63
問16 あなたは、社会で高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。	64
問17 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。	65
問18 あなたは、社会で障がいのある人に対する差別・偏見があると思いますか。	66
問19 あなたは、障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。	67
問20 あなたは、日本に居住している外国人に対する差別・偏見があると思いますか。	68
問21 あなたは、日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きて いると思いますか。	69

問22	あなたは、HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか。.....	70
問23	あなたは、HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。.....	71
問24	あなたは、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか。.....	72
問25	あなたは、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。.....	73
問26	あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。.....	74
問27	あなたは、SNSをはじめとしたインターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。.....	75
問28	あなたは、LGBTQ等の性的少数者の方々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。.....	76

IV 同和問題(部落差別)に関する意識について

問29	あなたは、同和問題(部落差別)を知っていますか。.....	77
問30	あなたが同和問題(部落差別)を、知ったきっかけは何ですか。.....	78
問31	あなたは同和問題(部落差別)についてどのようにお考えですか。.....	79
問32	現在どのような面に同和問題(部落差別)があると思いますか。.....	80
問33	あなたにお子さんがいると仮定し、お子さんの結婚相手が同和地区の人であると知った場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。.....	81
問34	あなた自身が同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしてしていると仮定し、家族や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。.....	82
問35	同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに近いものはどれですか。...	83
問36	あなたは、同和問題を解決するために、どのような取り組みが必要だと思いますか。・	84

V 人権課題を解決する方策について

問37	今後、人権課題として市が積極的に取り組む必要があると思われる課題はどれですか。.....	85
問38	あなたは、人権問題に理解を深め人権意識を高めていくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか。.....	86
問42	人権について、こ目田に意見を教えてください。.....	87

まとめ

令和5年度 人権に関する市民意識調査 報告書 まとめ		88
----------------------------	-------	----

調査の概要

(令和5年8月実施)

1 調査目的

「飯山市人権政策推進に関する基本方針」に基づいて、様々な人権問題を解決するために、人権に関する市民の意識を把握し、より効果的な人権施策を進めていくうえでの基礎資料とする。

2 調査項目

人権意識、人権侵害、回答者の属性に関する設問など選択式の設問38項目、記述式の設問1項目。

3 調査方法

- (1) 調査地域 飯山市全域
(2) 調査対象 市内在住の18歳以上の男女2,000人
(3) 抽出方法 令和5年7月1日現在の住民基本台帳から男女1,000人ずつ10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳代、70歳以上の区分から均等に無作為抽出

項目		計 (人)		男性 (人)		女性 (人)		摘要
飯山市の人口		19,408		9,468		9,940		令和5年7月1日現在の住民基本台帳人口
18歳以上の計		18歳以上	抽出数	18歳以上	抽出数	18歳以上	抽出数	18歳以上は令和5年7月1日現在の人口
		14,050	2,000	7,190	1,000	6,860	1,000	
内訳	10歳代	356	68	188	34	168	34	男女は同数 抽出は各年代で均等 (10歳代は各年代の5分の1の人数、10歳代で余りの人数を調整)
	20歳代	1,345	322	750	161	595	161	
	30歳代	1,521	322	784	161	737	161	
	40歳代	2,244	322	1,142	161	1,102	161	
	50歳代	2,466	322	1,280	161	1,186	161	
	60歳代	2,953	322	1,456	161	1,497	161	
70歳以上		3,165	322	1,590	161	1,575	161	

- (4) 調査方法 郵送配布・郵送回収またはWeb回答
(5) 調査期間 令和5年 8月2日から令和5年8月21日まで

4 回収結果

- (1) 発送数 2,000
(2) 到達数 1,995
(3) 回答数 682
(4) 有効回答数 682 [34.1%]

5 調査結果の集計・表示方法及び数値等の取扱い

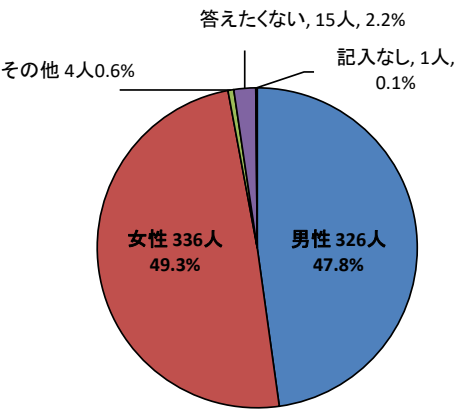
- (1) 「前回調査」とは、平成30年に実施した飯山市の「人権に関する市民意識調査」をさす。
(2) 調査結果の比率は、各設問の無回答を含む回答数の百分比(%)を表している。このため、複数回答の設問では、百分比(%)の合計は、100.0%を超えるものもある。
(3) 百分比(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記している。個々の比率の合計と全体を示す数値が一致しない場合もある。
(4) 県が実施した調査等について本調査と比較できる設問については分析している。県の調査は、令和2年9月に実施した長野県県民文化部人権・男女共同参画課の「人権に関する県民意識調査」をさす。
(5) 図表では、煩雑さを避けるために選択肢の言葉や文章を省略形にする場合がある。

調 査 結 果

回答者の属性

1 回答者数

アンケート送付総数 2,000 人
回答数 682 人
回答率 34.1 %
(前回調査・・・平成30年度 回答率 35.6%)



2 性別

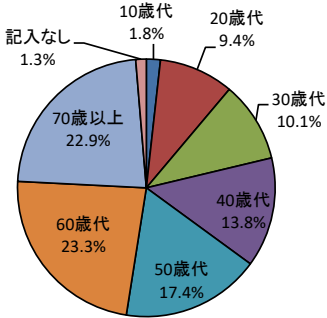
	回答者数	構成比
男性	326	47.8%
女性	336	49.3%
その他	4	0.6%
答えたくない	15	2.2%
記入なし	1	0.1%
合計	682	100.0%

H30 55人
H25 69人

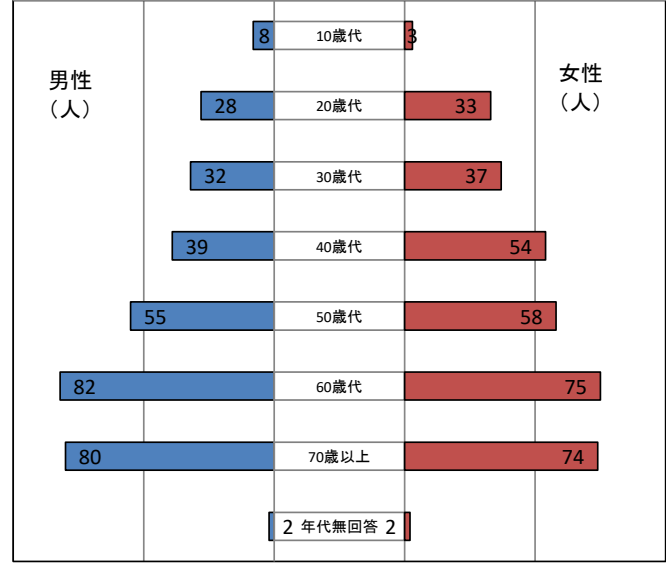
3 年代別

年代	性別	合計	男性	女性	その他	答えたくない	記入なし
10歳代		12	8	3	0	1	0
20歳代		64	28	33	2	1	0
30歳代		69	32	37	0	0	0
40歳代		94	39	54	0	1	0
50歳代		119	55	58	1	5	0
60歳代		159	82	75	0	2	0
70歳以上		156	80	74	1	1	0
記入なし		9	2	2	0	4	1
合計		682	326	336	4	15	1

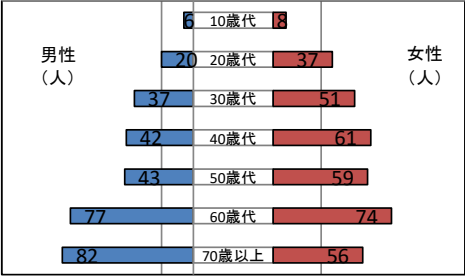
※年代別



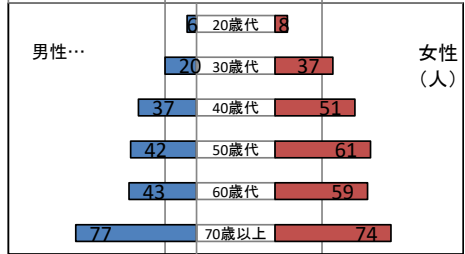
※男女別・年代別回答者数



(参考) 平成30年調査



(参考) 平成25年調査



3 地区別

性別	地区名	飯山地区	秋津地区	木島地区	瑞穂地区	柳原地区	富倉地区
男		95	27	42	19	25	1
女		109	31	32	18	19	0
その他		3	0	0	0	0	0
答えたくない		0	1	0	0	0	0
記入なし		0	0	0	0	0	0
回答数		207	59	74	37	44	1

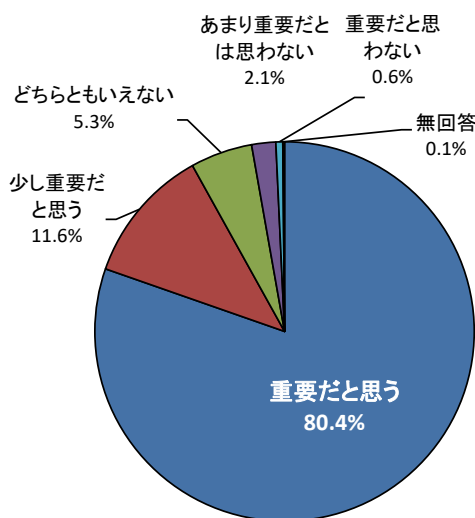
性別	地区名	外様地区	常盤地区	太田地区	岡山地区	記入なし	その他	答えたくない	合計
男		19	34	25	15	4	0	20	326
女		11	52	19	9	4	1	31	336
その他		0	0	0	0	0	1	0	4
答えたくない		0	0	0	0	1	0	13	15
記入なし		0	0	0	0	1	0	0	1
回答数		30	86	44	24	10	2	64	682

I 人権意識について

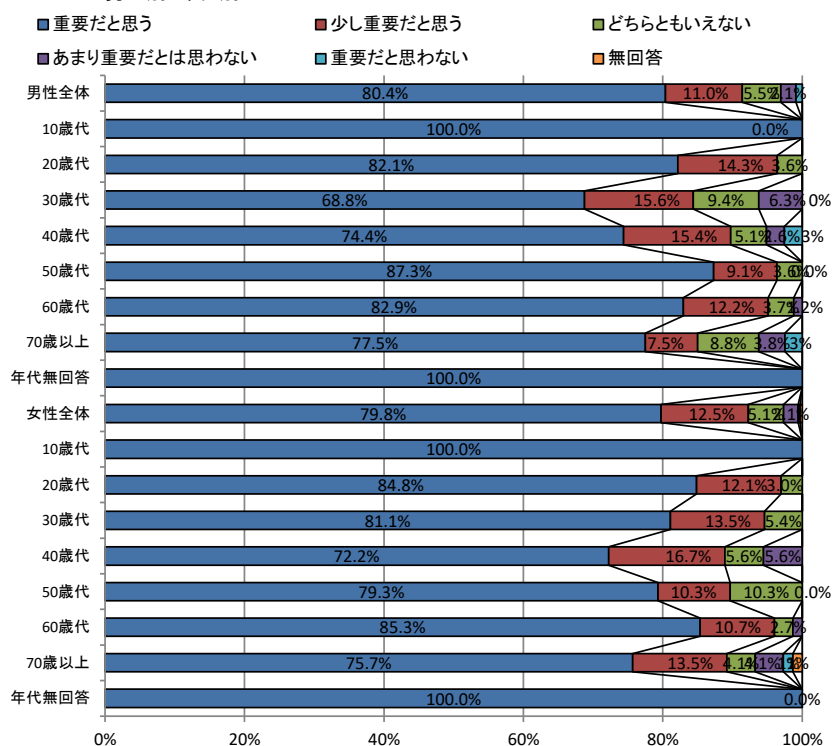
問1 あなたは「人権」ということについてどのようにお考えですか。

「人権」に対するイメージ(印象・感想)について、一番近いと思う項目ひとつに○印をご記入ください。

※全体の回答

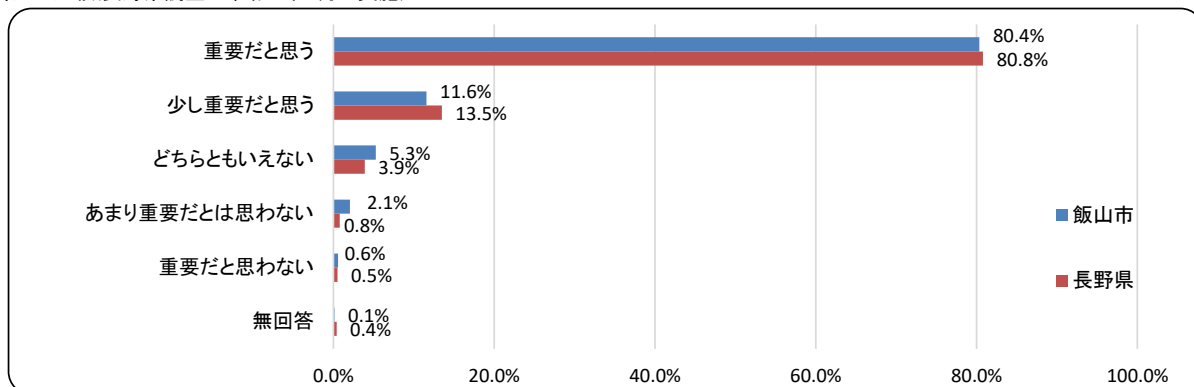


※男女別・年代別



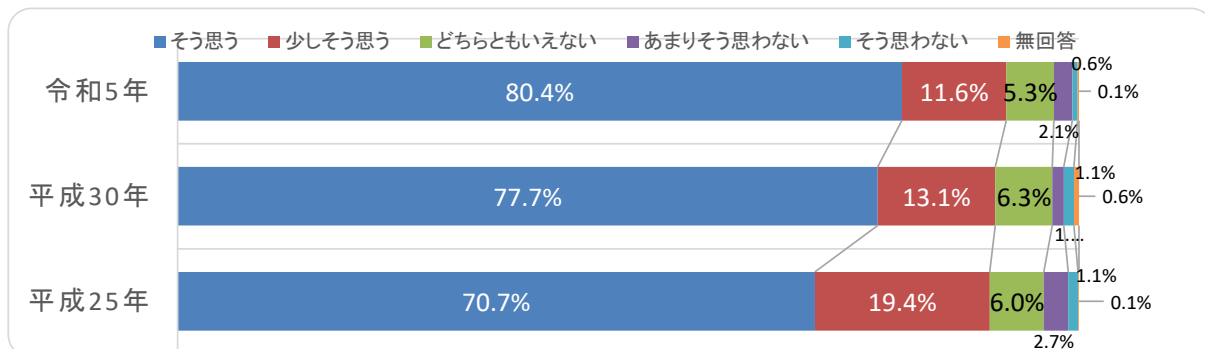
「人権」について、「重要である」、「少し重要だと思う」を含めると92.0%の人が重要であるとの認識を持っている。

※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)

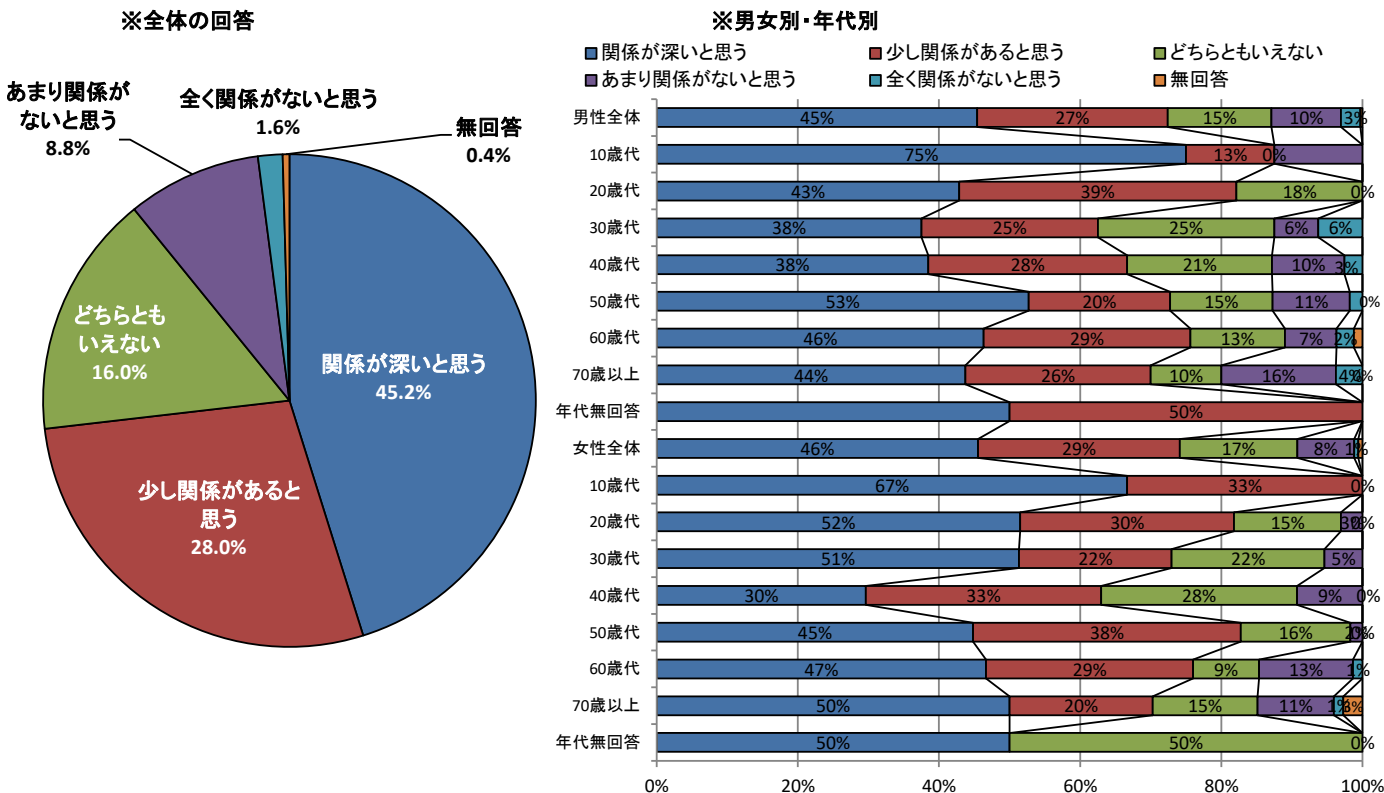


長野県との比較では大きな差はみられなかった。「どちらともいえない」「あまり重要だとは思わない」「重要だと思わない」が上回っている。

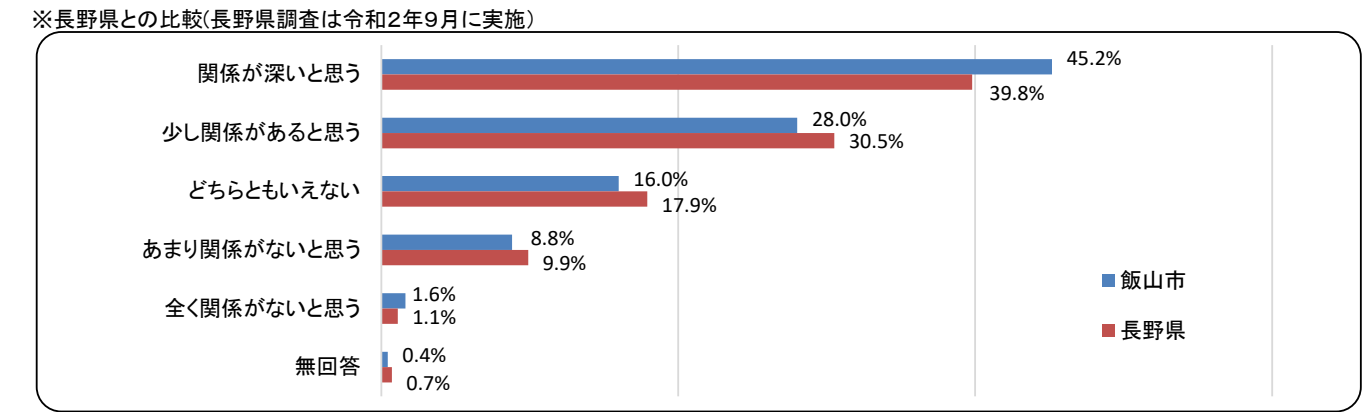
※過去調査との比較



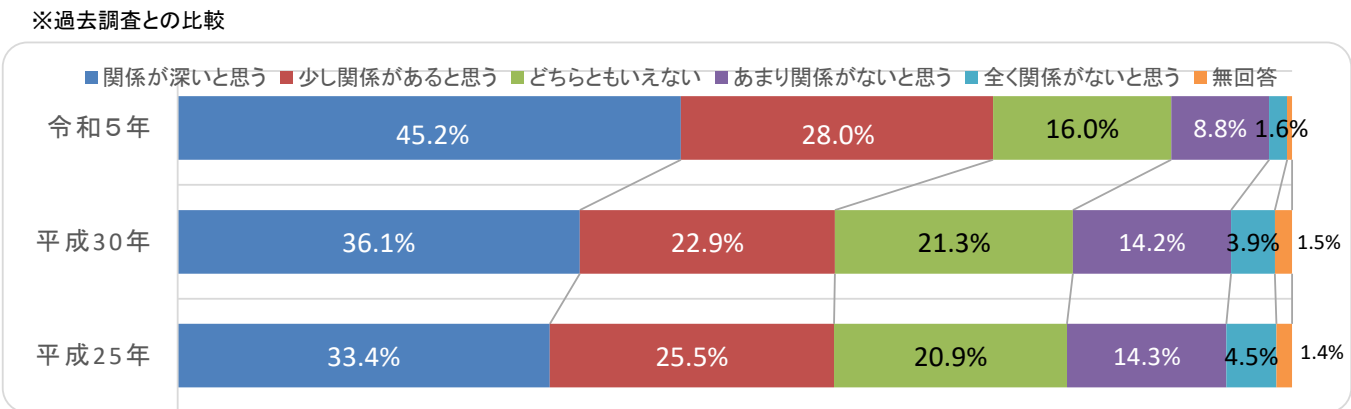
問2 「人権」と自分との関係について、自分の思いに一番近いと思う項目ひとつに○印をご記入ください



「人権」と自分との関係については、「関係が深い」45.2%、「少し関係があると思う」28.0%で、7割弱が関係が深いとしている。



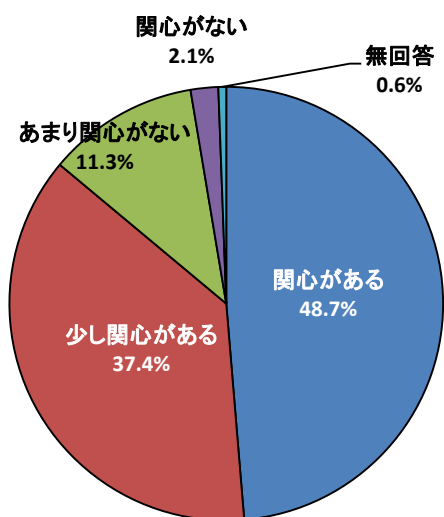
長野県との比較では「関係が深い」を選択する割合が飯山市の方が5.4ポイント高くなっている。「どちらともいえない」は前回調査時は県より高かったが、今回は県より低くなった。



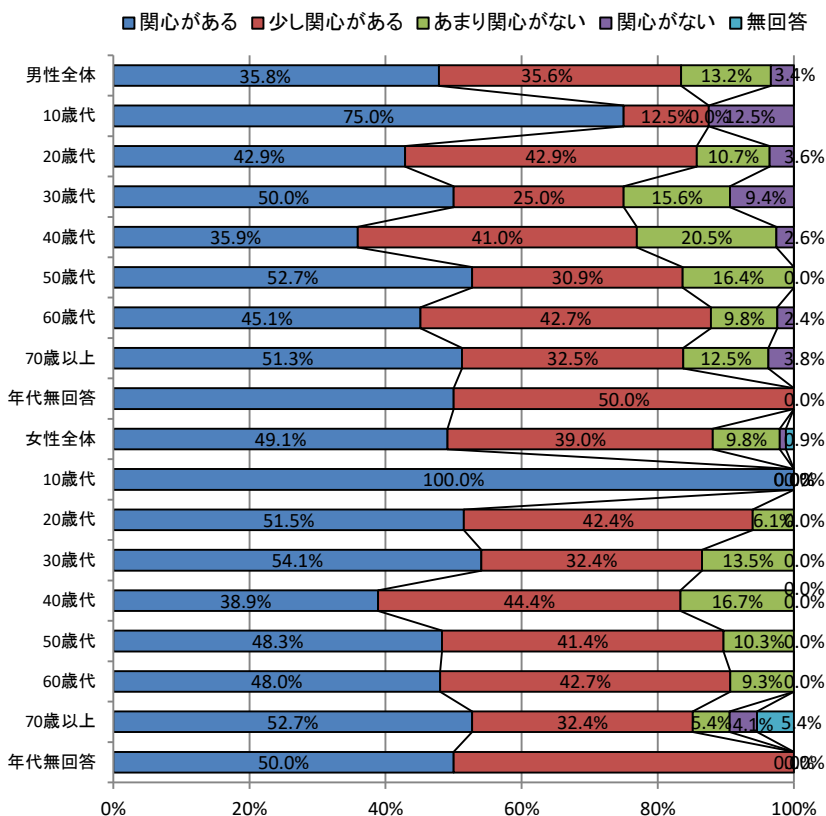
経年で見ると、「関係が深いと思う」「少し関係があると思う」の割合が増加してきている。

問3 日本の社会では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、性的少数者などの差別をはじめさまざまな人権問題があります。あなたは、人権問題に関心を持っていますか。自分の思いに一番近いと思う項目ひとつに○印をご記入ください。

※全体の回答

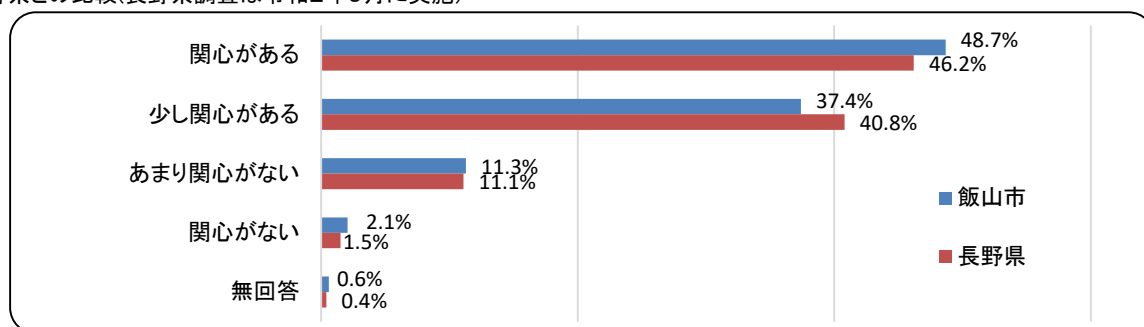


※男女別・年代別回答



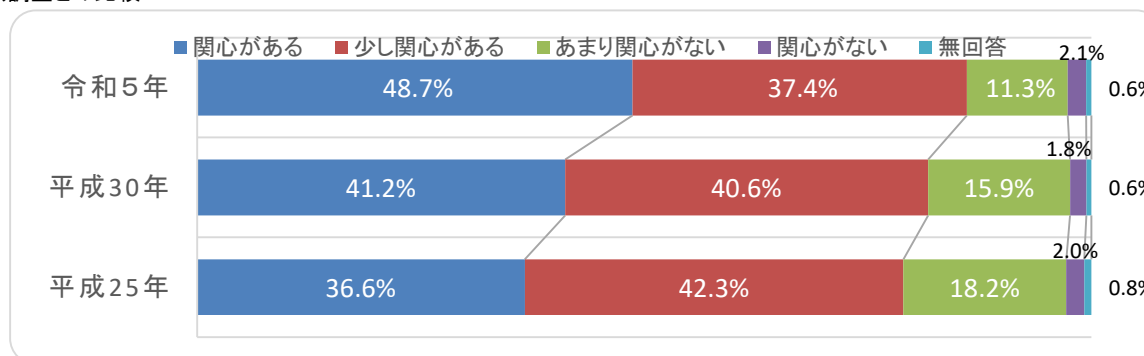
人権問題について、「関心がある」48.7%、「少し関心がある」37.4%をあわせると約8割強が人権問題に関心を持っている。

※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



長野県との比較では「関心がある」が2.5ポイント飯山市が高く、「少し関心がある」と合わせると、県とほぼ等しくなった。

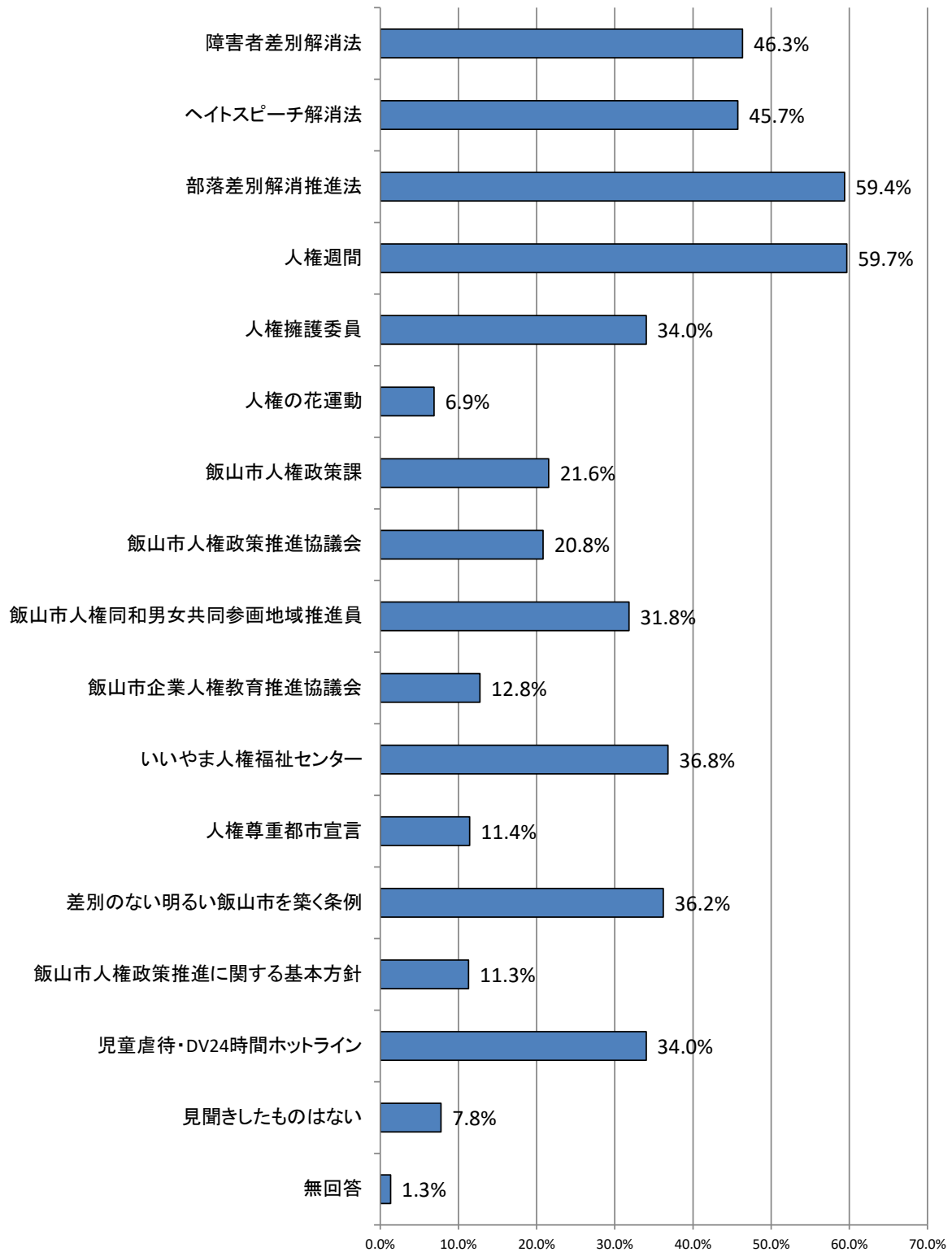
※過去調査との比較



回を追うごとに「関心がある」の割合が高くなっている。

問4 人権に関することで、あなたが見聞きしたことがあるものはどれですか。
(見聞きしたものすべてに○をつけてください)

※全体の回答

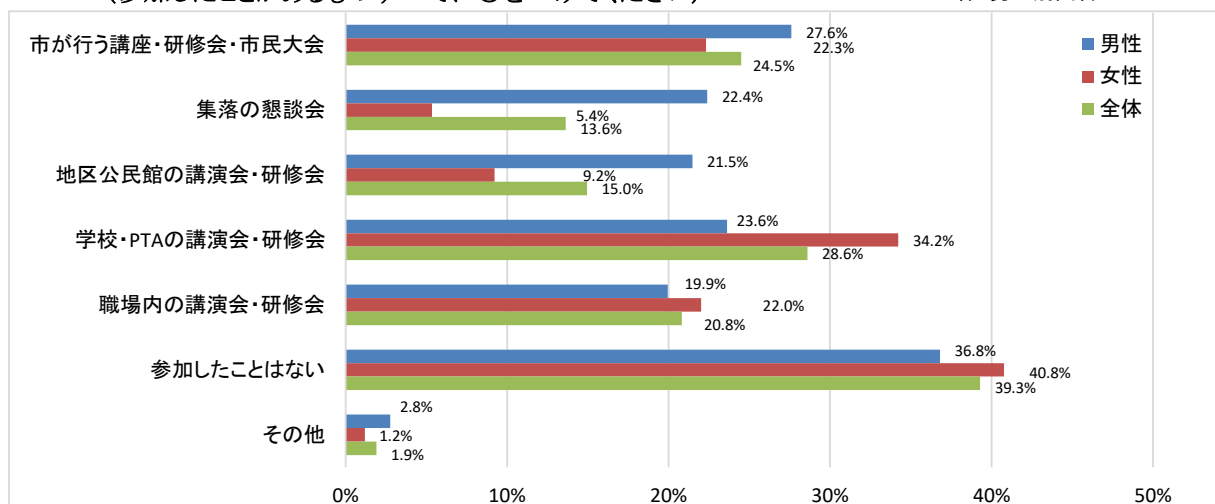


人権に関し、見聞きしたことで最も多いのが、「人権週間」と「部落差別解消推進法」で60%近くになっている。次に「障害者差別解消法」と「ヘイトスピーチ解消法」が46%前後で、「いいやま人権福祉センター」「差別のない明るい飯山市を築く条例」等が続く。(複数回答、%は選択者数/全回答者数×100)

問5 人権に関する講演会・懇談会・学習会・イベントに参加したことがありますか。

(参加したことがあるものすべてに○をつけてください)

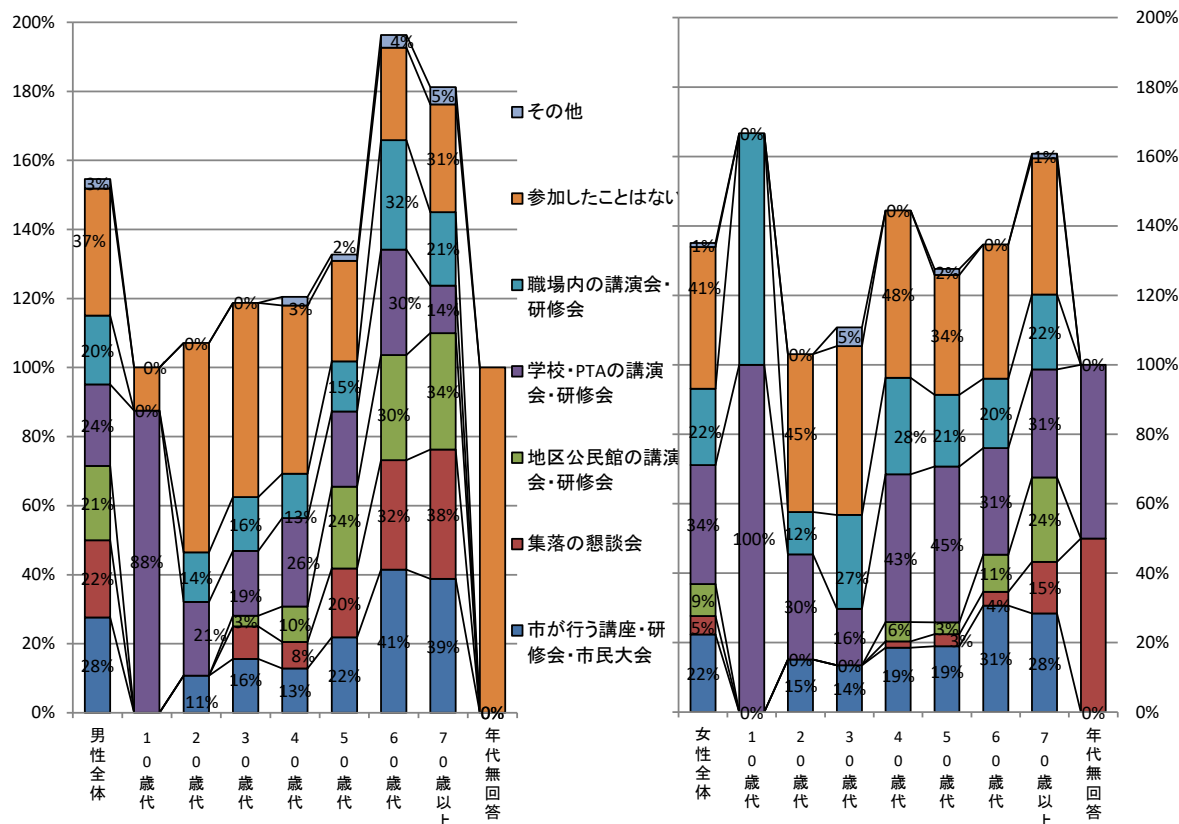
※全体・男女別回答



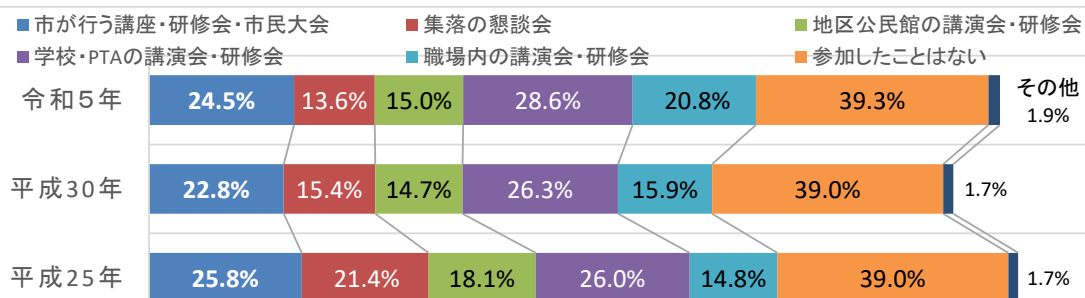
人権に関する講演・懇談会等に参加したことがあるのは、「学校・PTAの講演会・研修会」28.6%、「市が行う講座・研修会・市民大会」24.5%、「地区公民館の講演会・研修会」15.0%、「集落の懇談会」13.6%などの順となっている。(複数回答、上位4項目)

男女別・年代別で傾向を見ると、男性は60歳代、70歳代以上で「市が行う講座・研修会・市民大会」を挙げた人の割合が高く、女性は30歳代を除いて「学校・PTA」を挙げた人の割合が高い。若い世代は「参加したことがない」との回答が多い。「参加したことはない」は毎回4割近くになっている。

※男女別・年代別回答 (%は選択数/その年代の回答者全数×100)



※過去調査との比較

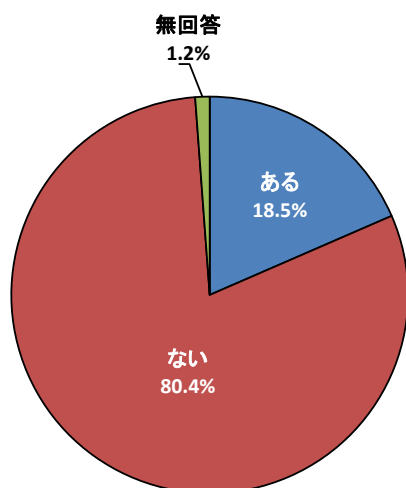


Ⅱ 人権侵害について

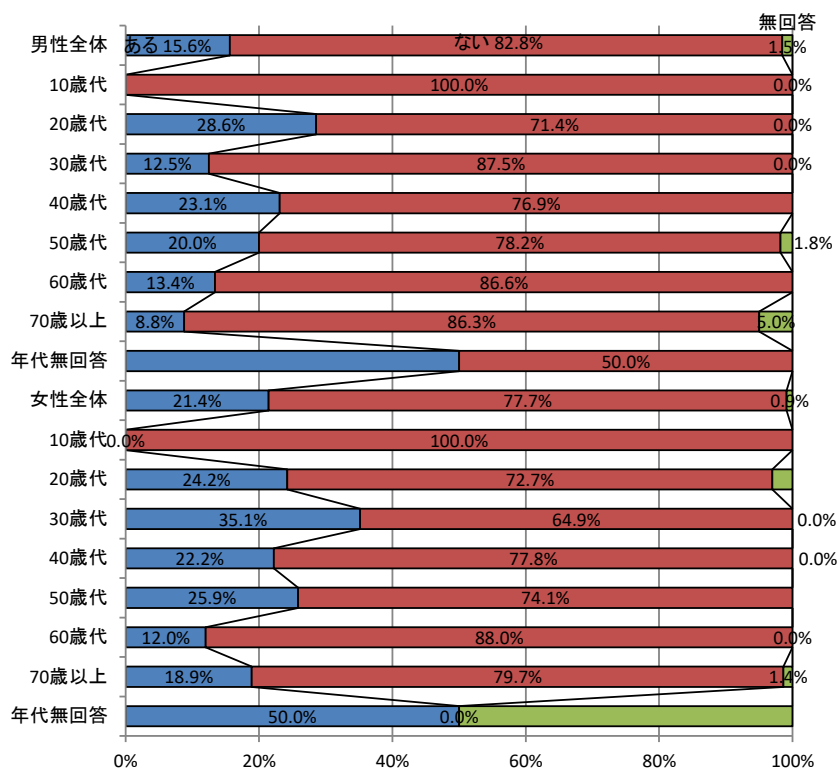
問6 あなたは、最近5年間で、ご自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

(どちらかに○をつけてください)

※全体の回答

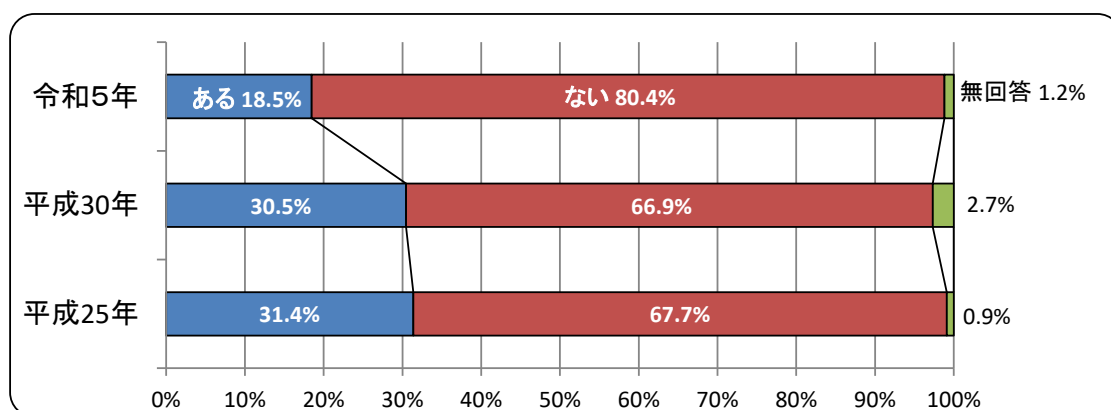


※男女別・年代別

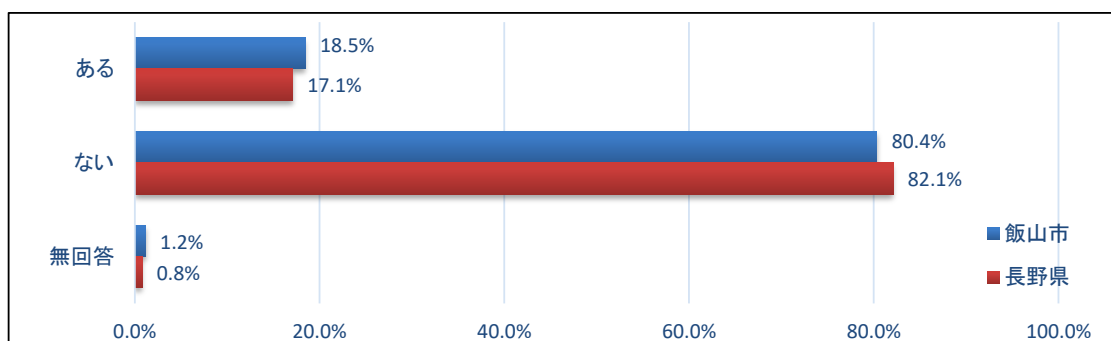


今までに人権侵害されたと思ったことがあるかについて「ある」18.5%、「ない」80.4%となっている。男女別で見ると「ある」と答えた人は、女性が男性を上回っている。前回調査との比較では、「ある」は12ポイント減少し、「ない」が13.5ポイント増加している。県との比較ではほぼ1.4ポイントの差が生じた。

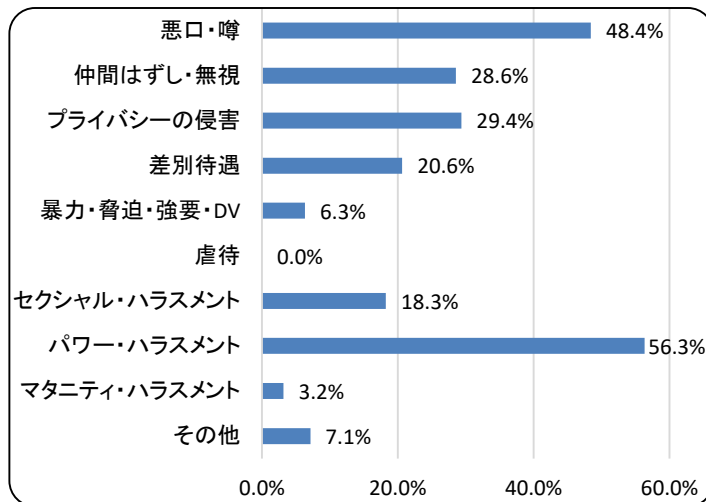
※過去調査との比較



※県との比較

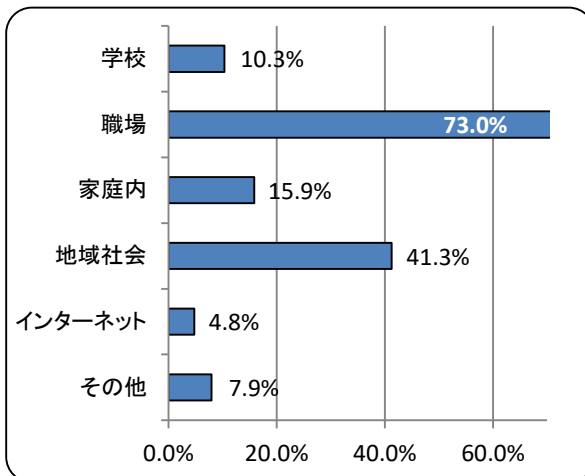


問7 その人権侵害はどのようなものでしたか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

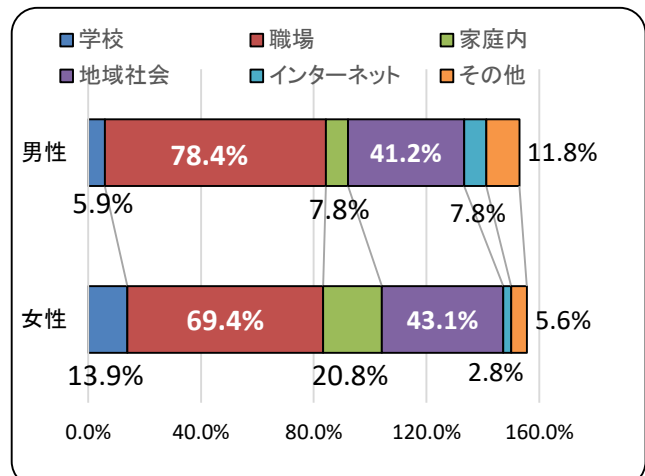


人権侵害の内容は、「パワー・ハラスメント」が56.3%と最も多く、前回トップの「悪口・噂」48.4%を7.9ポイント上回った。以下「プライバシーの侵害」29.4%、「仲間はずし・無視」28.6%などの順となっている。(複数回答、上位4項目)

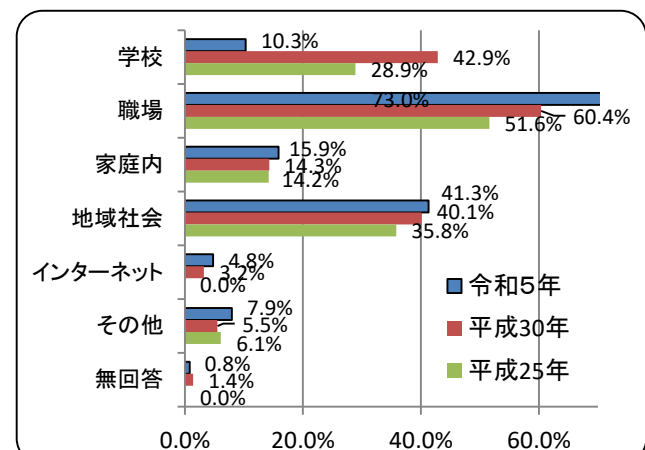
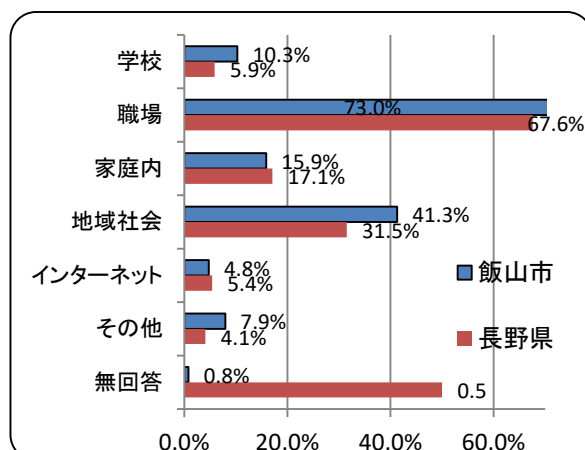
問8 その人権侵害はどこでありましたか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)



※男女の回答



人権侵害がどこであったかという問では「職場」が最も多く73.0%、次いで「地域社会」41.3%、「学校」10.3%などの順となっている(複数回答)。女性の「家庭内」は前回16.9%より増加し、2割を占めた。

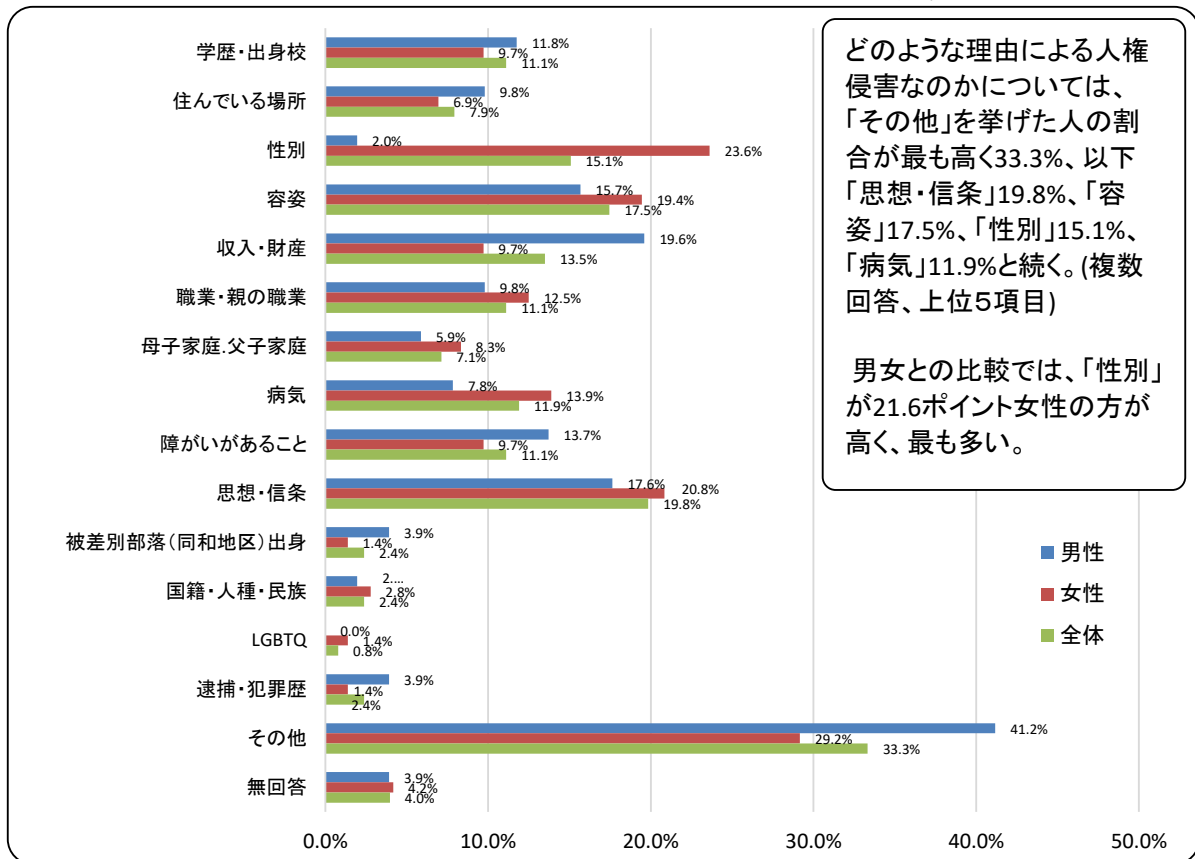


※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施) ※過去2回との比較

職場の割合が県と合わせても高く、ここ数回でも増加傾向である。県の調査でも「学校」の割合は1割程で、飯山市では前回に比べて減少した(前は30代40代に多かったが今回は少なかった)。

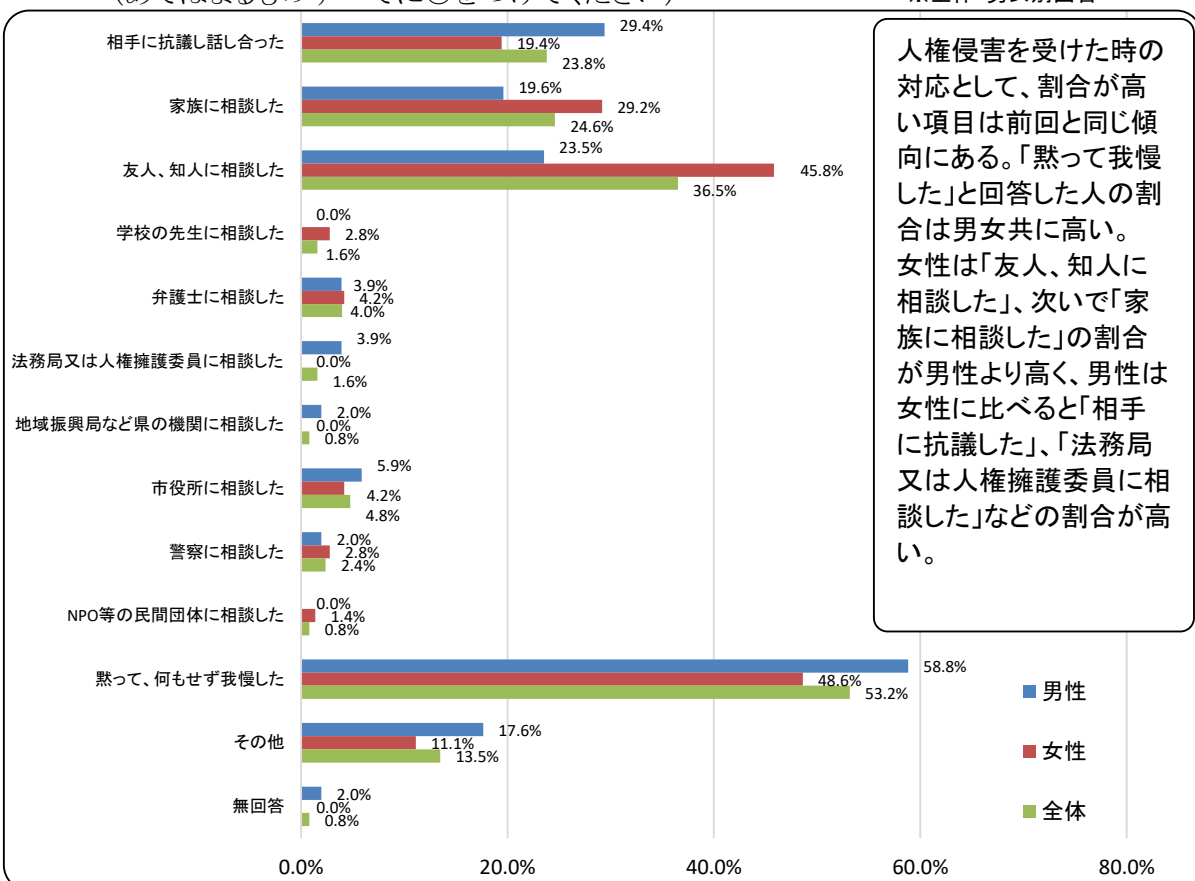
問9 それは、どのような理由による人権侵害ですか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



問10 人権侵害を受けときあなたはどのように対応しましたか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答

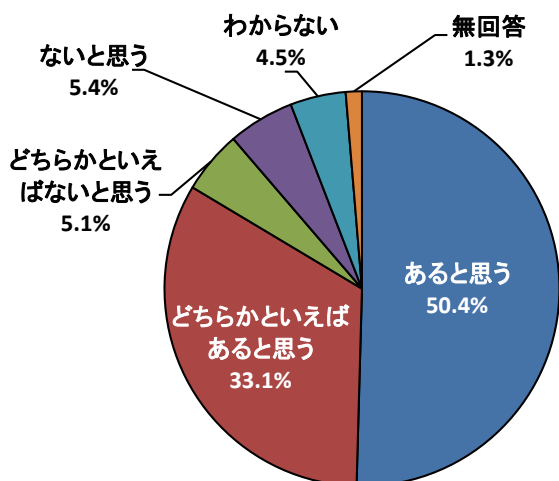


Ⅲ 主な人権課題に関する意識について

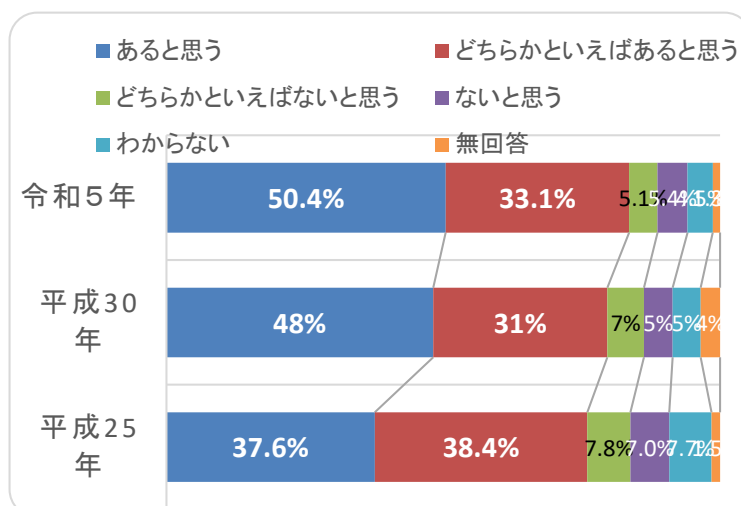
問11 あなたは、社会で女性に対する差別・偏見はあると思いますか。

(ひとつだけ○をつけてください)

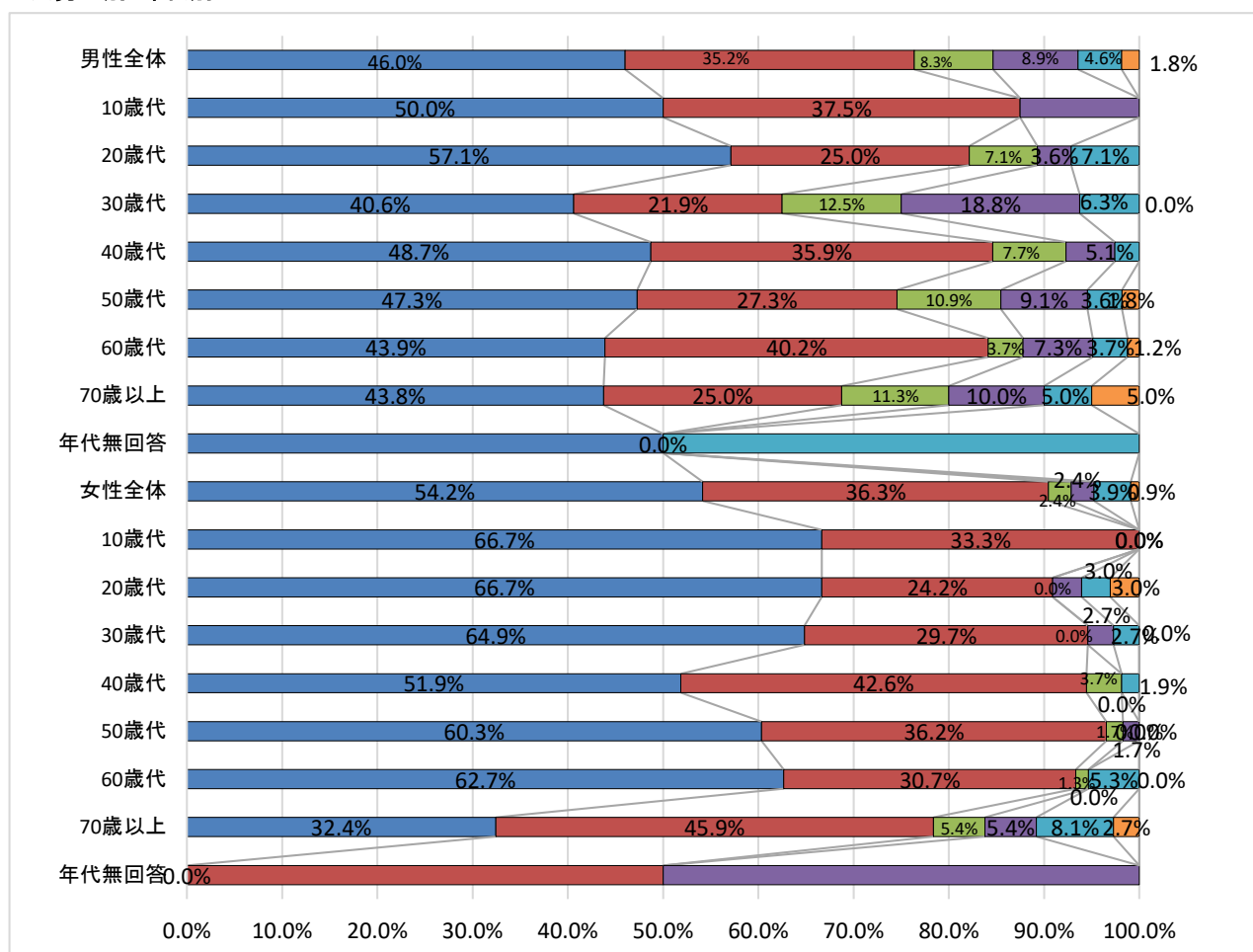
※全体の回答



※過去調査との比較



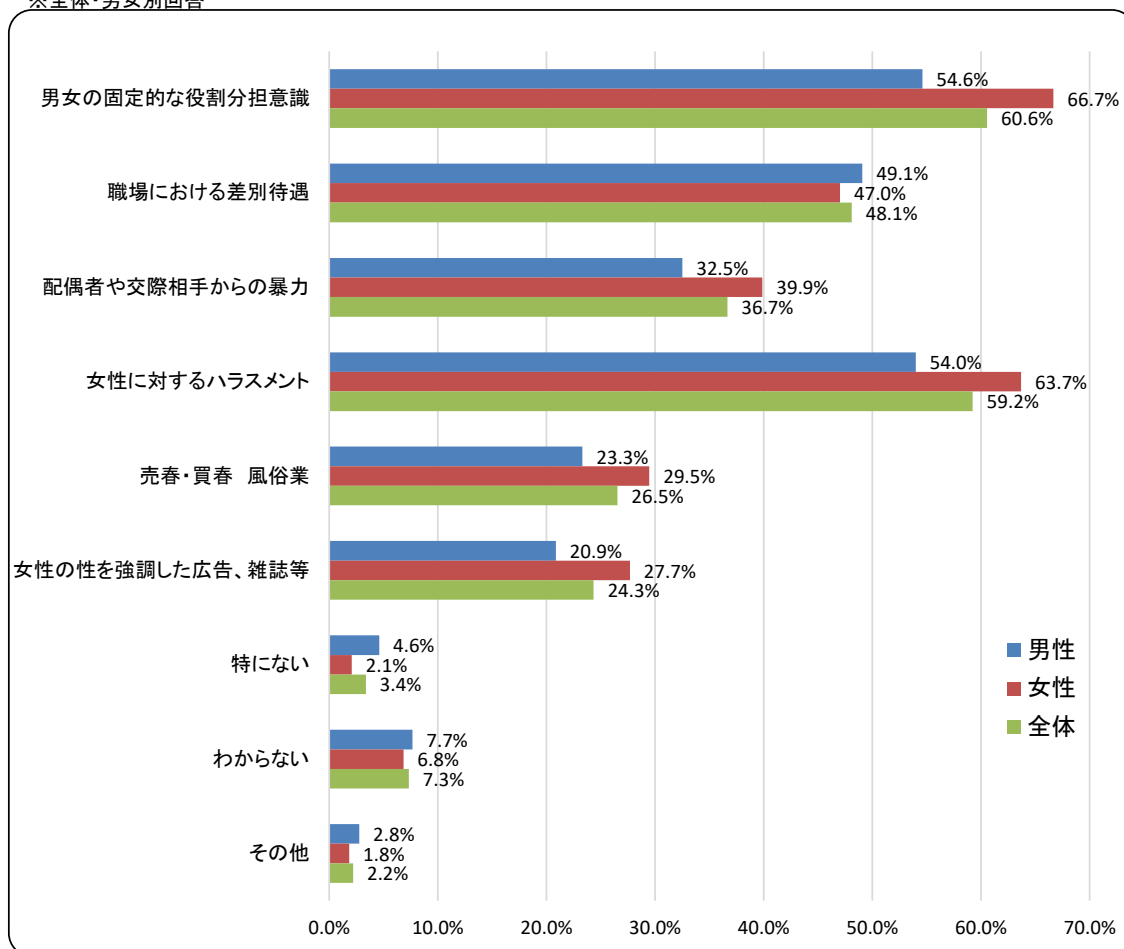
※男女別・年代別



女性に対する差別・偏見については、「ある」が50.4%、「どちらかといえばある」が33.1%で両方あわせて8割強の人が「ある」と回答している。調査ごとに増加しており、前回の調査と比較すると、4.5ポイント高くなっている。

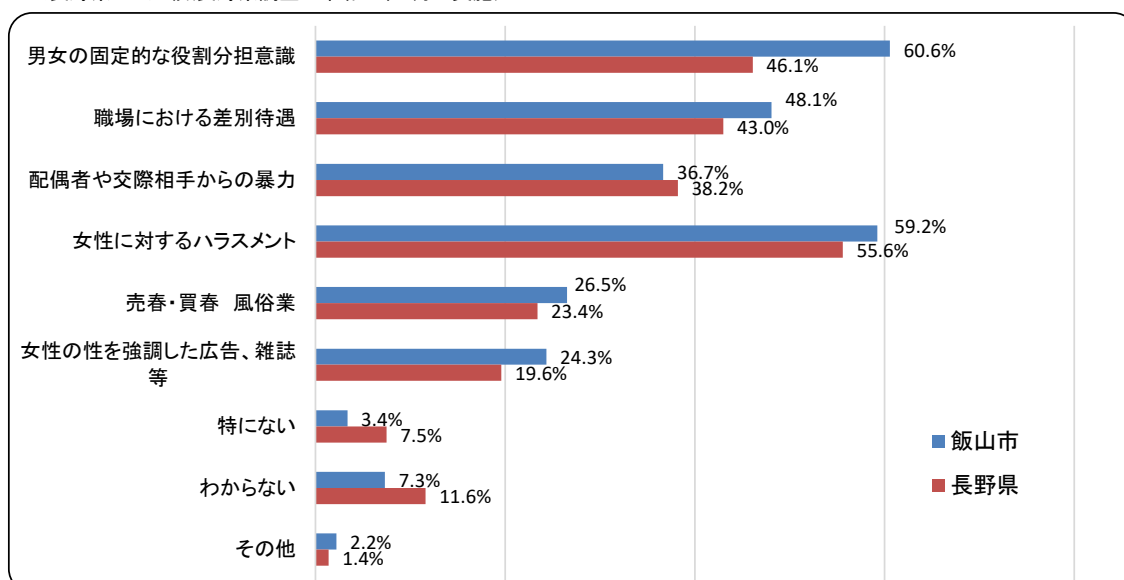
問12 あなたは、女性に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



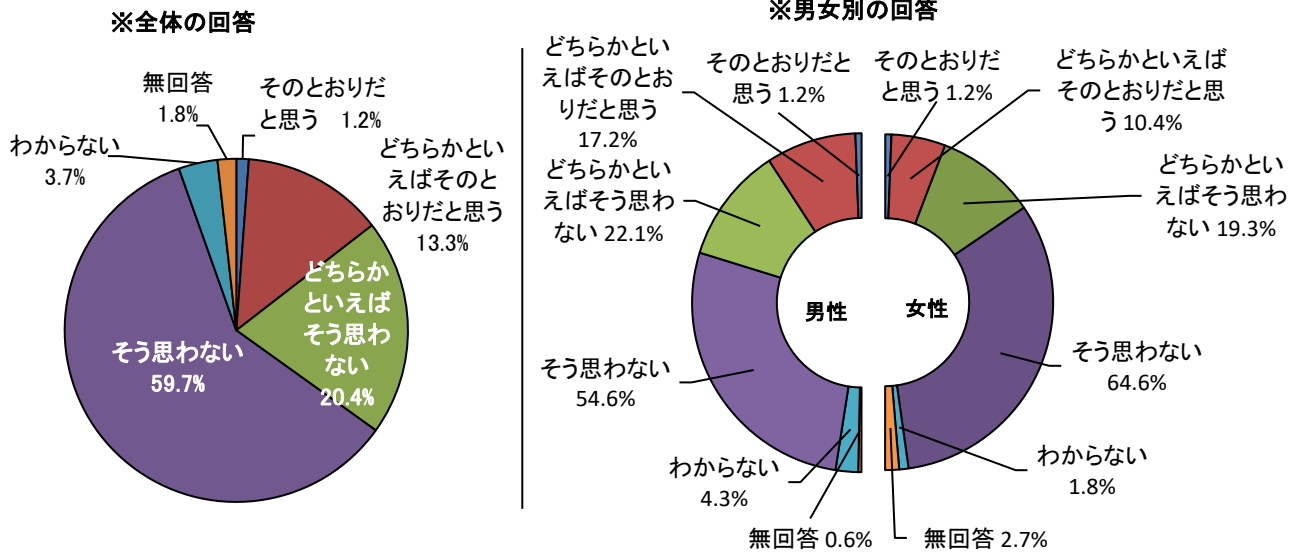
女性に関して起きている人権問題については、「男女の固定的な役割分担意識」が最も高く60.6%、以下「女性に対するハラスメント」59.2%、「職場における差別待遇」48.1%、「配偶者や交際相手からの暴力」36.7%などの順となっている(複数回答、上位4項目)。男女別に見ると「固定的な役割」「ハラスメント」では10ポイントの開きがある。他にも5ポイント程度の開きがあるものもあり、男女の認識の差が見てとれる。

※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)

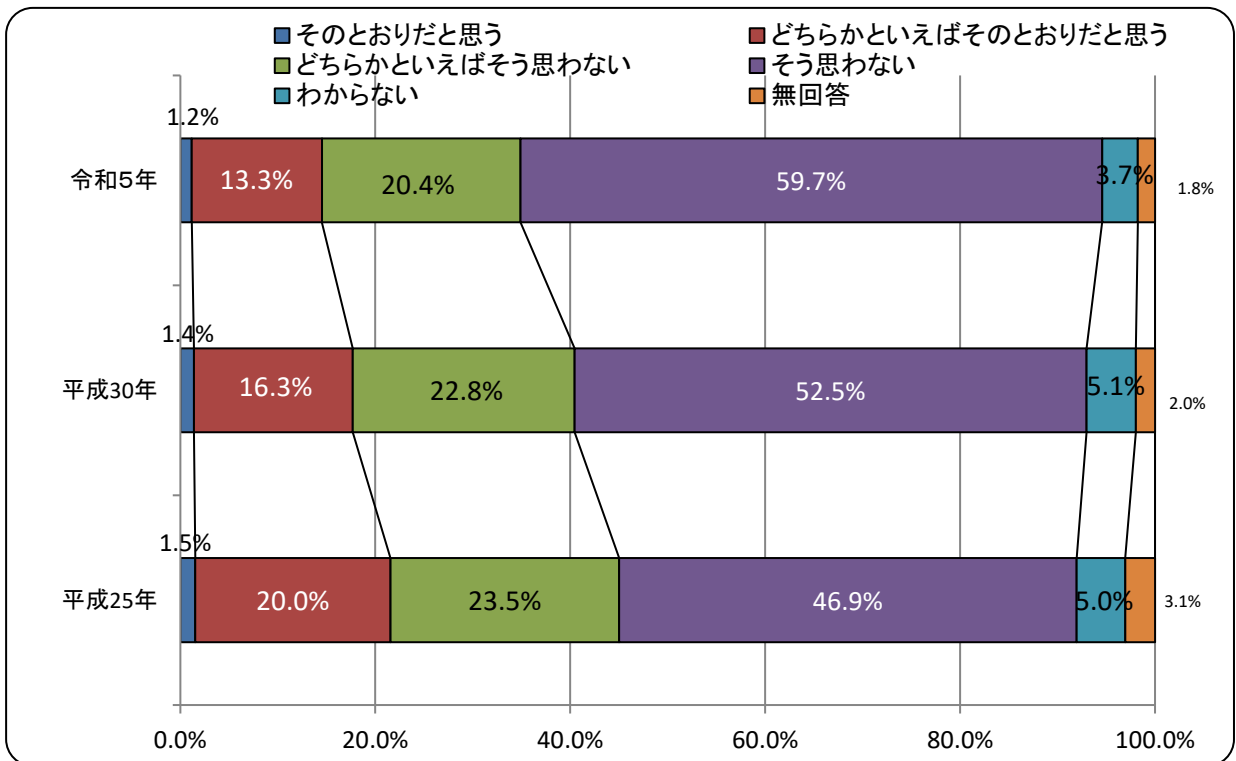


「特にない」「わからない」以外は飯山市の割合が県の割合を上回っている。特に「固定的な役割意識」については14ポイントの開きがみられる。

問13 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という考えについてどう思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)



※過去調査との比較



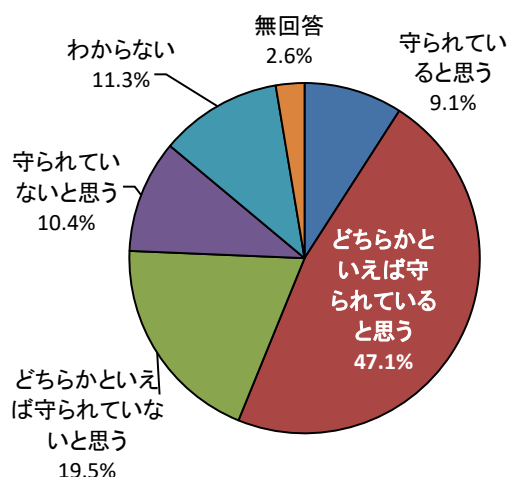
「男は仕事、女は家庭」という考え方については「そう思わない」59.7%、「どちらかといえばそう思わない」20.4%で、両方あわせると80.1%の人は「男は仕事、女は家庭」という考え方はないと答えている。

男女別の回答では女性は「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人が男性より高い。

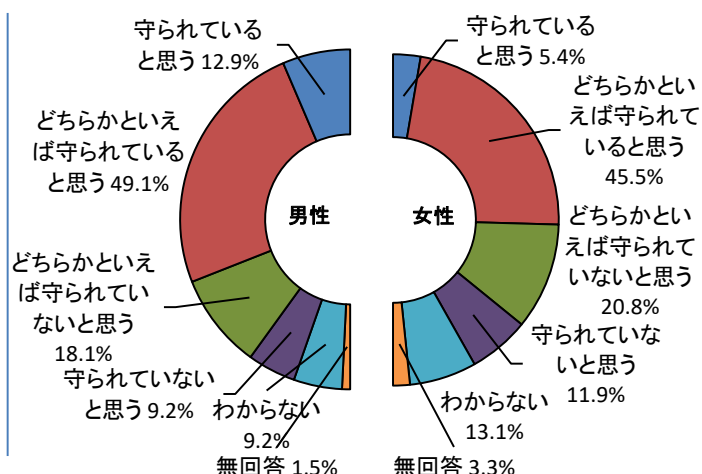
前回との比較では、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と答えた人が4.8ポイント増加している（前々回に比せば約10%増）。「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそのとおりだと思う」と答えた人が3.2ポイント減少している。

問14 あなたは、社会で子どもの人権が守られていると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)

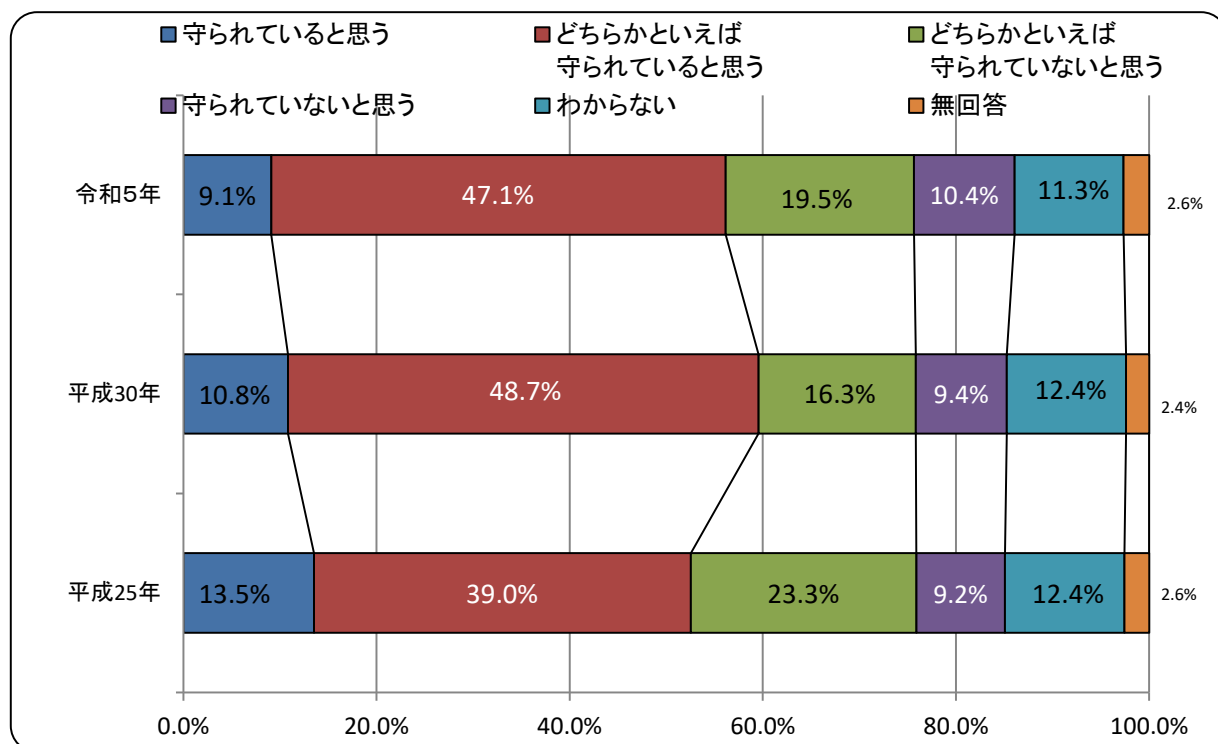
※全体の回答



※男女別回答



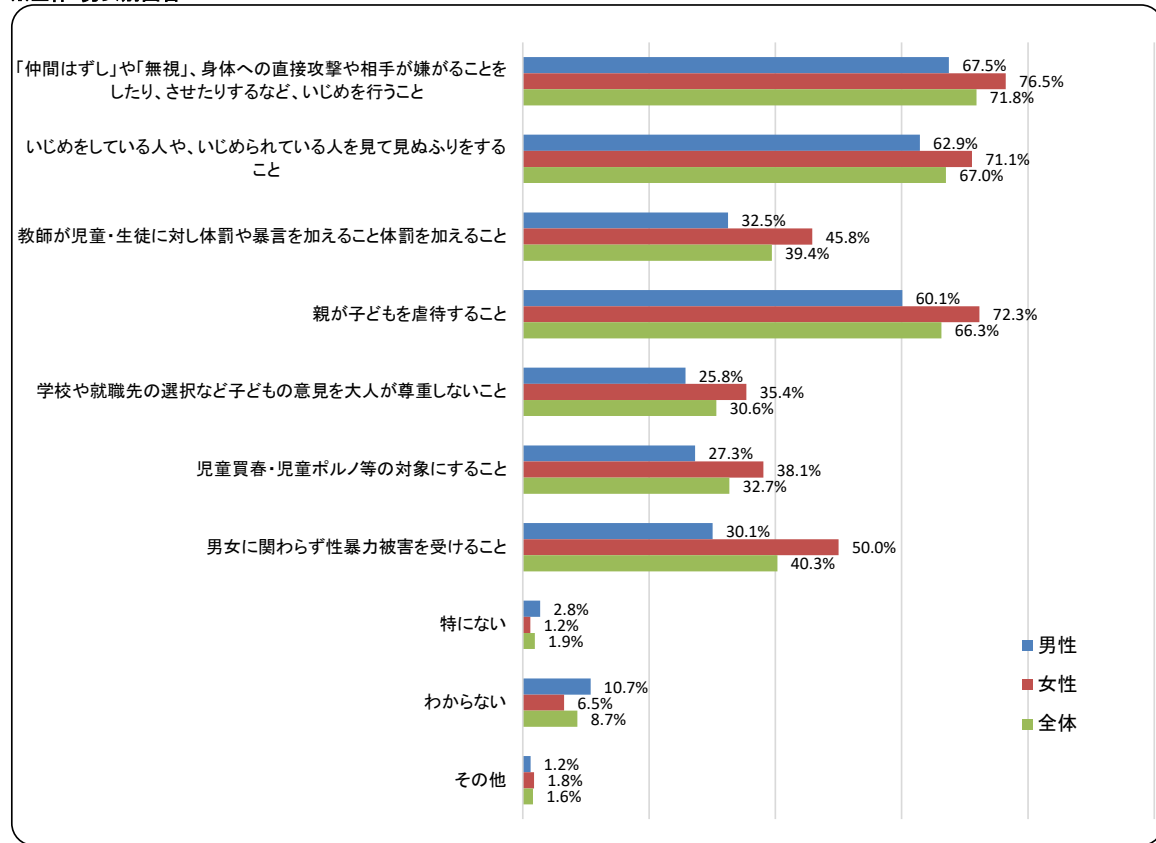
※過去調査との比較



子どもの人権が守られているかとの問いについては、「守られている」9.1%「どちらかといえば守られている」47.1%で、両方あわせると56.2%の人が「守られている」と答えている。女性は男性より「守られていない」と答えた人が多い。前回との比較では、「守られている」「どちらかといえば守られている」と答えた人が3.3ポイント減少している。「守られていない」「どちらかといえば守られていない」は4.2ポイント増加している。

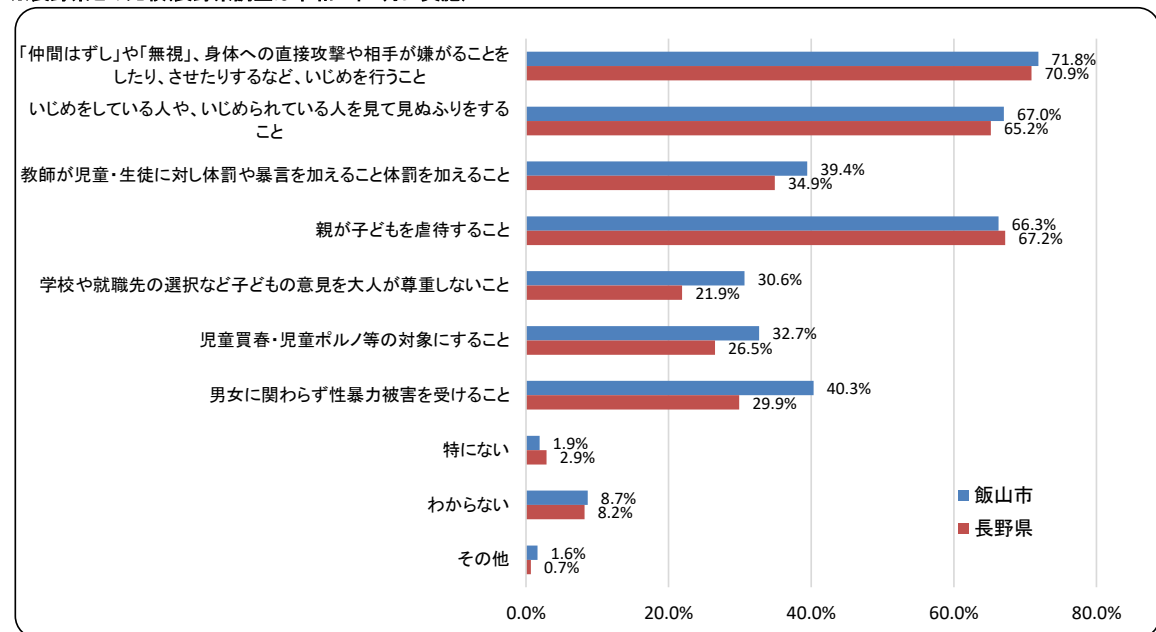
問15 あなたは、子どもに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



子どもに関して起きている人権問題については、『「仲間はずし」や「無視」、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行うこと』を挙げた人の割合が71.8%と最も高く、以下、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」67.0%、「親が子どもを虐待すること」66.3%、「男女に関わらず性暴力被害を受けること」40.3%などの順となっている。(複数回答、上位4項目) 女性の選択した割合が全部の設問において男性より高く、性被害については約20ポイントの差がある。

※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)

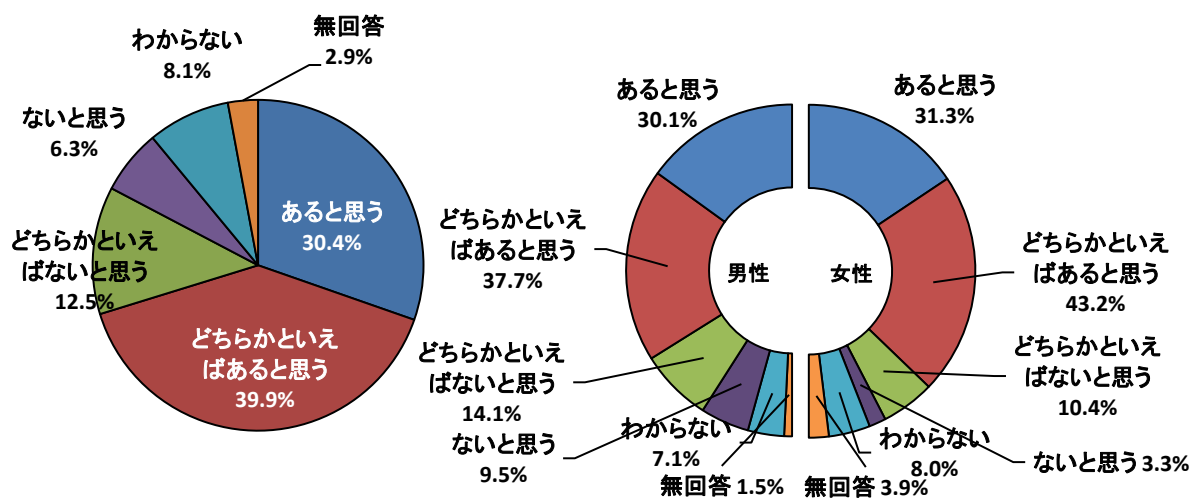


性被害等について、飯山市が県を上回っている。「尊重しないこと」についても問題と感じている割合が県を上回った。ポイントの高い問題については、ほぼ県の様子と同様の割合となっている。

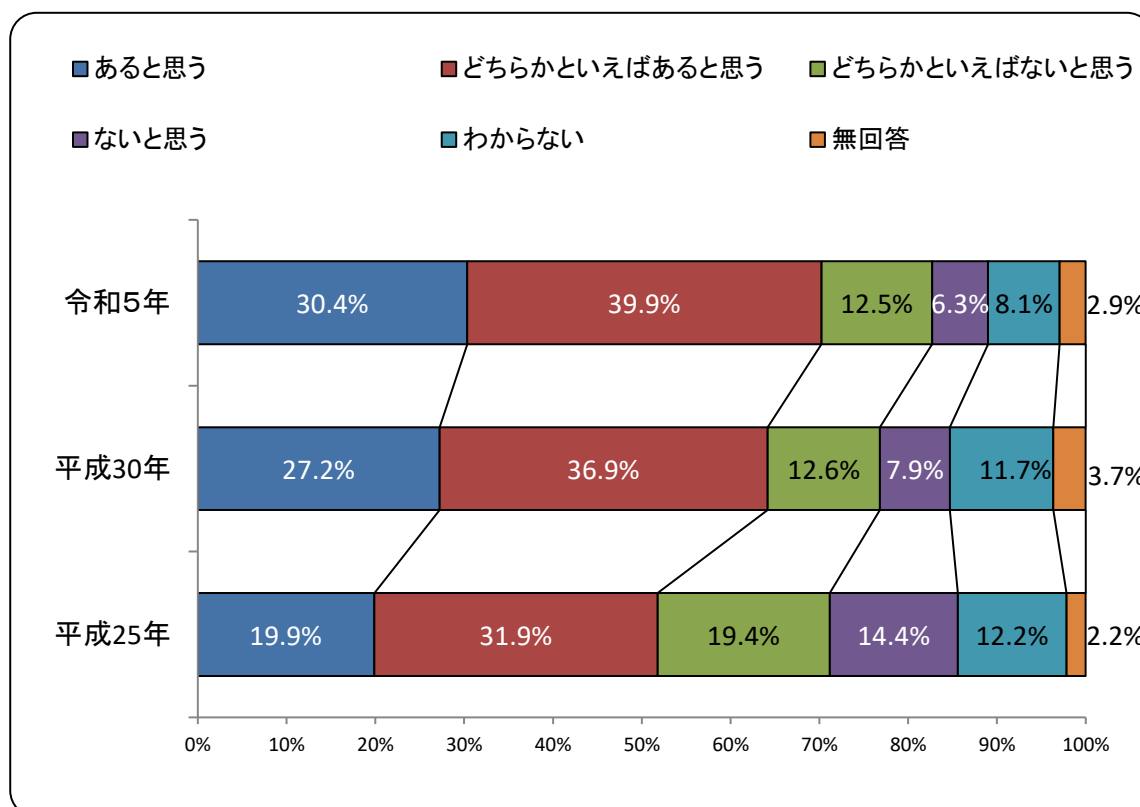
問16 あなたは、社会で高齢者に対する差別・偏見があると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)

※全体の回答

※男女別



※過去調査との比較

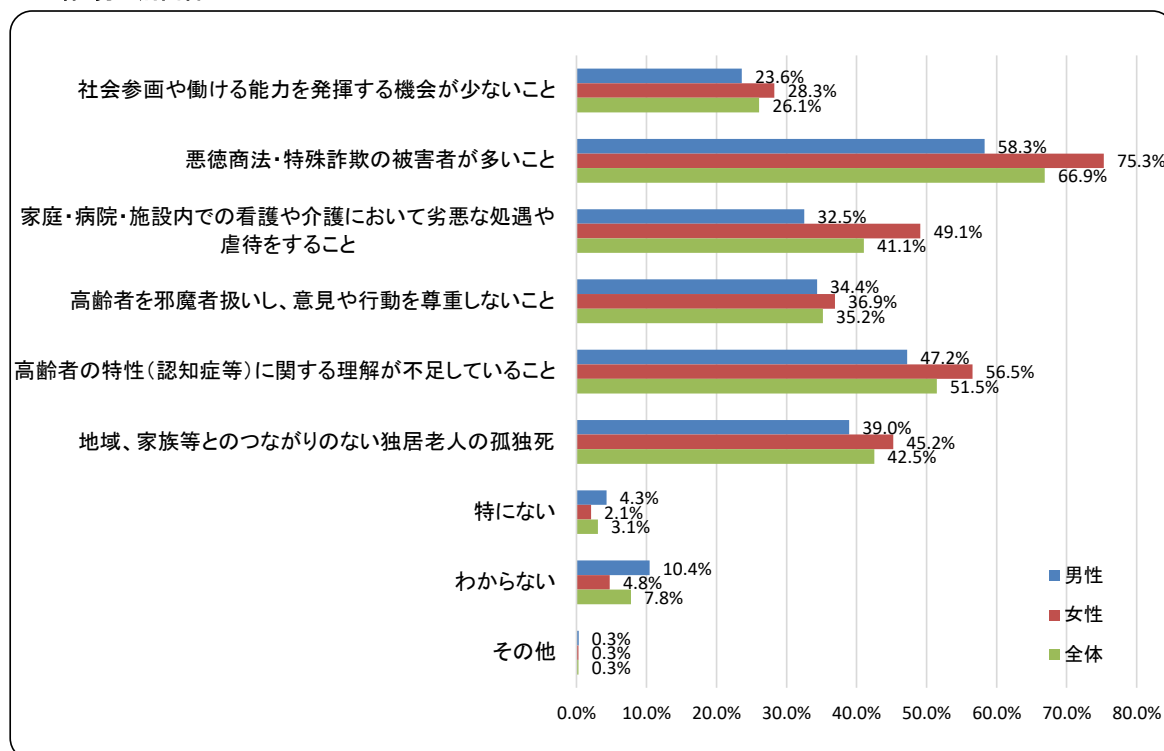


高齢者に対する差別・偏見については「ある」30.4%、「どちらかといえばある」39.9%で両方あわせると70.3%の人が「ある」と回答している。男女別の回答では男性は67.8%、女性は74.5%で女性の割合が高い。また、前回の調査と比較すると、「あると思う」「どちらかといえばあると思う」が6.2ポイント増加し、「ないと思う」「どちらかといえばないと思う」は1.3ポイントの減少となった。

問17 あなたは、高齢者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。

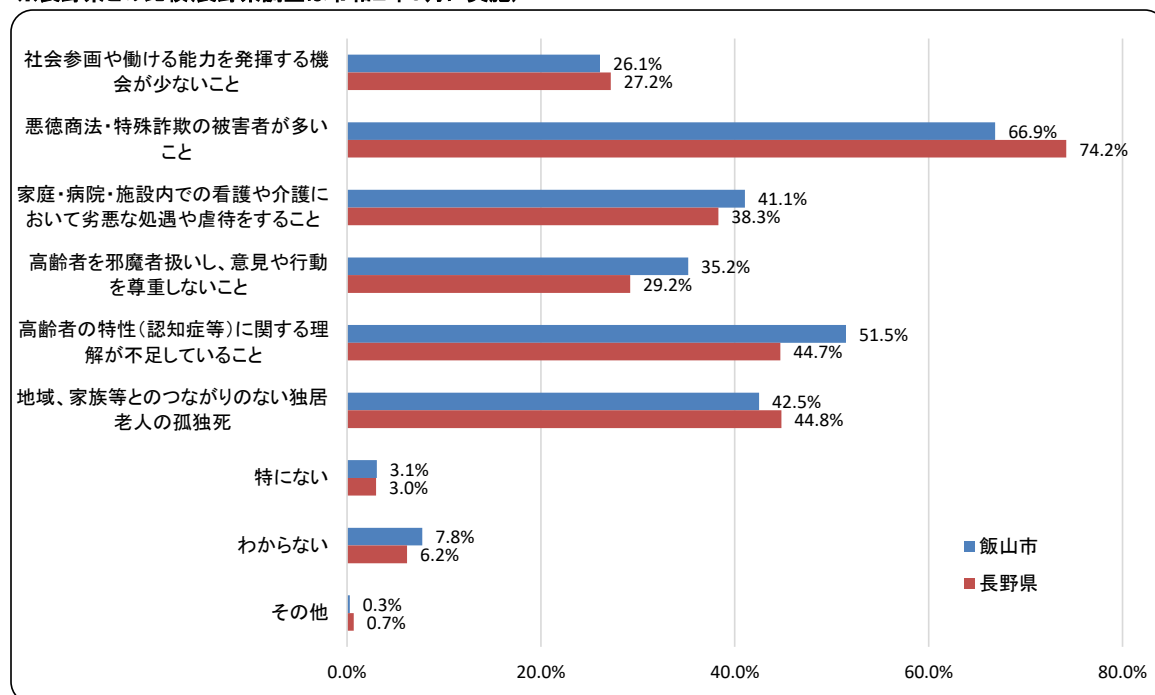
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



高齢者に関して起きている人権問題については、「悪徳商法・特殊詐欺の被害者が多いこと」を挙げた人の割合が66.9%と最も高く、以下「高齢者の特性(認知症等)に関する理解が不足していること」51.5%、「地域、家族等とのつながりのない独居老人の孤独死」42.5%、「家庭・病院・施設内での看護や介護において劣悪な処遇や虐待をすること」41.1%の順となっている。男女別の回答では「特にない」「わからない」以外の割合が全ての設問において、女性が男性より高くなっている。

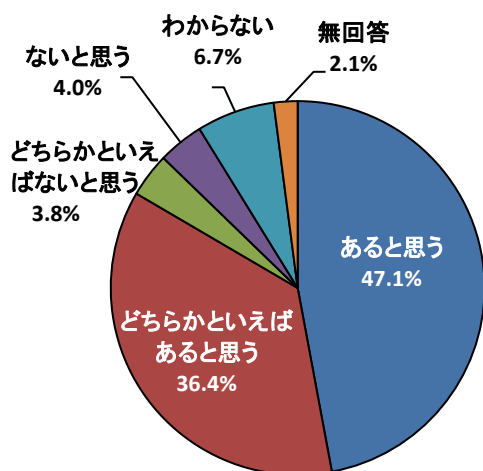
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



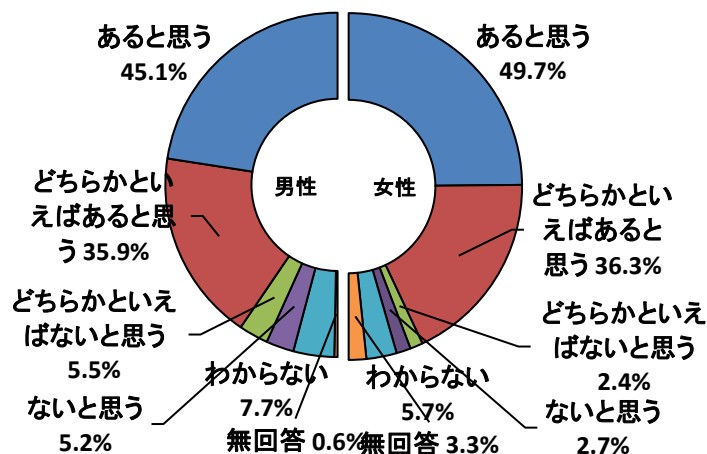
長野県との比較では「特性の理解」「尊重しない」「虐待をすること」が県を上回っている。一方、「特殊詐欺」は7.3ポイント、「独居老人孤独死」は2.3ポイント長野県より低い。

問18 あなたは、社会で障がいのある人に対する差別・偏見があると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)

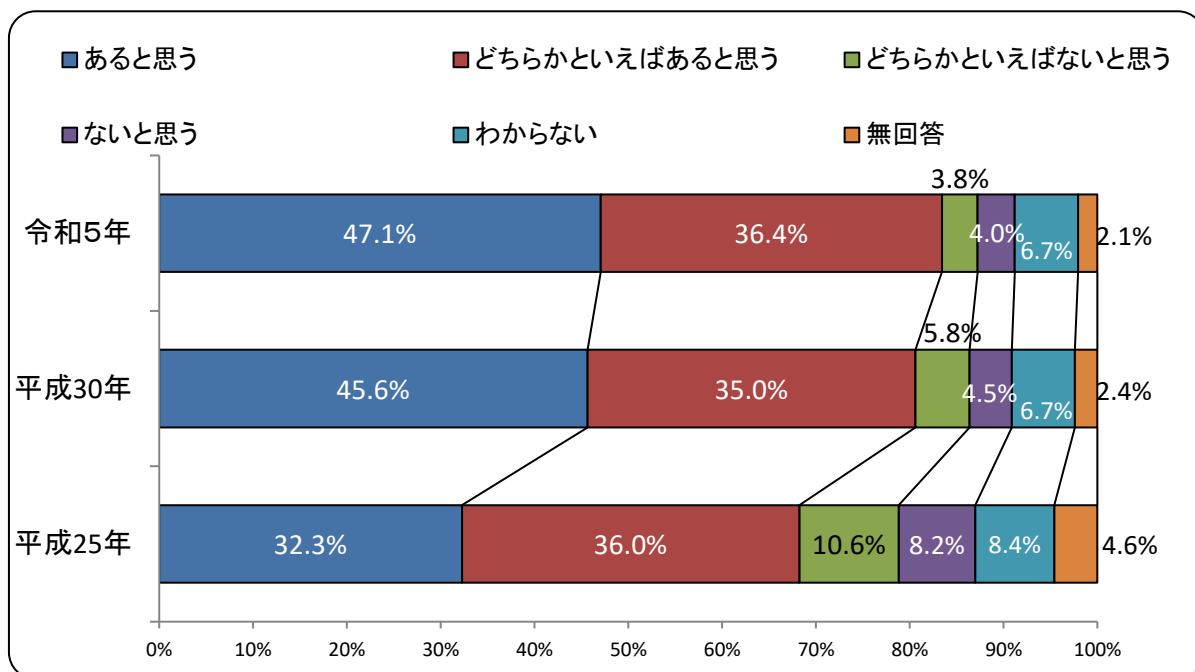
※全体の回答



※男女別



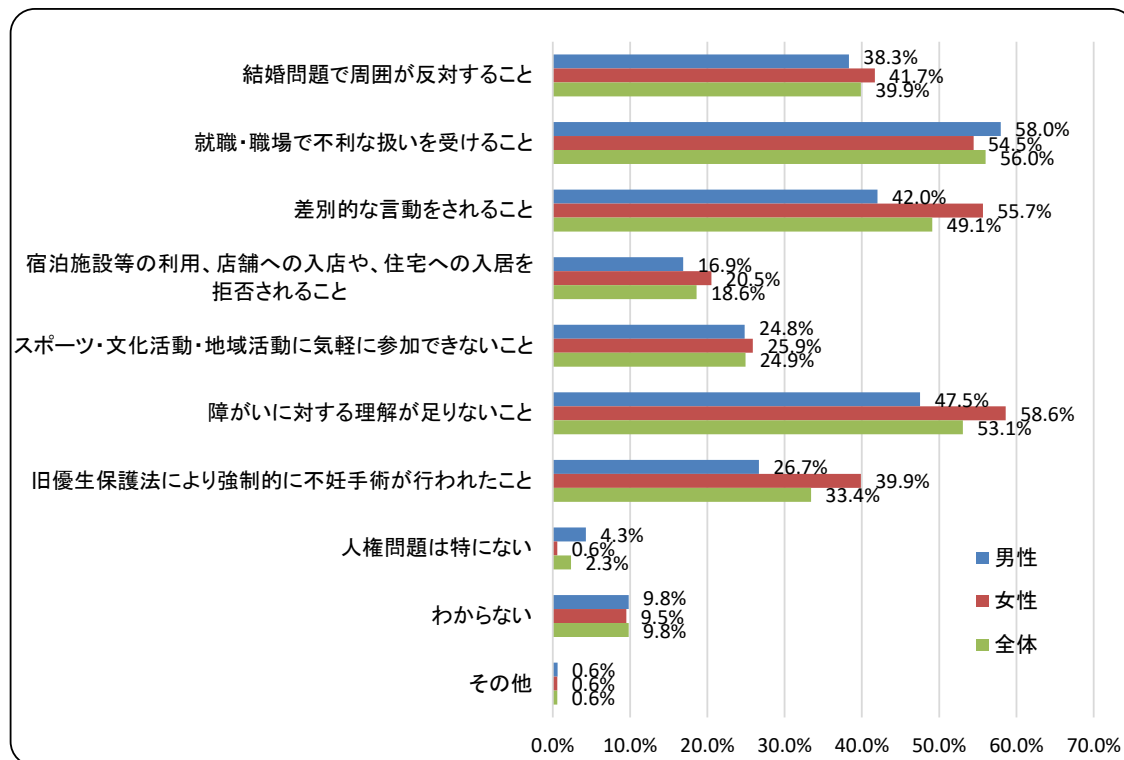
※過去調査との比較



障がいのある人に対する差別・偏見については「ある」47.1%、「どちらかといえばある」36.4%で、両方あわせると83.5%の人が「ある」と答えている。男女別の回答では「ある」「どちらかといえばある」と答えた女性の割合は5ポイント高くなっている。前回調査と比較すると、「あると思う」が1.5ポイント増加、「どちらかといえばあると思う」は1.4ポイント増加し、両方あわせて2.9ポイント増加している。

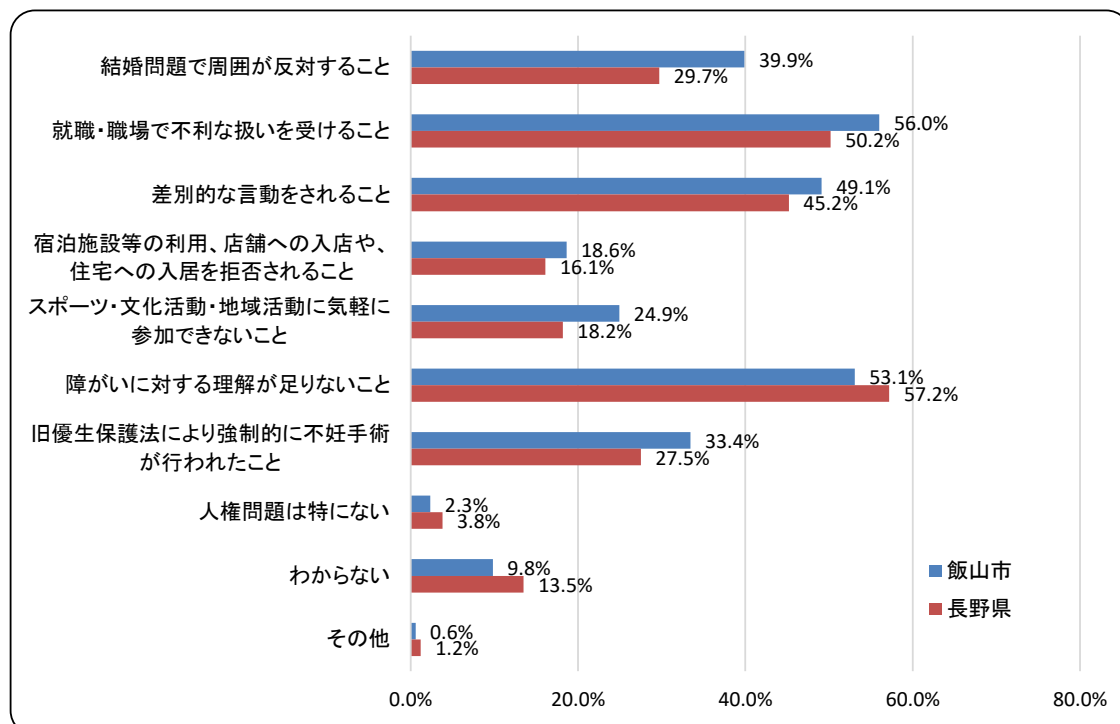
問19 あなたは、障がい者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



障がい者に関して起きている人権問題については、「就職・職場で不利な扱いをすること」を挙げた人の割合が56.0%と最も高く、以下「障がいに対する理解が足りないこと」53.1%、「差別的な言動をされること」49.1%の順となっている。男女別で見ると、「差別的な言動」「不妊手術」「理解が足りない」において男女の差が10ポイント以上ついていて認識の違いがみられる。

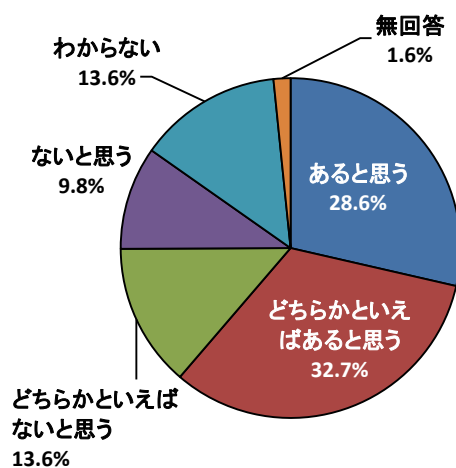
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



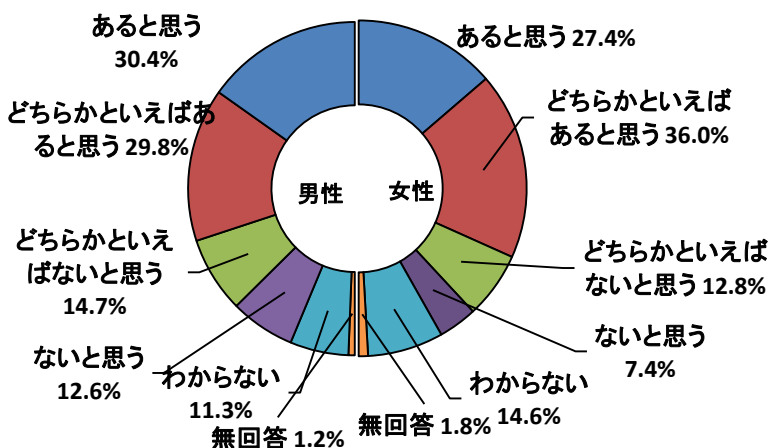
長野県との比較では「結婚問題」が10.2ポイント、「就職・職場で不利な扱い」が5.8ポイントそれぞれ高くなっている。一方、「障がいに対する理解が足りないこと」は4.1ポイント長野県より低い。

問20 あなたは、日本に居住している外国人に対する差別・偏見があると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)

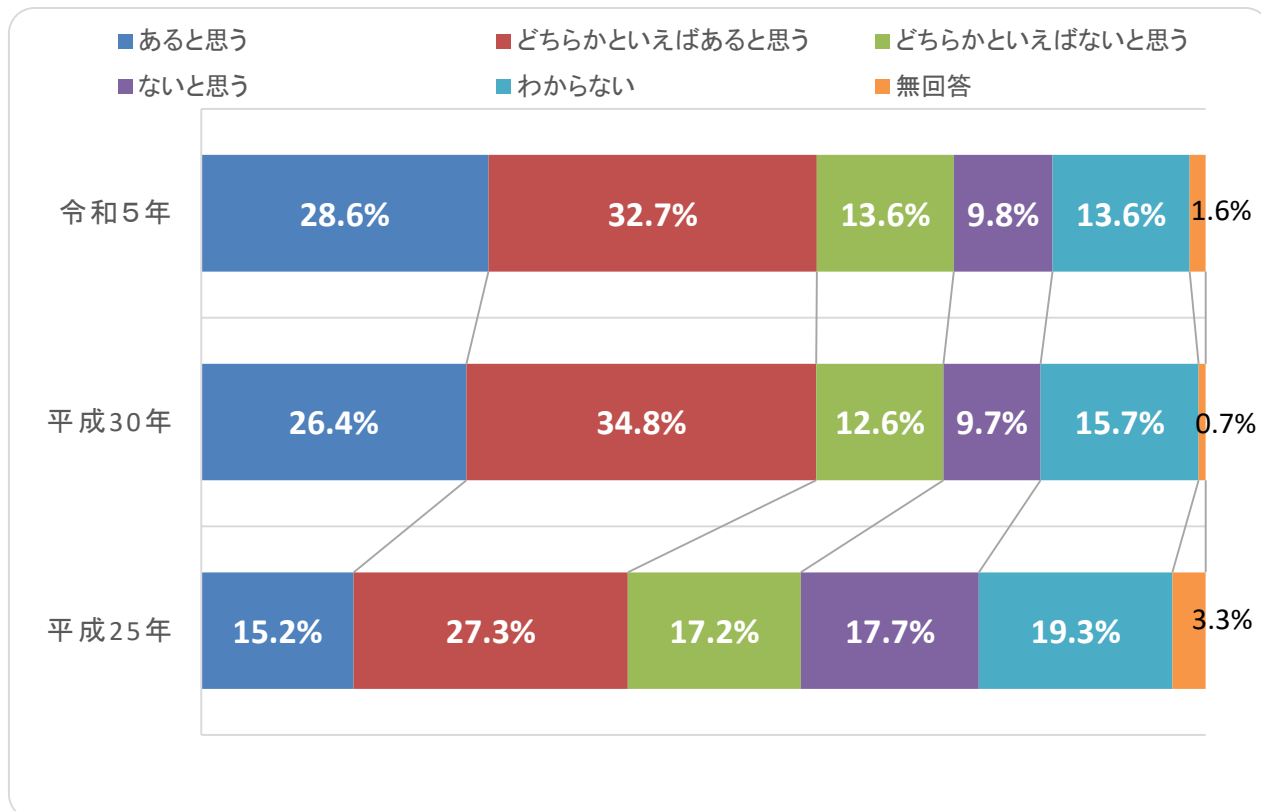
※全体の回答



※男女別



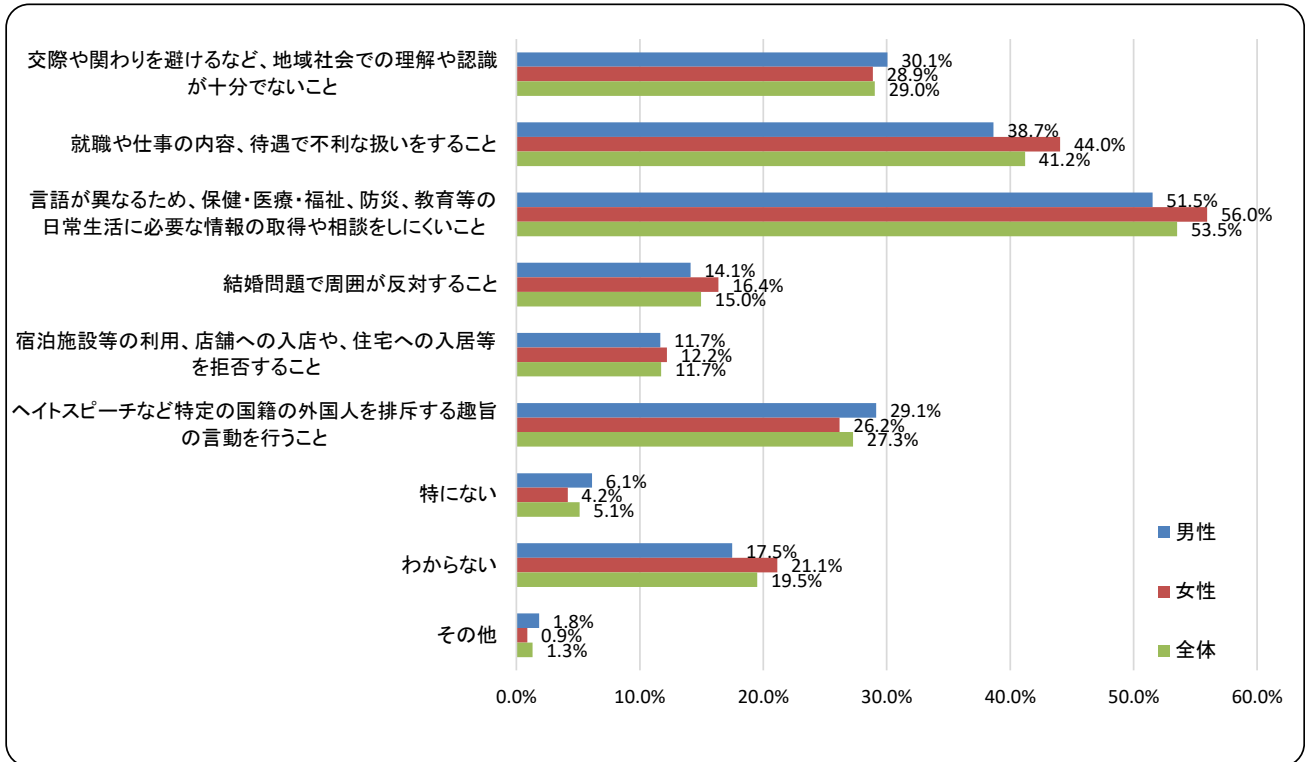
※過去調査との比較



外国人に対する差別・偏見については「ある」28.6%、「どちらかといえばある」32.7%で、両方あわせると61.3%が「ある」と答えている。前回調査と比較すると、「あると思う」が2.2ポイント増加、「どちらかといえばあると思う」は2.1ポイント減少し、合計するとほぼ前回と同等になっている。

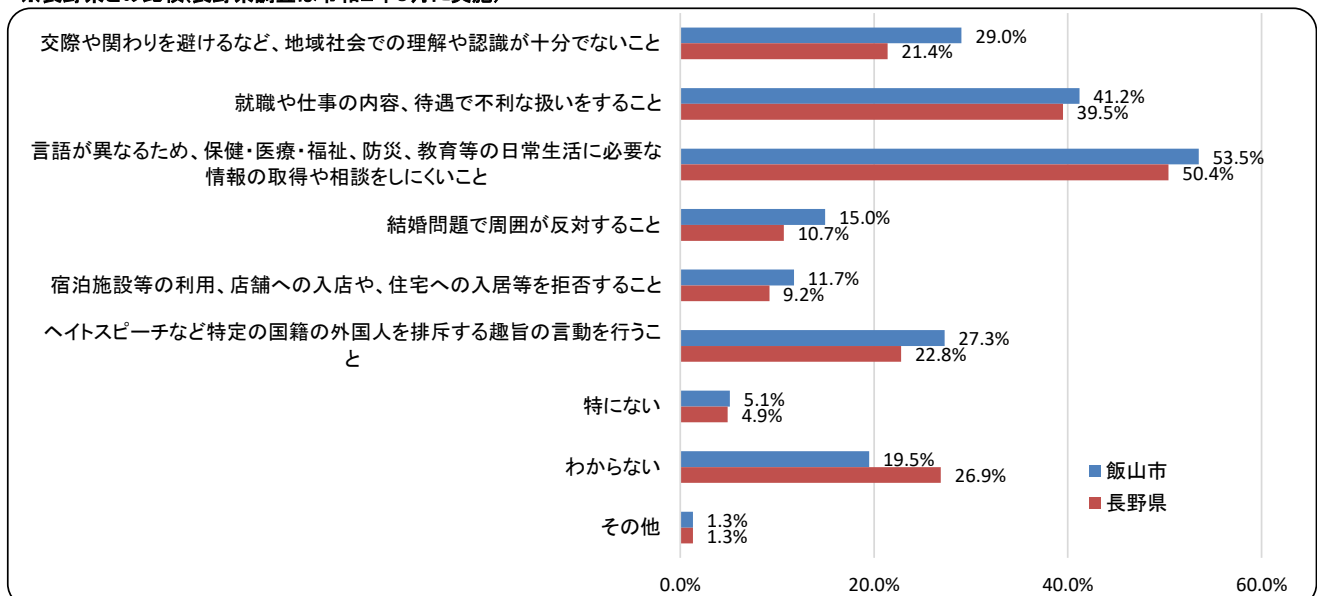
問21 あなたは、日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



外国人に起きている人権問題については、「必要な情報の取得や相談をしにくいこと」を挙げた人の割合が53.5%と最も高く、以下、「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いをすること」41.2%、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」29.0%の順となっている。(複数回答、上位3項目) 男女別に見ると、「交際や関わりを避けるなど、地域社会での理解や認識が十分でないこと」、「ヘイトスピーチなど特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動を行うこと」を挙げた男性の割合が女性よりやや高く、「必要な情報の取得や相談をしにくいこと」「就職や仕事の内容、待遇で不利な扱いをすること」を挙げた女性の割合が男性より高くなっている。

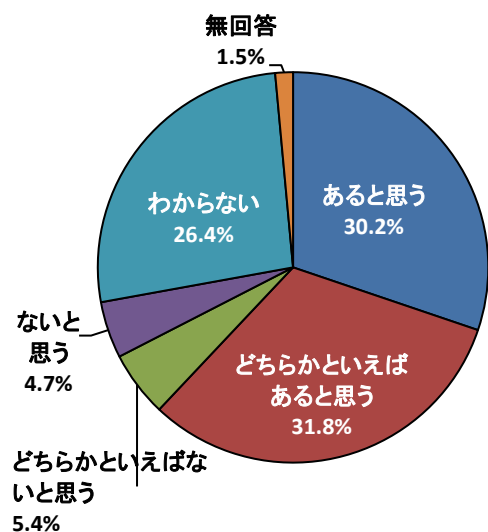
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



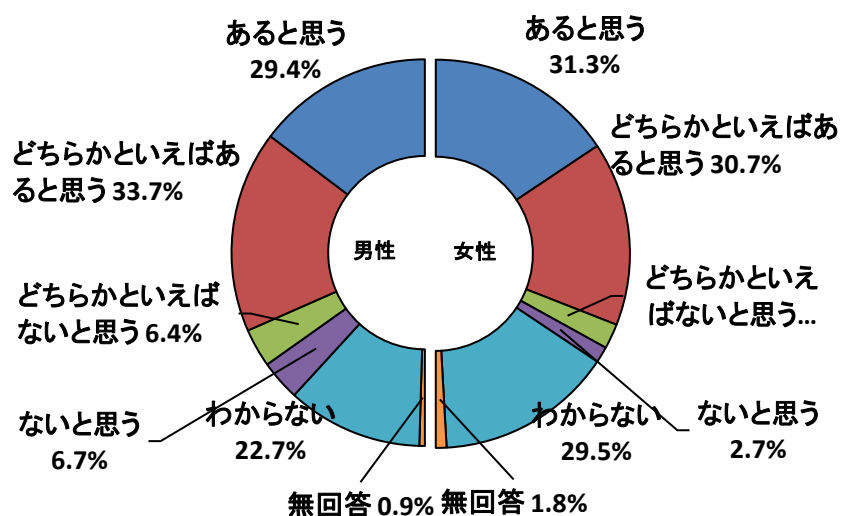
長野県との比較では「地域社会の理解」が7.6ポイント、「ヘイトスピーチ」が4.5ポイントそれぞれ高くなっている。全体として「わからない」以外は、長野県より高い。

問22 あなたは、HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか。 (ひとつだけ○をつけてください)

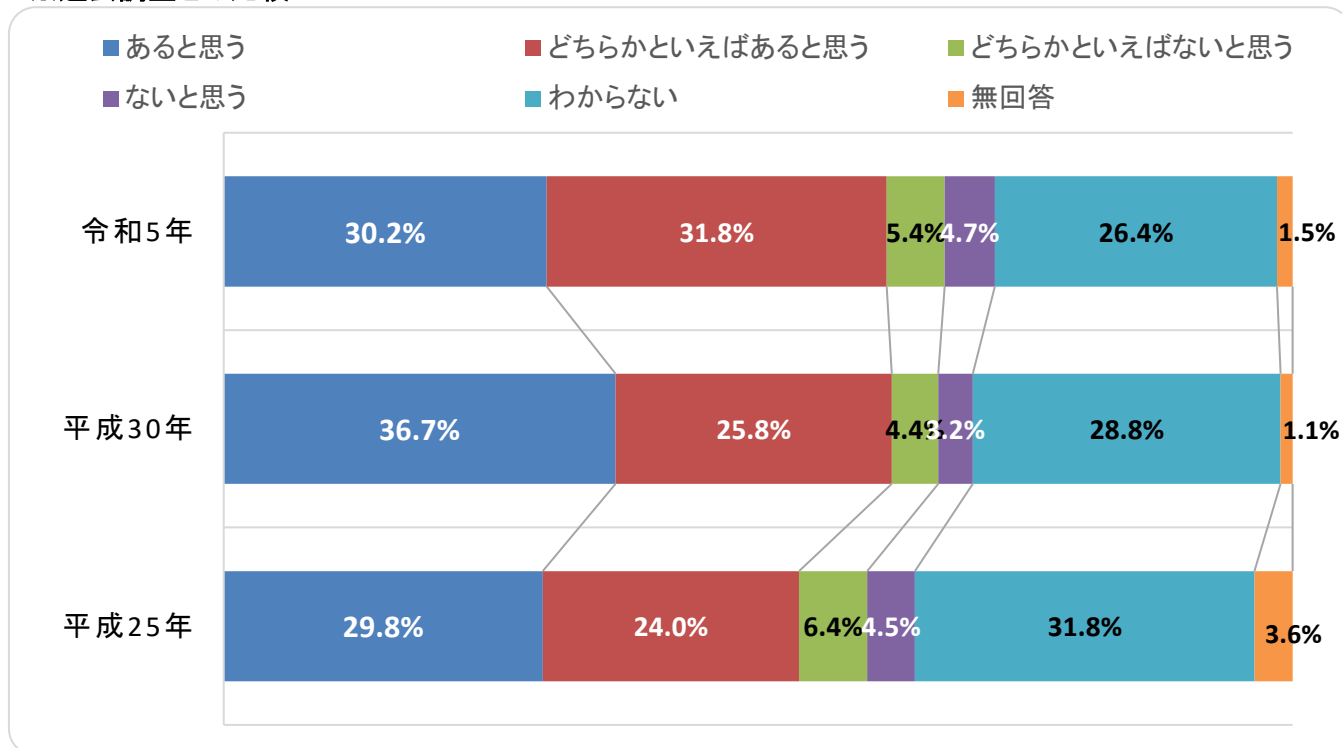
※全体の回答



※男女別



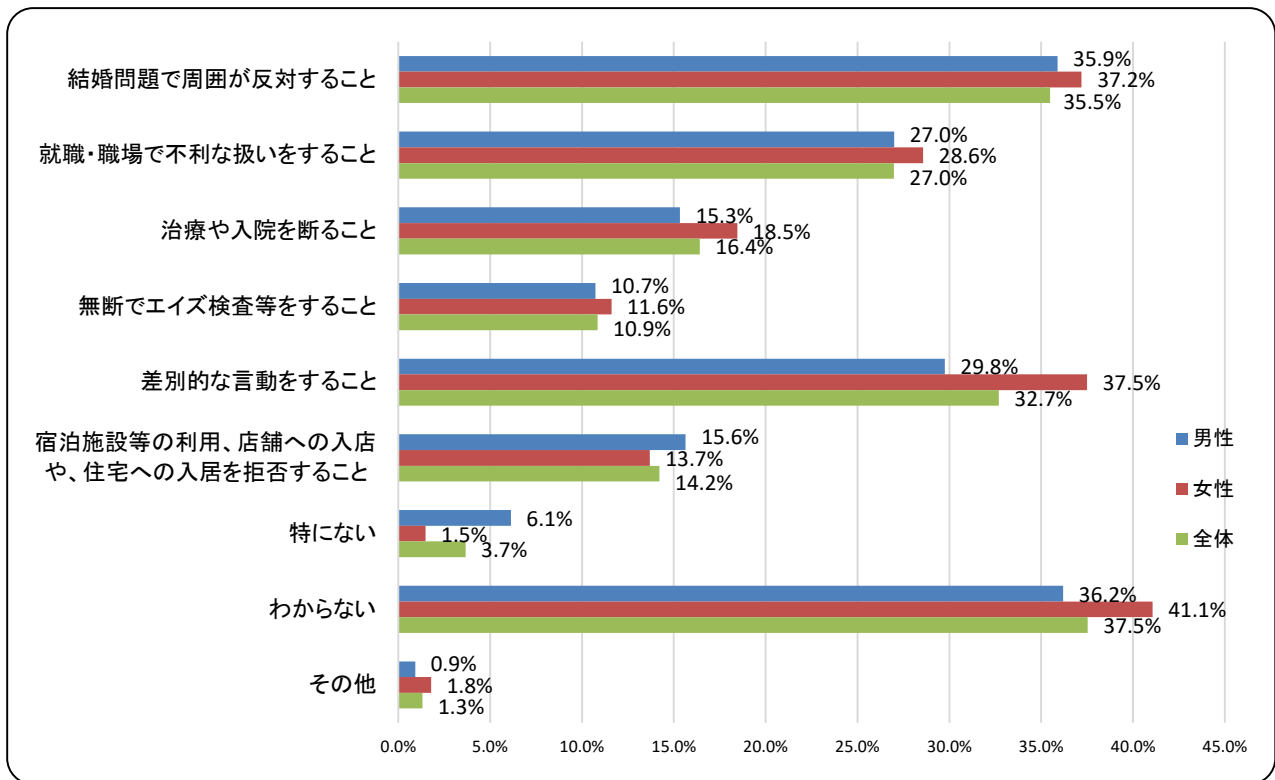
※過去調査との比較



HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に対する差別・偏見については「ある」30.2%、「どちらかといえばある」31.8%で、両方あわせると62.0%の人が「ある」と回答している。また26.4%の人が「わからない」と回答している。前回調査と比較すると、「あると思う」が6.5ポイント減少、「どちらかといえばあると思う」が6.0ポイント増加し、合計すると0.5ポイント減少している。

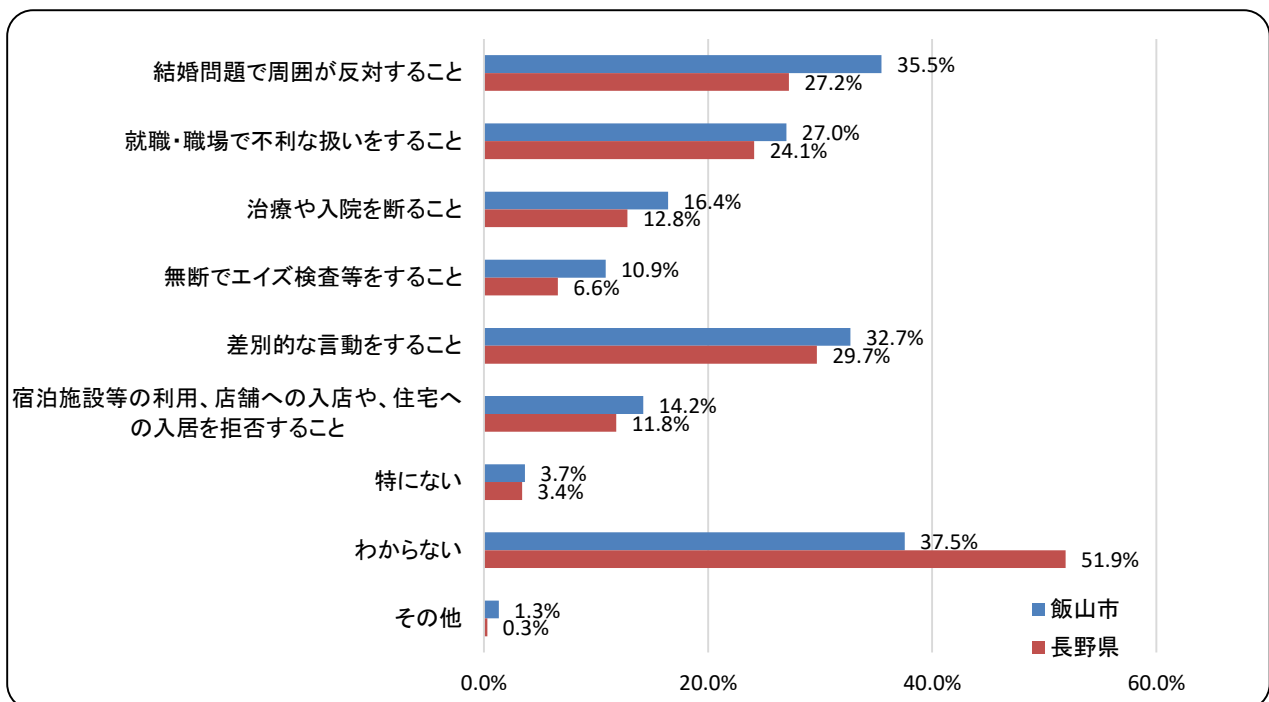
問23 あなたは、HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に起きている人権問題については、「わからない」が37.5%で最も高くなった。以下、「結婚問題」が35.5%、「差別的な言動をすること」が32.7%、「就職・職場で不利な扱いをすること」27.0%と続く。

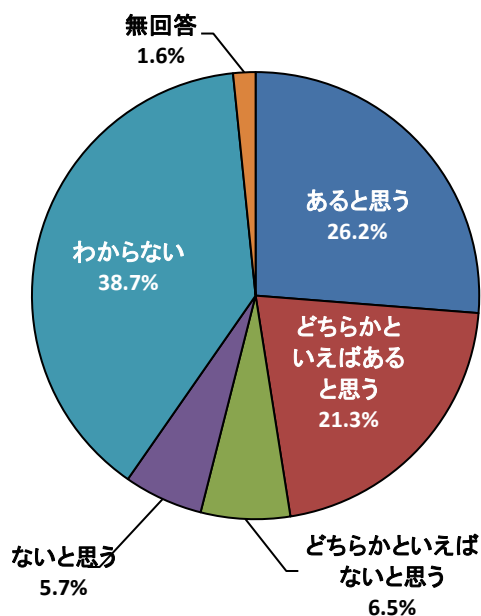
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



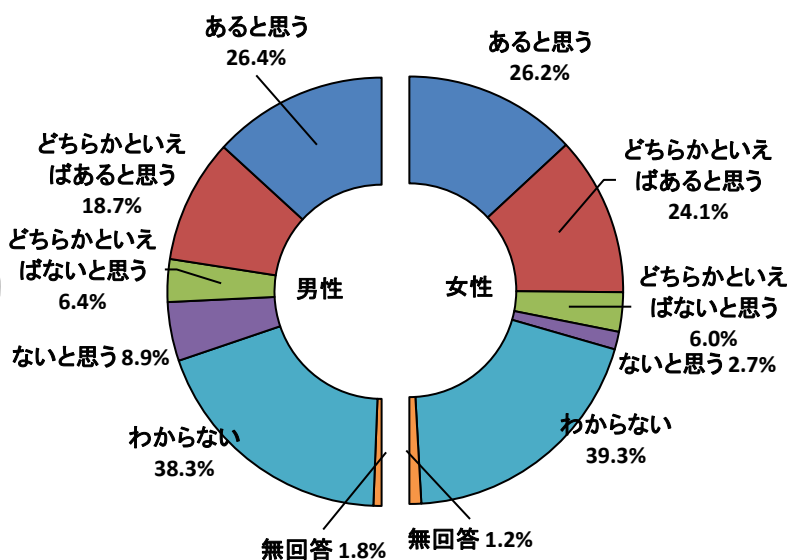
長野県でも「わからない」が高かった。飯山市は、県に比べれば14.4ポイント低い。他は「結婚問題」の8.3ポイントをはじめとして、全体的に県より高くなっている。

問24 あなたは、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか。
(ひとつだけ○をつけてください)

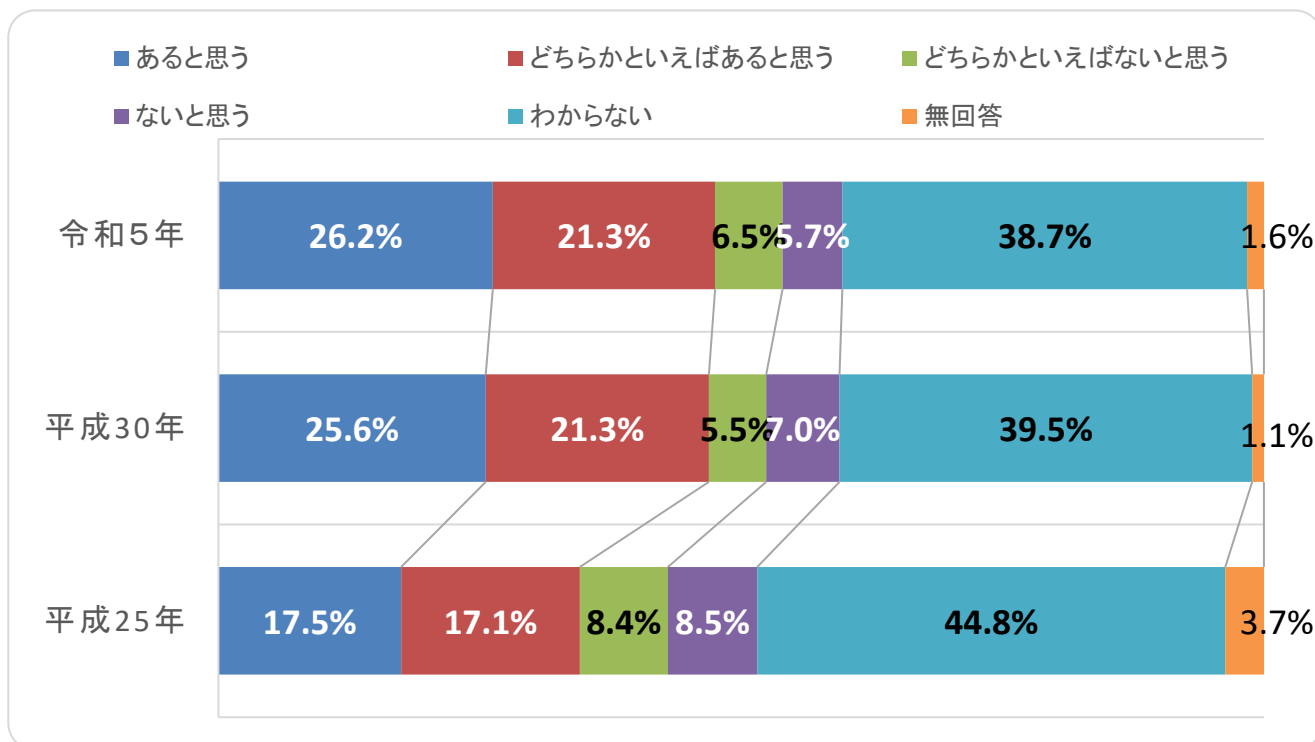
※全体の回答



※男女別



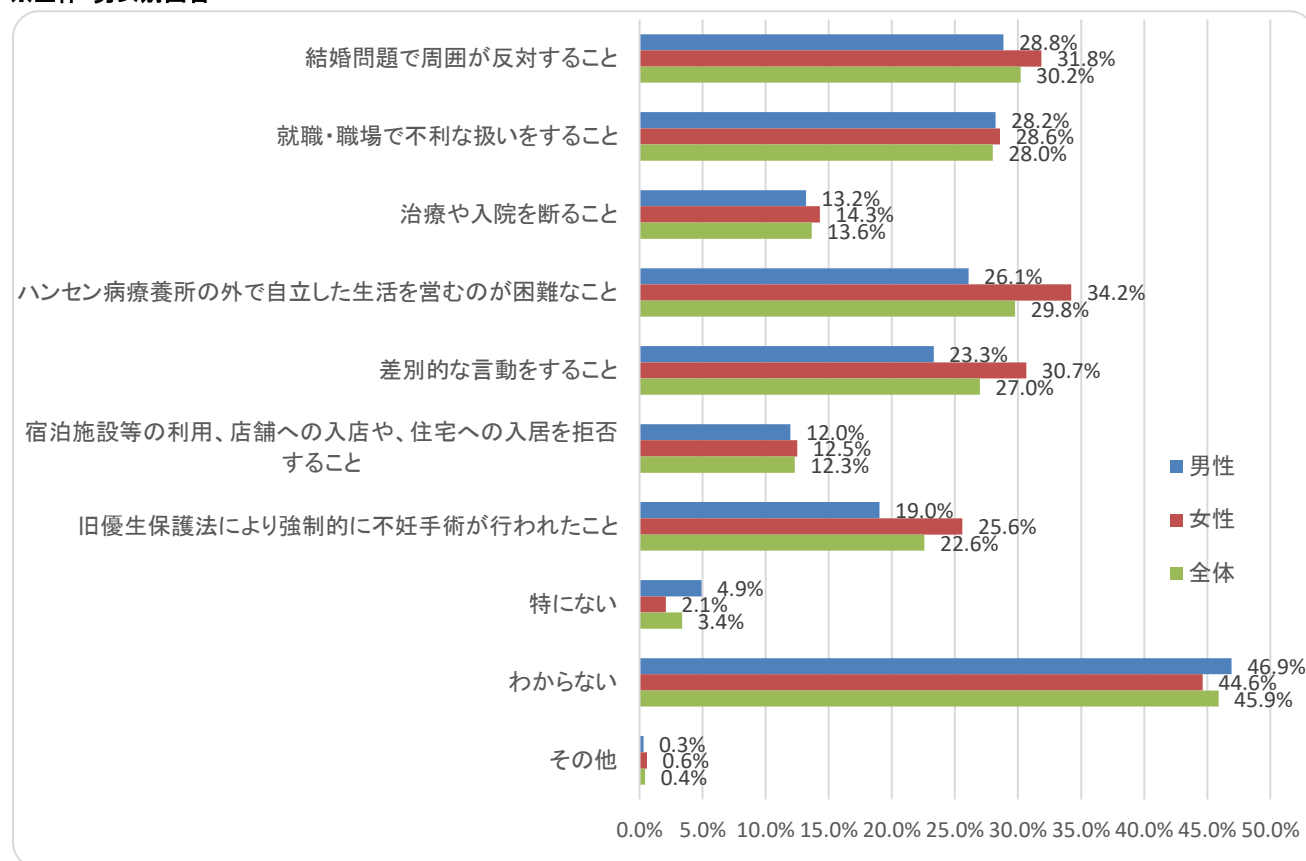
※過去調査との比較



ハンセン病患者・元患者等に対する差別・偏見については、38.7%が「わからない」と回答している。「ある」26.2%、「どちらかといえばある」21.3%で、両方あわせると47.5%の人は「ある」と答えている。前回調査と比較すると、「あると思う」が0.6ポイント増加、「どちらかといえばあると思う」は変わらず、合計すると0.6ポイントの増加になる。

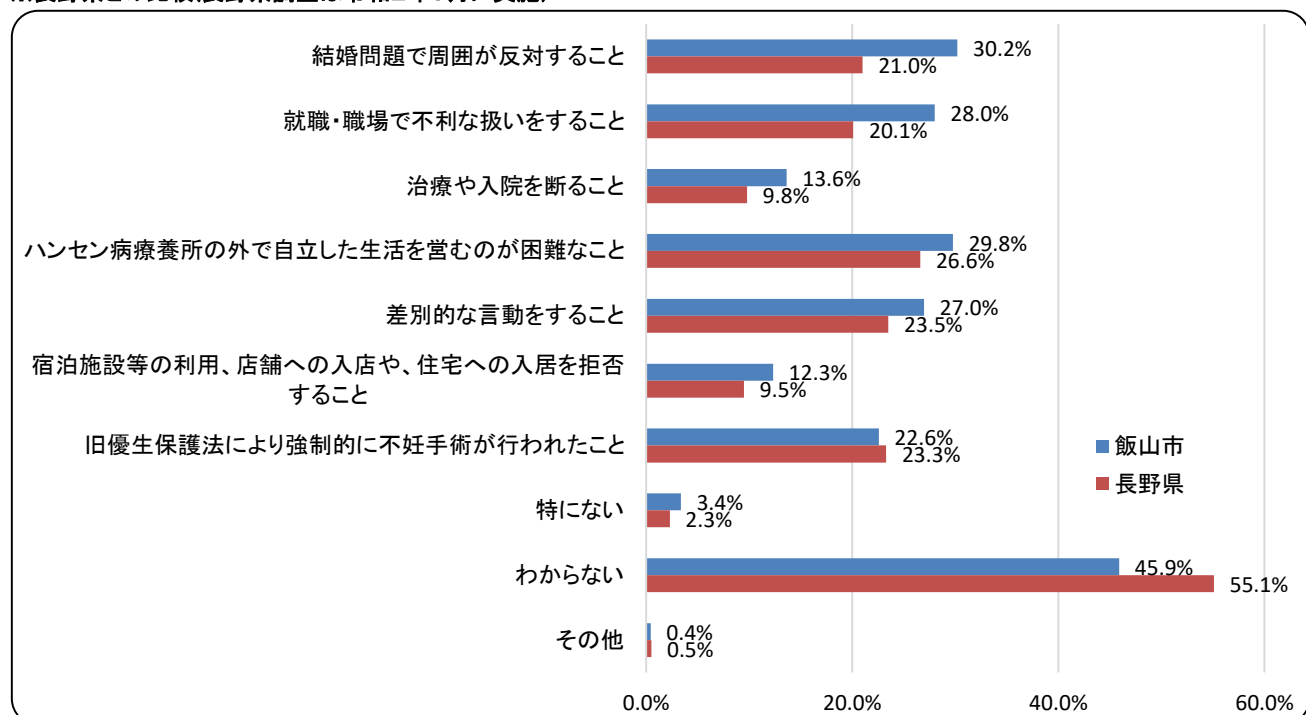
問25 現在どのような面にハンセン病患者・元患者やその家族に対する差別・偏見があると思いますか。(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



差別・偏見のある場面については、「わからない」が45.9%と最も高く、以下「結婚問題で周囲が反対すること」30.2%、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」29.8%等の順となっている。

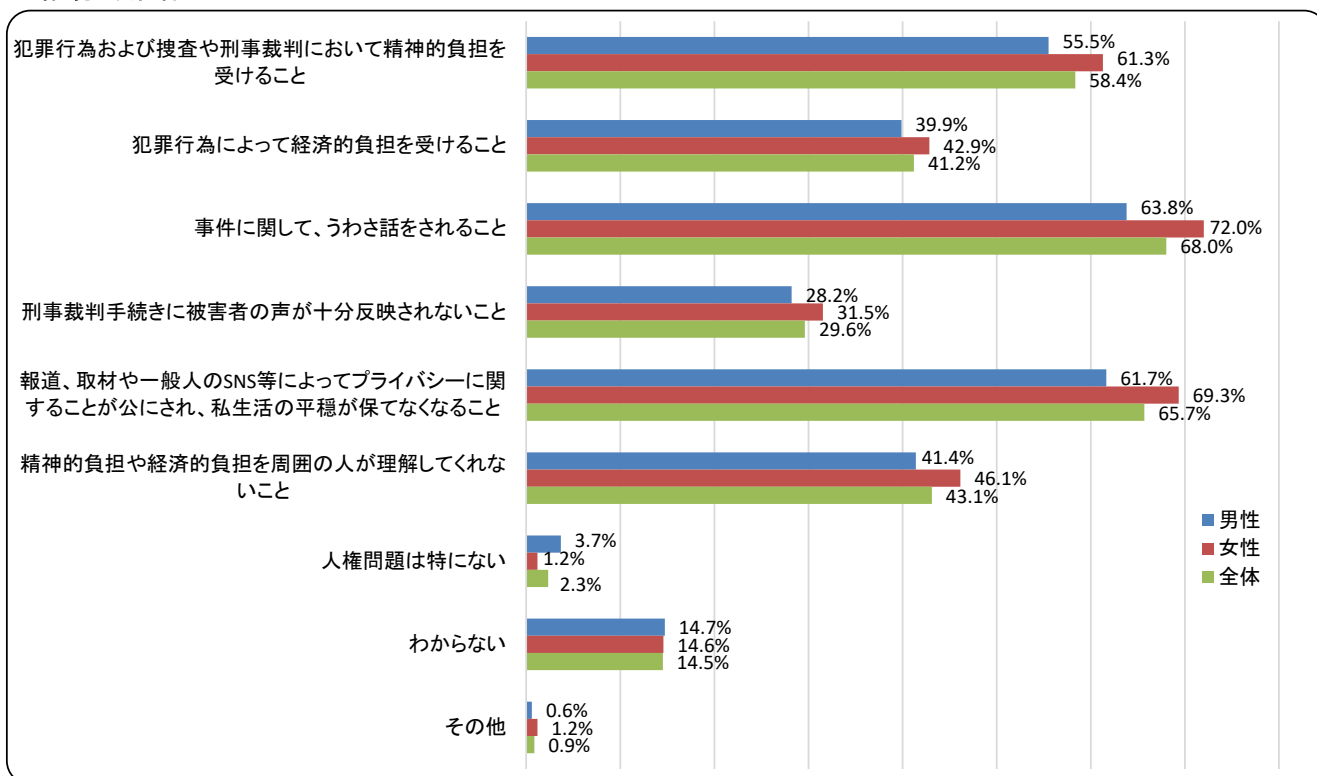
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



長野県でも「わからない」が高い。飯山市は県に比べれば9.2ポイント低い。他は「結婚問題」の9.2ポイントをはじめとして、全体的に県より高くなっている。

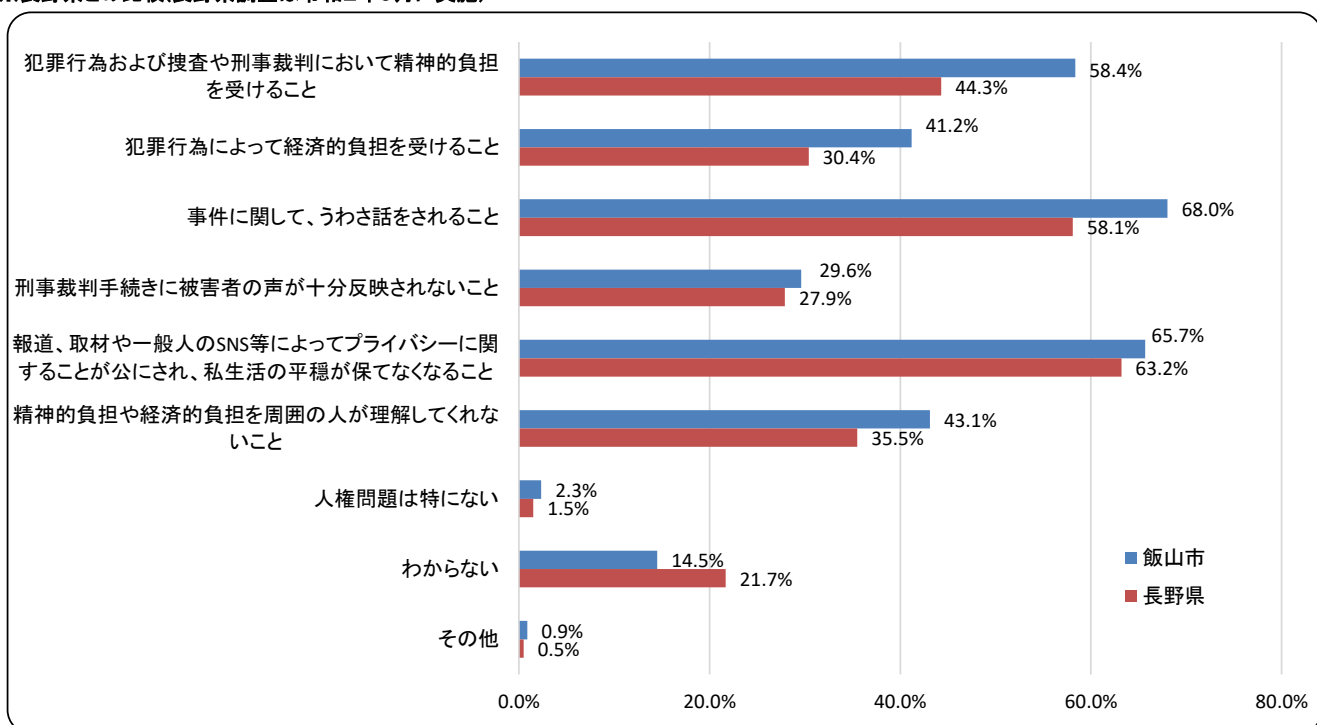
問26 あなたは、犯罪被害者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。
(あてはまるものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答



犯罪被害者やその家族に関する人権問題として、「事件に関して、周囲にうわさ話をされること」を挙げた人が68.0%と最も高く、以下、「報道、取材や一般人のSNS等によってプライバシーに関することが公にされ、私生活の平穏が保てなくなる」65.7%、「犯罪行為および捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」58.4%、の順となっている。全体的に女性が男性を上回っている。

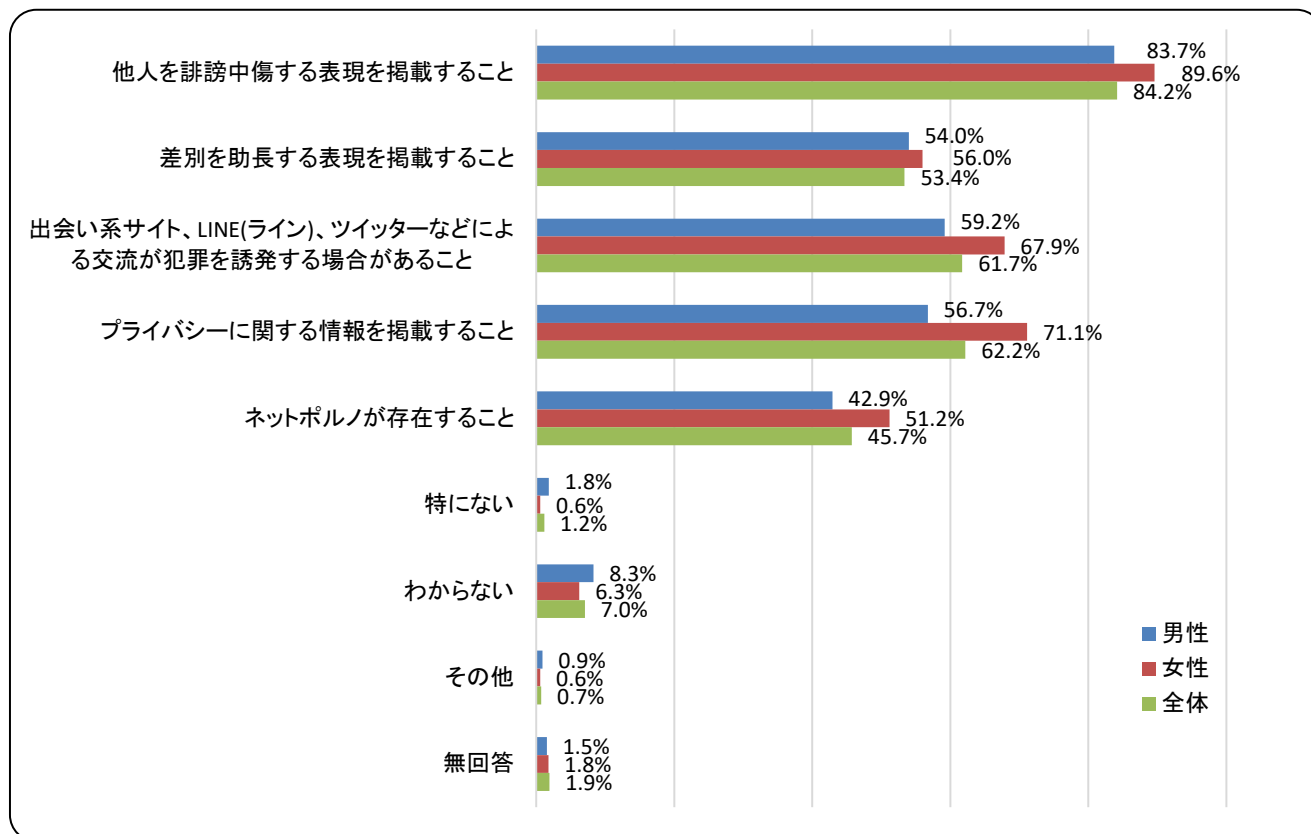
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



長野県との比較では「精神的負担」で14.1ポイント飯山市が上回っているのをはじめとして、全体的に県より高くなっている。

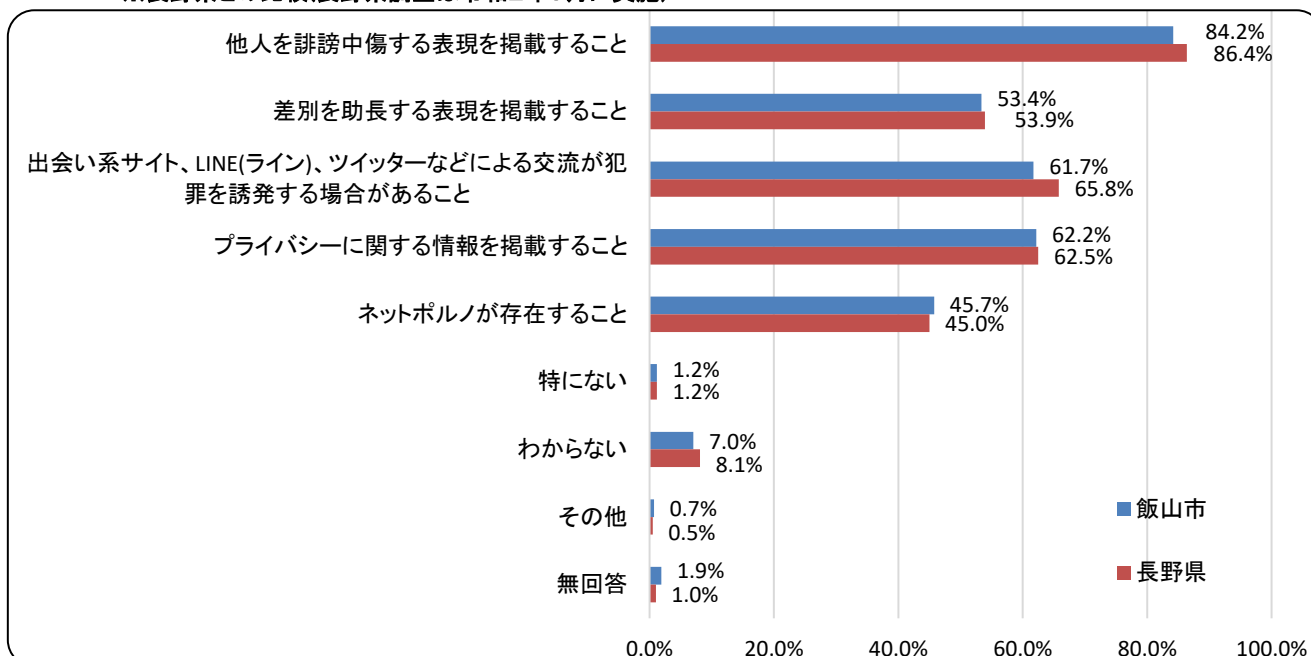
問27 あなたは、SNSをはじめとしたインターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※全体・男女別回答



インターネットによる人権侵害に関する問題として「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」を挙げた人の割合が84.2%と最も高く、以下、「プライバシーに関すること」62.2%、「犯罪の誘発」61.7%、「差別を助長する表現を掲載すること」53.4%、「ネットポルノの存在」45.7%の順となっている。また、女性はこれらの設問についての割合が男性より高くなっている。

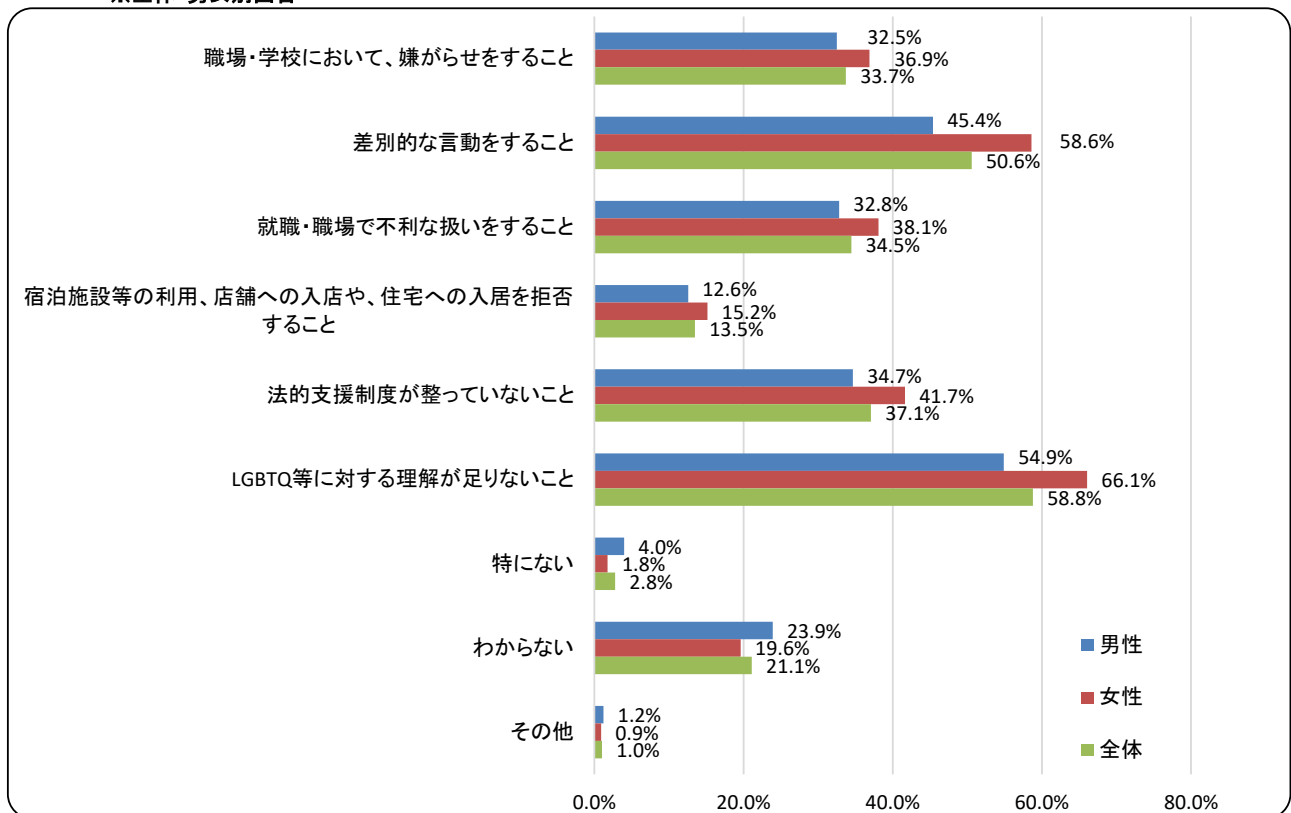
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



長野県との比較では、インターネットに関しては傾向は県と同じだが、全体的に飯山市がわずかずポイントが低い。

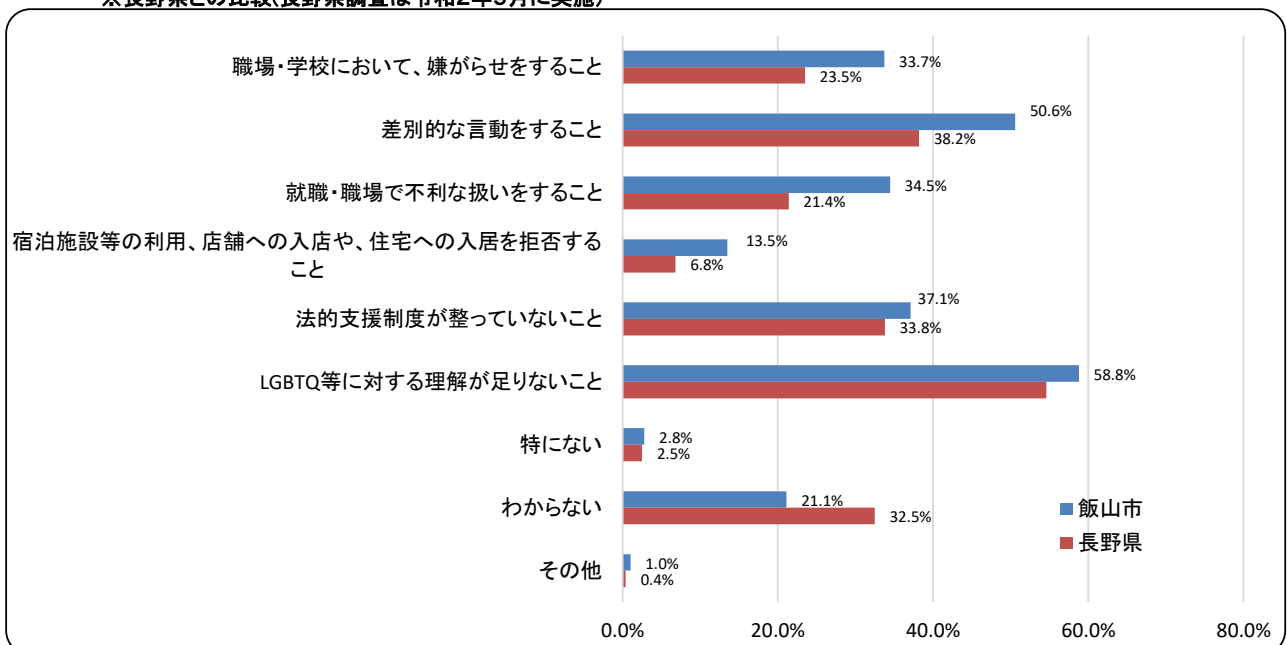
問28 あなたはLGBTQ等の性的少数者の方々に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（あてはまるものすべてに○をつけてください）

※全体・男女別回答



LGBTQ等の性的少数者の方々に関する問題として「LGBTQ等に対する理解が足りないこと」を挙げた人の割合が58.8%と最も高く、以下、「差別的な言動をすること」50.6%、「法的支援制度が整っていないこと」37.1%、「わからない」21.1%、「就職・職場で不利な扱いをすること」34.5%、「職場・学校において、嫌がらせをすること」33.7%の順となっている。女性は、これらの設問の割合が男性より高くなっている。

※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)

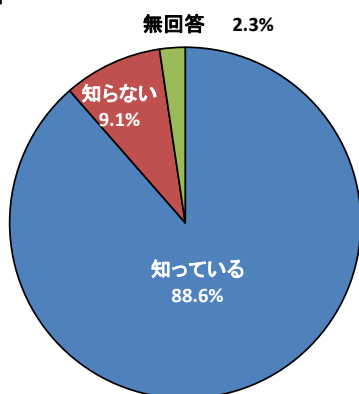


長野県との比較では、10ポイント以上の差で飯山市が上回っているものも含め、全体的に飯山市が、人権問題を感じた割合が高くなっている。

IV 同和問題(部落差別)に関する意識について

問29 あなたは、同和問題(部落差別)を知っていますか。(どちらかに○をつけてください)

※全体の回答

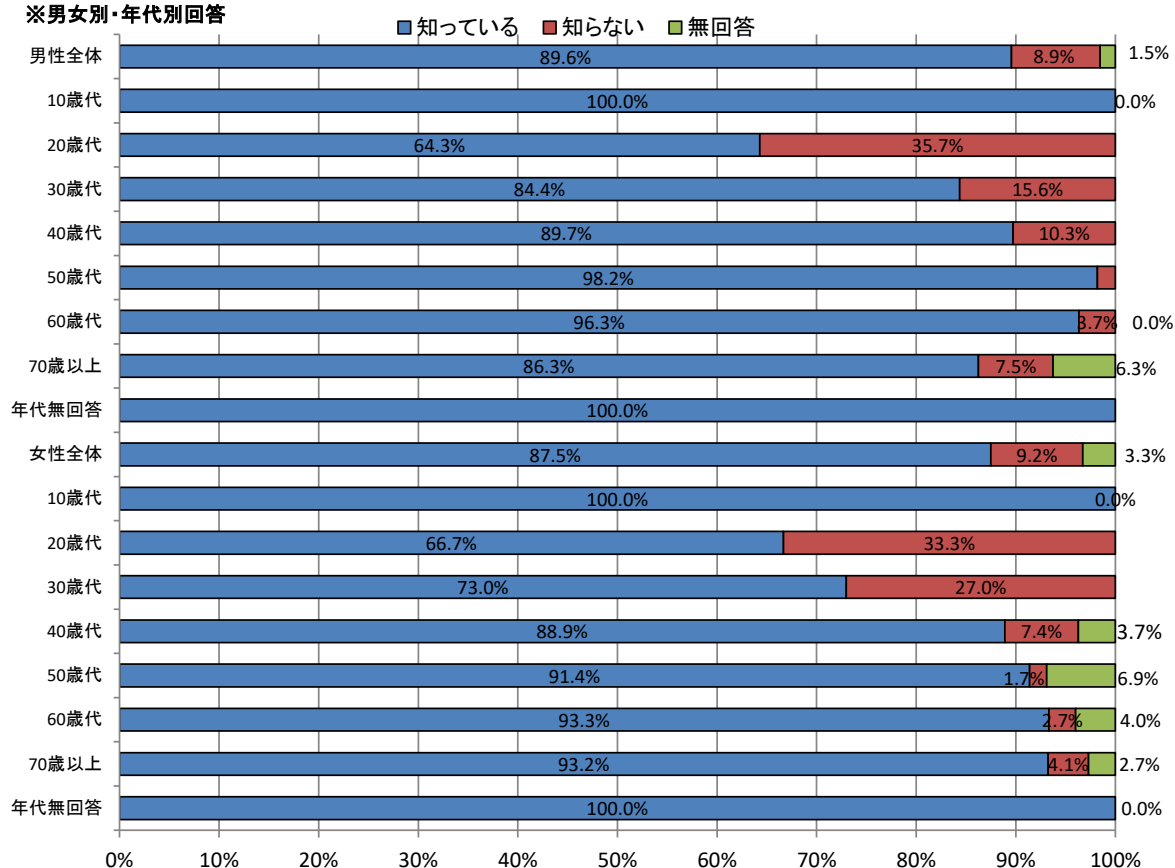


年代別全数グラフから、88.6%の人が同和問題(部落差別)を知っていると答えた。一方「知らない」と答えたのは9.1%である。高齢層では、「知らない」という人の割合は低い。

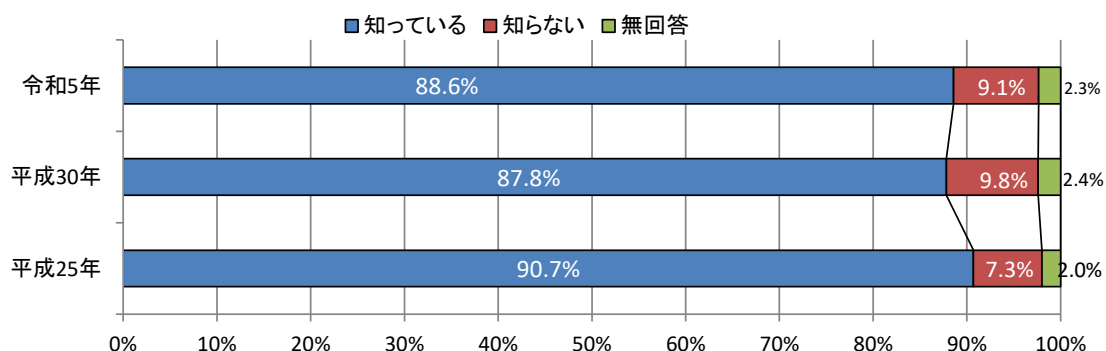
「知らない」を年代別で見ると男性は20代、女性は20・30代に割合的には多い(ただ母集団が少ないので一人の結果が大きく左右する)。

男性は前回、10・20代に「知らない」割合が高かったが、5年後の今回は20代の割合が高い。

※男女別・年代別回答

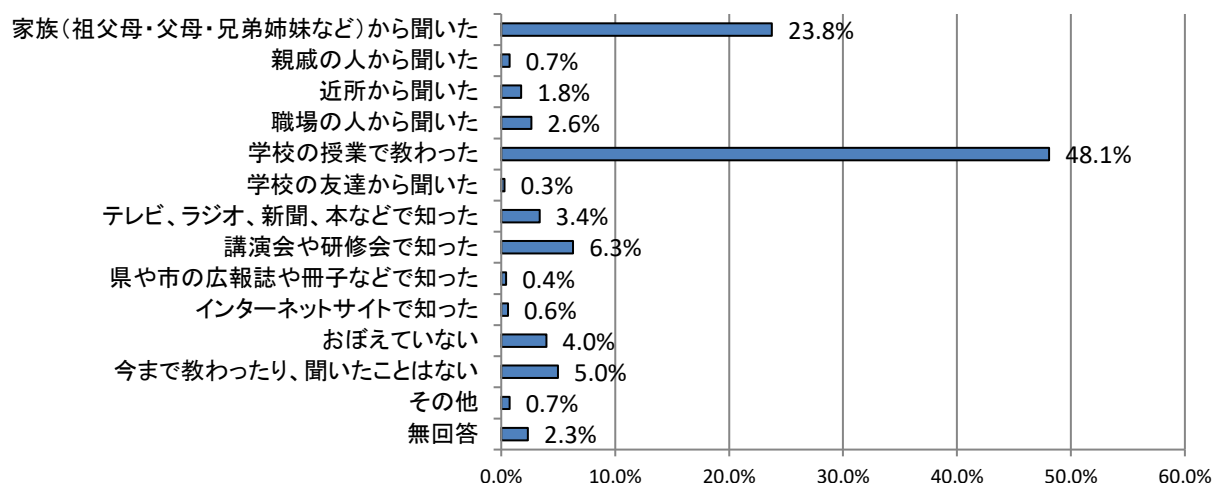


※過去調査との比較

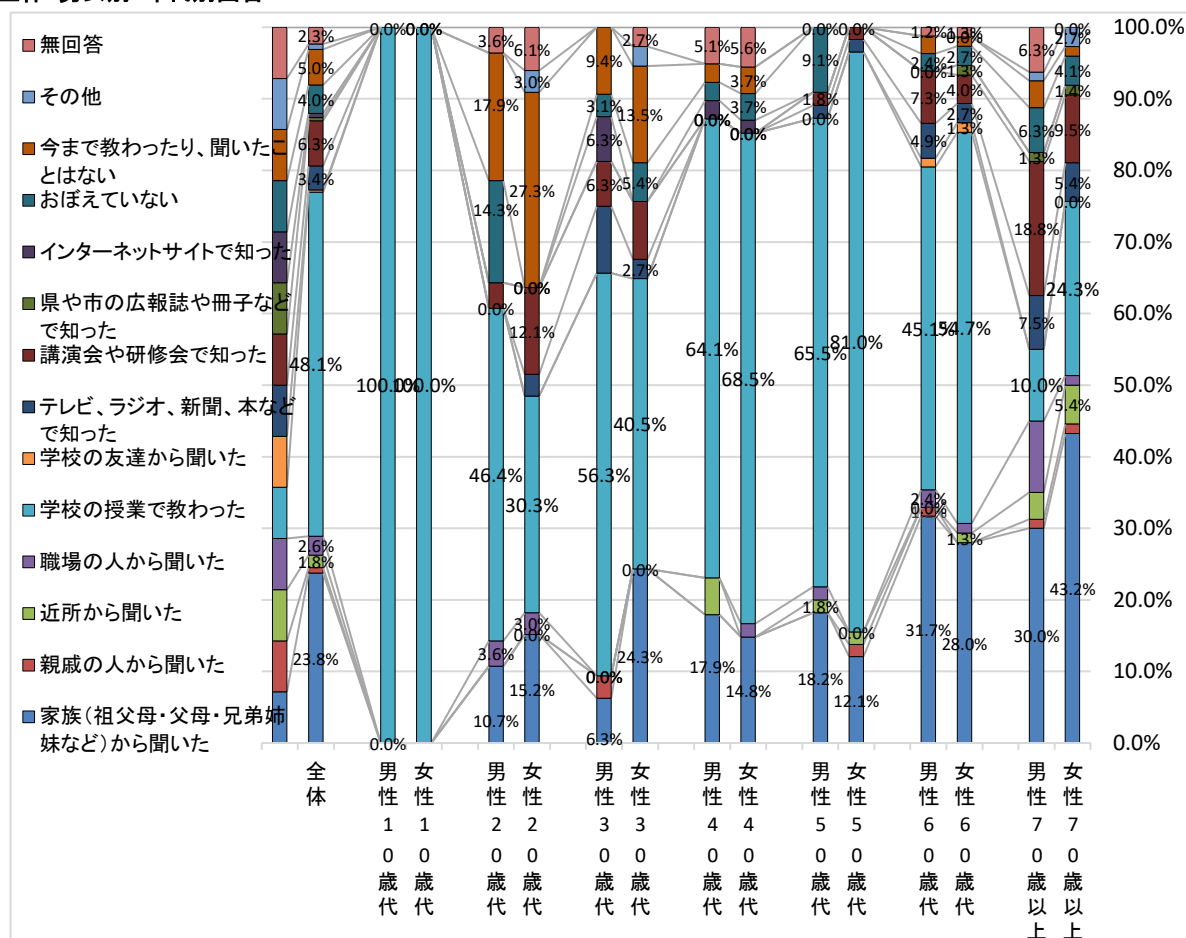


問30 あなたが同和問題(部落差別)を、知ったきっかけは次のどれですか。
(ひとつだけ○をつけてください)

※全体の回答



※全体・男女別・年代別回答

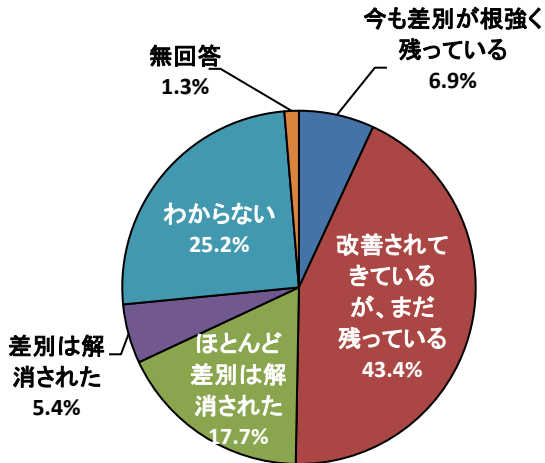


同和問題(部落差別)を知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」と答えた人の割合が48.1%、「家族(祖父母・父母・兄弟姉妹など)から聞いた」と答えた人の割合が23.8%、「講演会や研修会で知った」と答えた人の割合が6.3%などの順となっている。(上位3項目)「学校の授業」と答えたのは、10歳代、40歳代～50歳代が多く、「家族から聞いた」は60歳代・70歳代以上で多くなっている。

問31 あなたは同和問題(部落差別)についてどのようにお考えですか。

(ひとつだけ○をつけてください)

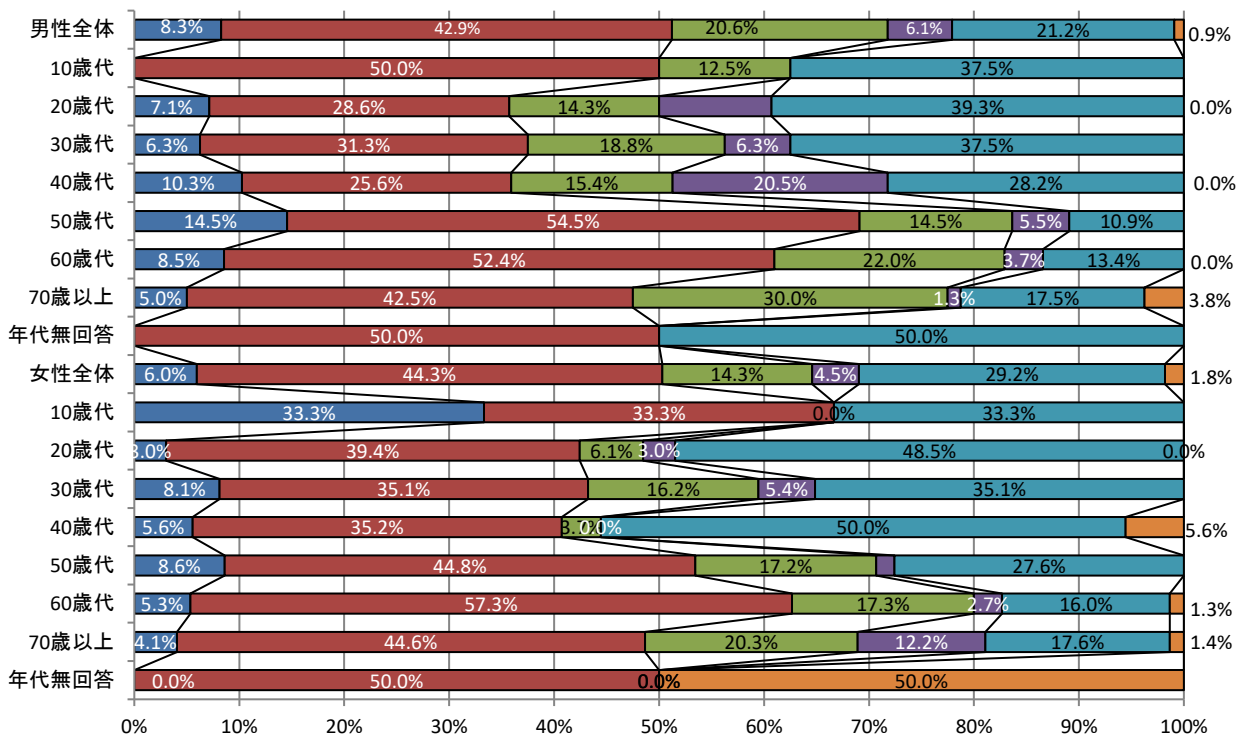
※全体の回答



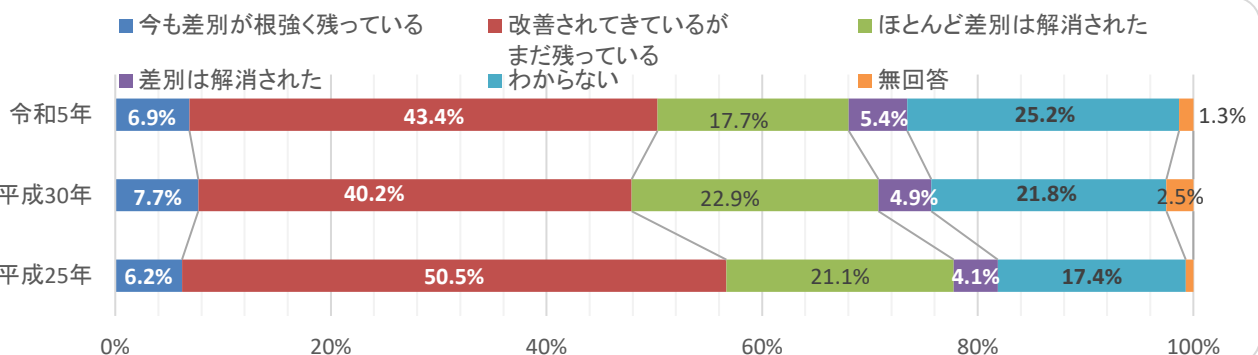
同和問題において「今も差別が根強く残っている」が6.9%、「改善されているがまだ残っている」が43.4%で、合計50.3%と半数がまだ残っていると回答している。H25の調査からH30の調査にかけては8.8ポイント減少したが、今回は2.4ポイントの増加がみられた。また、「ほとんど差別は解消された」が17.7%、「差別は解消された」が5.4%で合計23.1%で前回の27.8%からは減少した。H25に比べても2.1ポイント減少し、解消されたという意識は減少している。「わからない」の回答は増えている(H25調査17.4→H30調査21.8→今回25.2)。

※男女別・年代別回答

■今も差別が根強く残っている ■改善されてきているが、まだ残っている ■ほとんど差別は解消された ■差別は解消された ■わからない ■無回答



※過去調査との比較

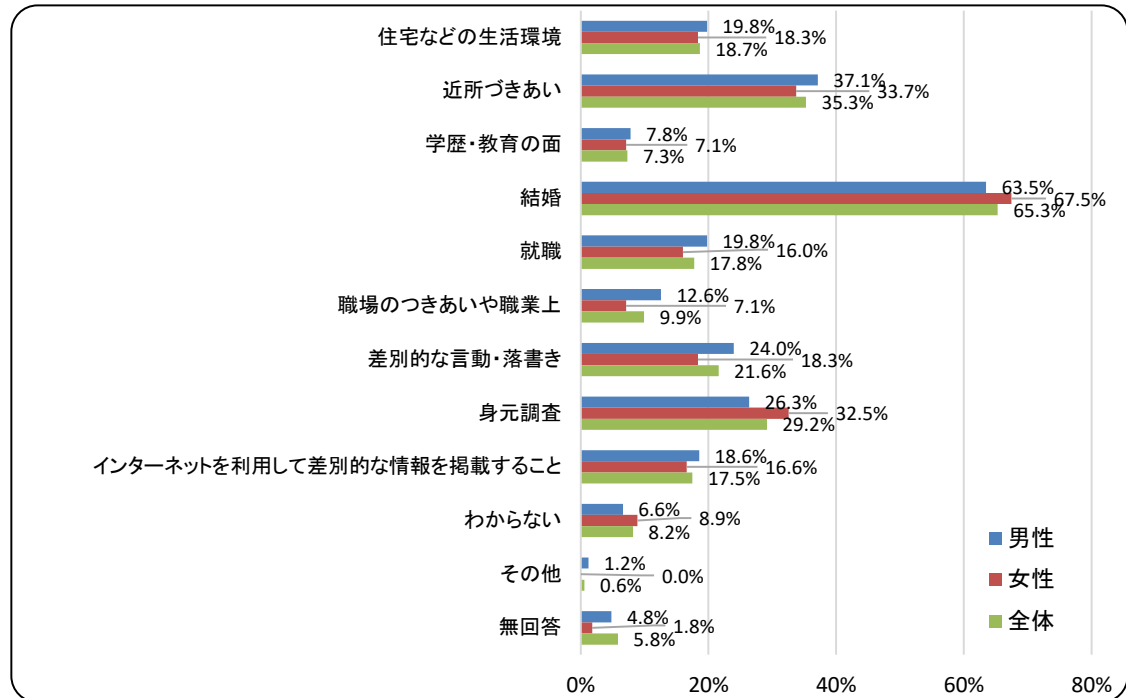


●「今も差別が根強く残っている」「改善されてきているが、まだ残っている」と答えた方にお聞きします。
※この2つに答えた方は全体の50.3%

問32 現在どのような面に同和問題(部落差別)があると思いますか。
(あると思うものすべてに○をつけてください)

※全体・男女別回答

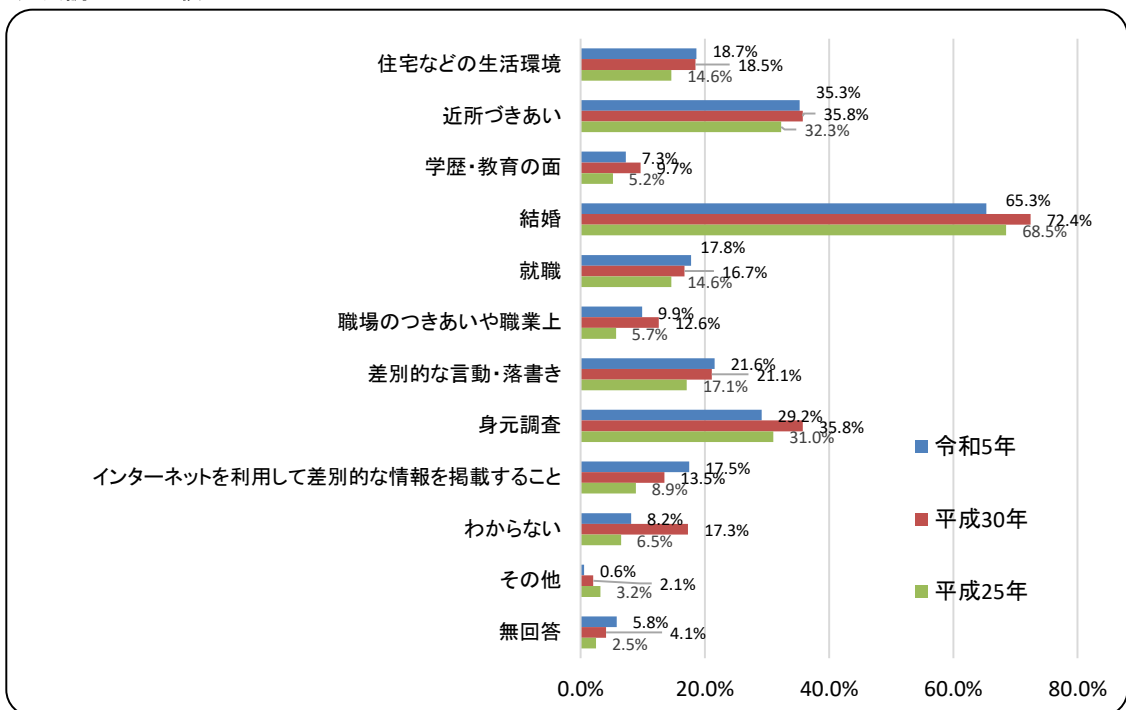
パーセントは各項目それぞれの総数を、「残る」「まだ残る」を選んだ方の総数で除して求めた



現在、どのような面に同和問題(部落差別)があるか(複数回答)については、「結婚」を挙げた人の割合が65.3%と最も高く、以下「近所づきあい」35.3%、「身元調査」29.2%、「差別的な言動・落書き」21.6%などの順となっている。上位4項目は前回と同一となったが、「差別的な言動・落書き」をのぞき、ポイントは前回より減少している。

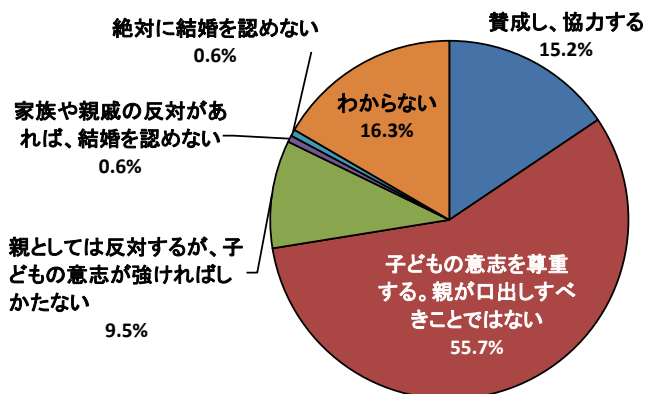
男女別で見ると「結婚」、「就職」、「差別的な言動・落書き」「身元調査」などで4ポイント程度の差がみられる

※過去調査との比較



問33 あなたにお子さんがいると仮定し、お子さんの結婚相手が同和地区の人であるとした場合、あなたはどのような態度をとると思いますか。(ひとつだけ○をつけてください)

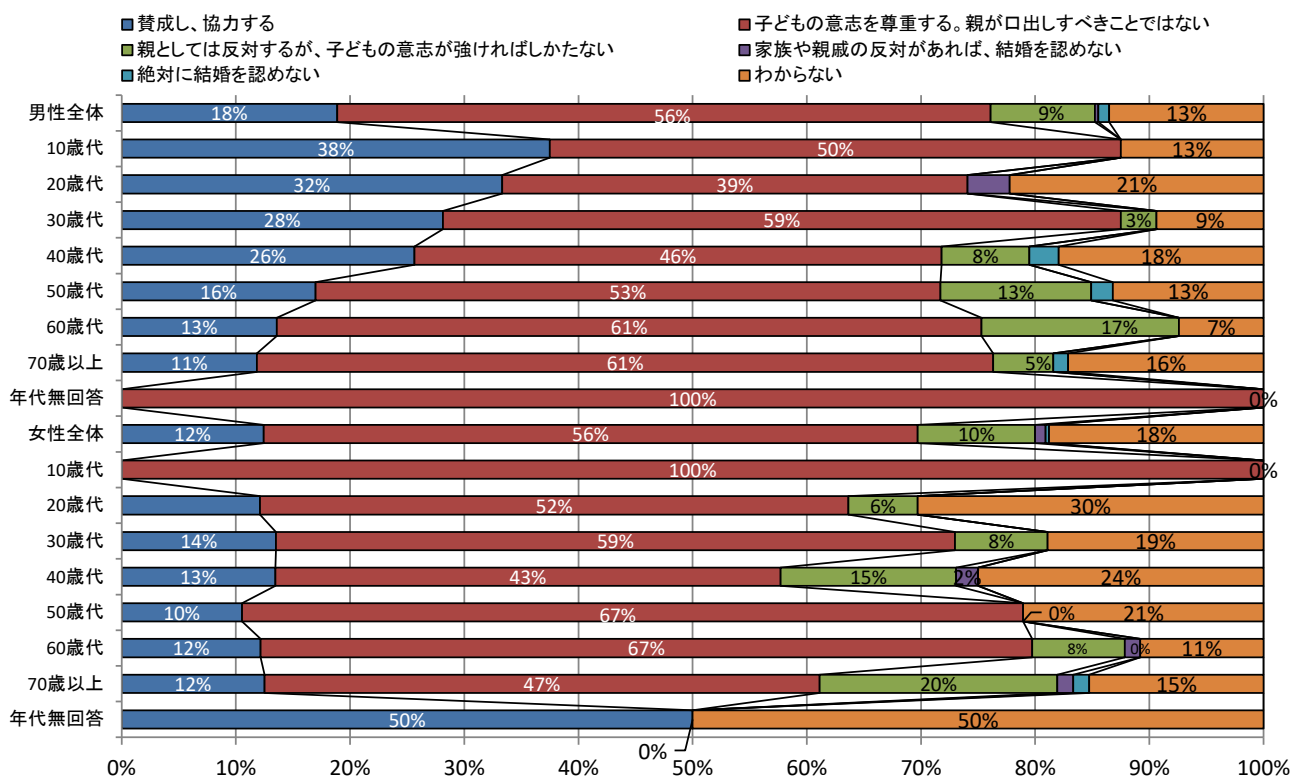
※全体の回答



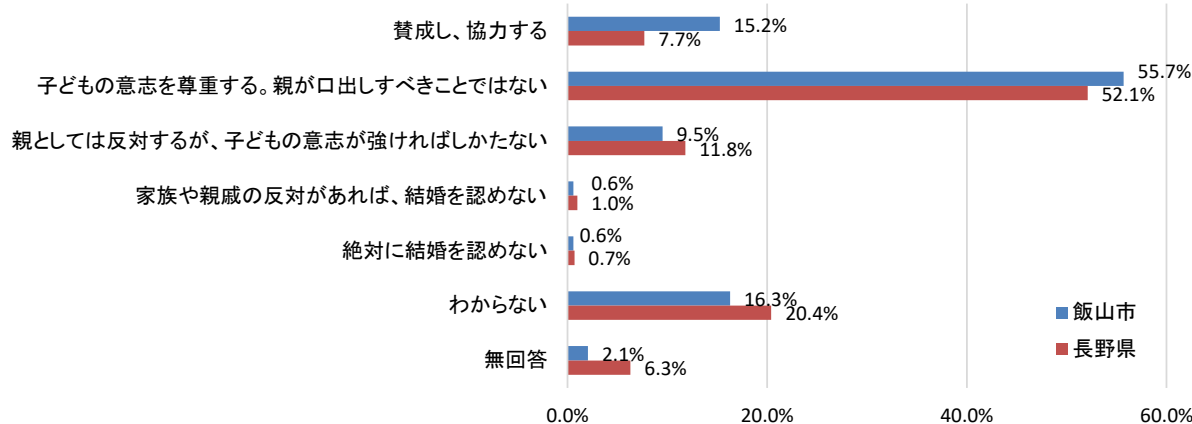
前は子どもの有無や既婚未婚で回答者を絞ったが、今回は全員に答えてもらった。

「お子さんの結婚相手が、被差別部落(同和地区)出身の人であると知った場合、あなたはどうしますか。」という設問に対し、「子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない」は前回54.5%から今回55.7%に増加。次いで「わからない」18.8%→16.3%、「賛成し、協力する」12.7%→15.2%、「親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない」は12.7%→9.5%となっている。(上位4項目)「認めない」の2項目はともに前回と同じ0.6%だった。

※男女別・年代別回答



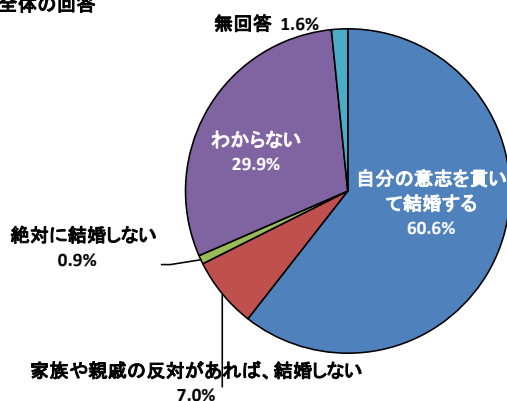
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



長野県との比較では「賛成」が7.4ポイント高くなっている。一方、「反対・意志尊重」は2.3ポイント長野県より低い。

問34 あなた自身が同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしていると仮定し、家族や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。(ひとつだけ○をつけてください)

※全体の回答

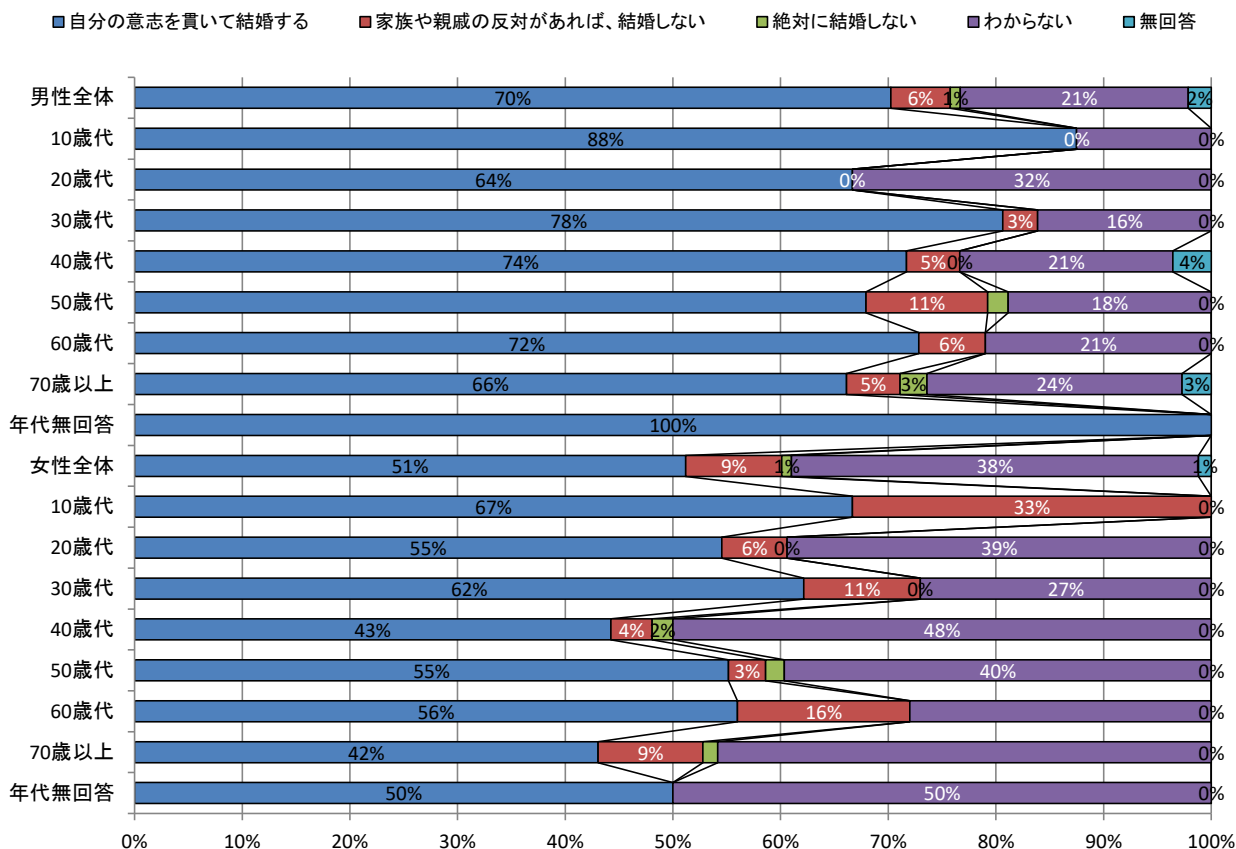


前回の調査では、選択肢に「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」があったが、今回はそれも含めて「自分の意志を貫いて結婚する」にまとめられた。

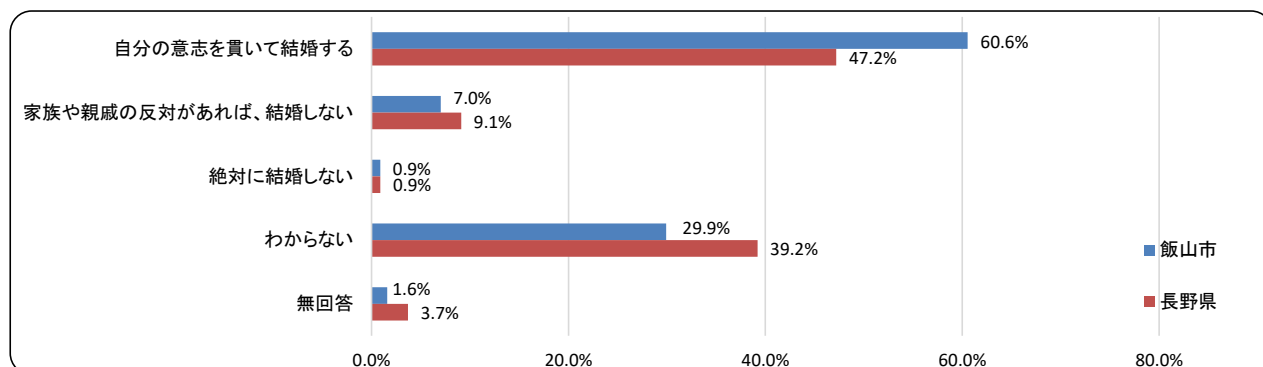
その「自分の意志を貫いて結婚する」を選択した人は全体の60.6%で、前回の61.4%から0.8ポイント減少。男女をみると男性の方が「意志を貫いて...」が女子をおよそ20ポイント上回っている。「わからない」の選択も4ポイント前回に比べて減少した。その分、「結婚しない」に関わる二つが、それぞれ4.1%→7.0%、0.6%→0.9%と増加した。

県との比較では、「意志を貫いて...」が13ポイント県を上回っている。一方、「わからない」の回答割合は県に比べ10ポイント少ない。

※男女別・年代別回答



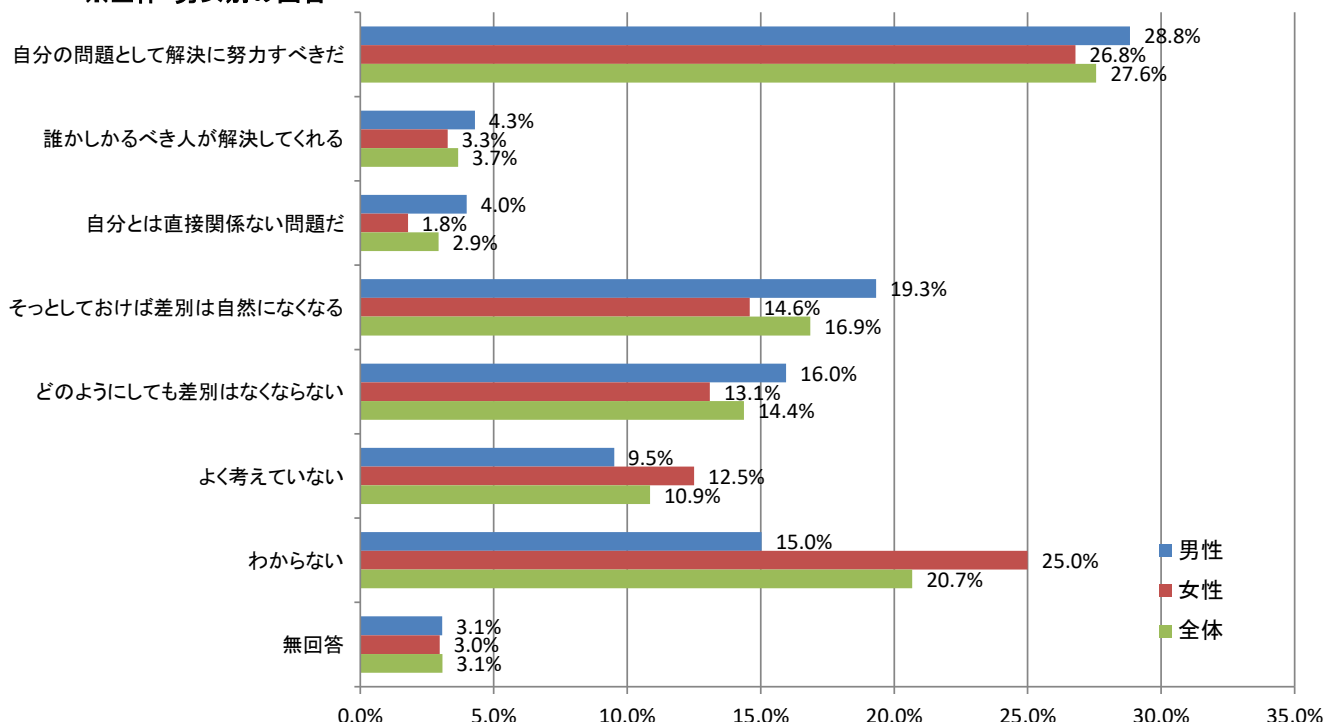
※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



問35 同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに近いものはどれですか。

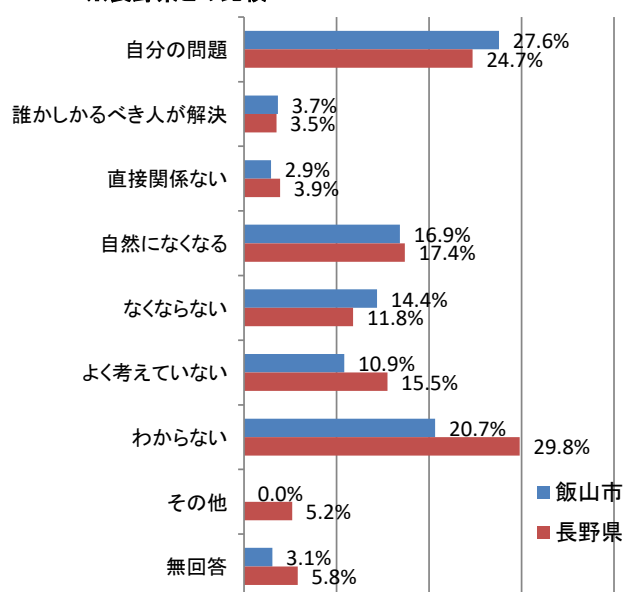
(あてはまると思う項目ひとつに○をつけてください)

※全体・男女別の回答



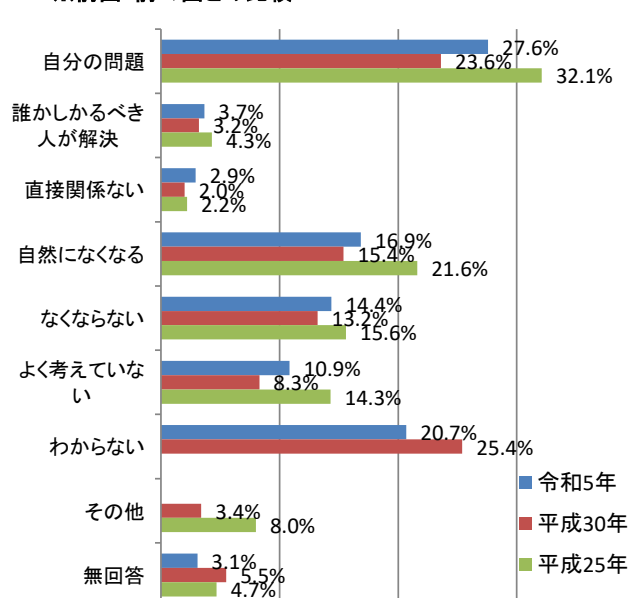
「自分の問題として解決に努力すべきだ」が27.6%と高く、次いで「わからない」が7ポイント差で続く。「わからない」との回答は男女で10ポイントの開きが出ている。男性はほとんどの問いで女性を上回っている。女性は「わからない」という回答が25%にのぼった。

※長野県との比較



県との比較では、「自分の問題」ととらえる人が県を上回った。反面、「なくなる」と考えた人が3ポイント程県より高かった。「わからない」は県より9ポイント低い。

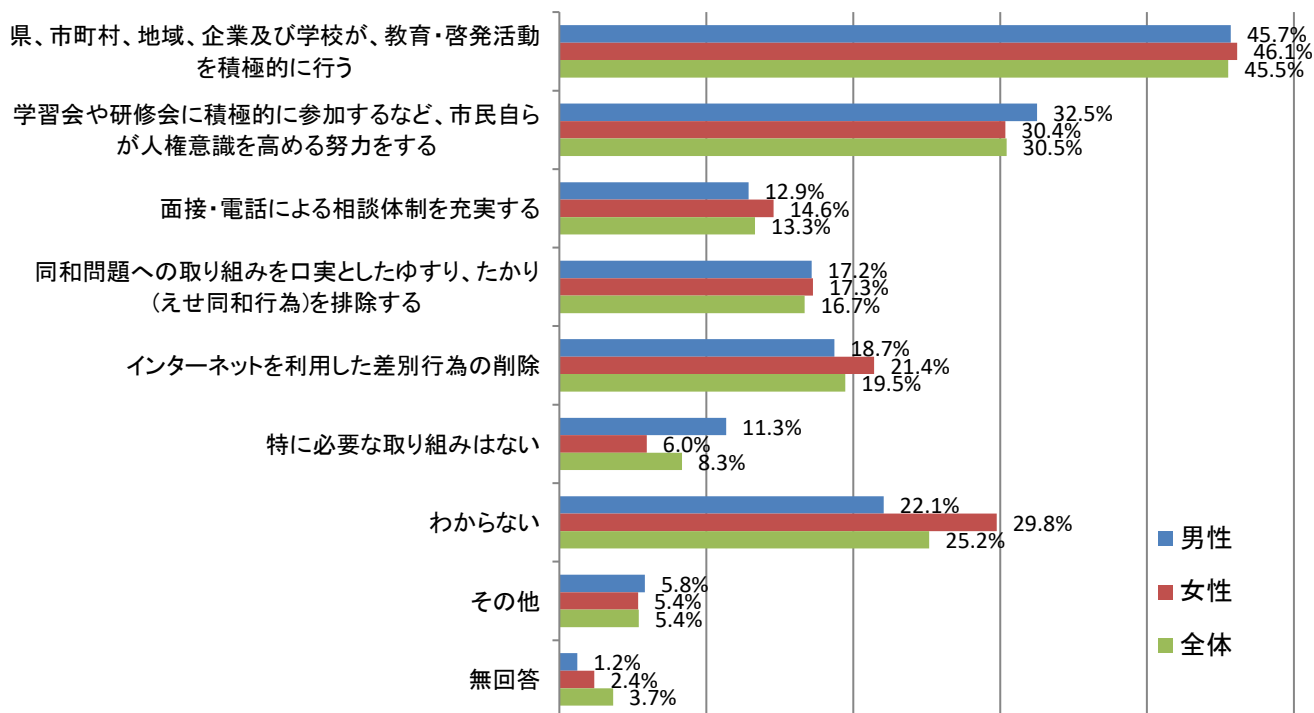
※前回・前々回との比較



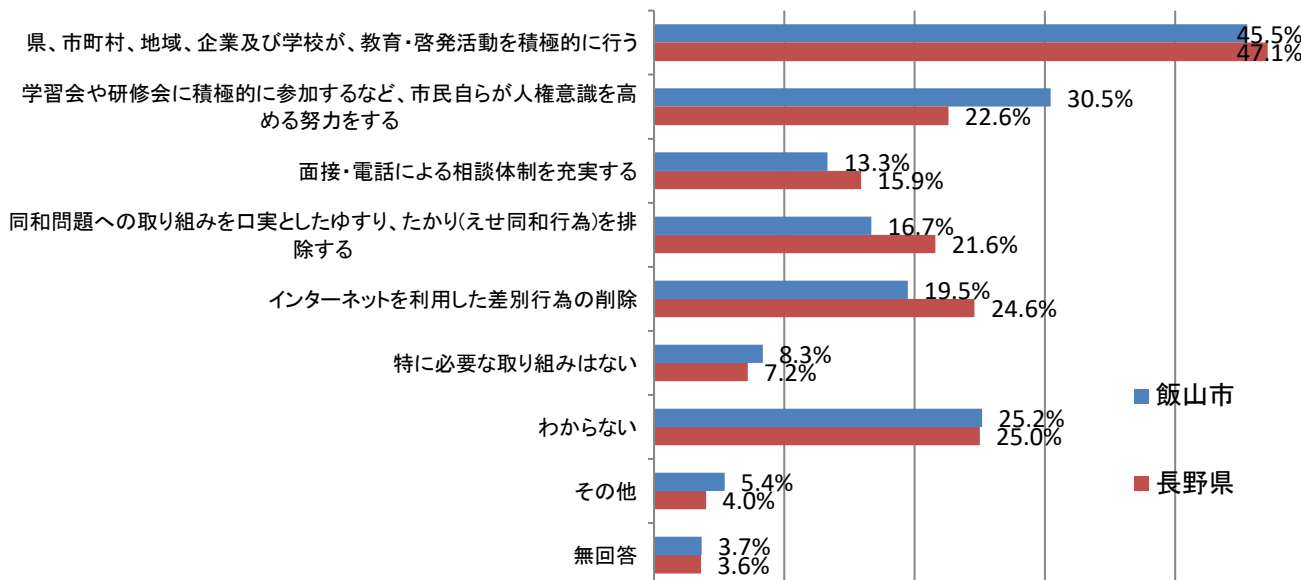
経年でみると、「自分の問題」ととらえる人が前回より増えて、前回の減少をやや戻した。全体的に前回を上回っている様子がみられる。

問36 同和問題(部落差別)の解決に対するあなたの考えに近いものはどれですか。
(あてはまると思う項目ひとつに○をつけてください)

※全体・男女別の回答



※長野県との比較(長野県調査は令和2年9月に実施)



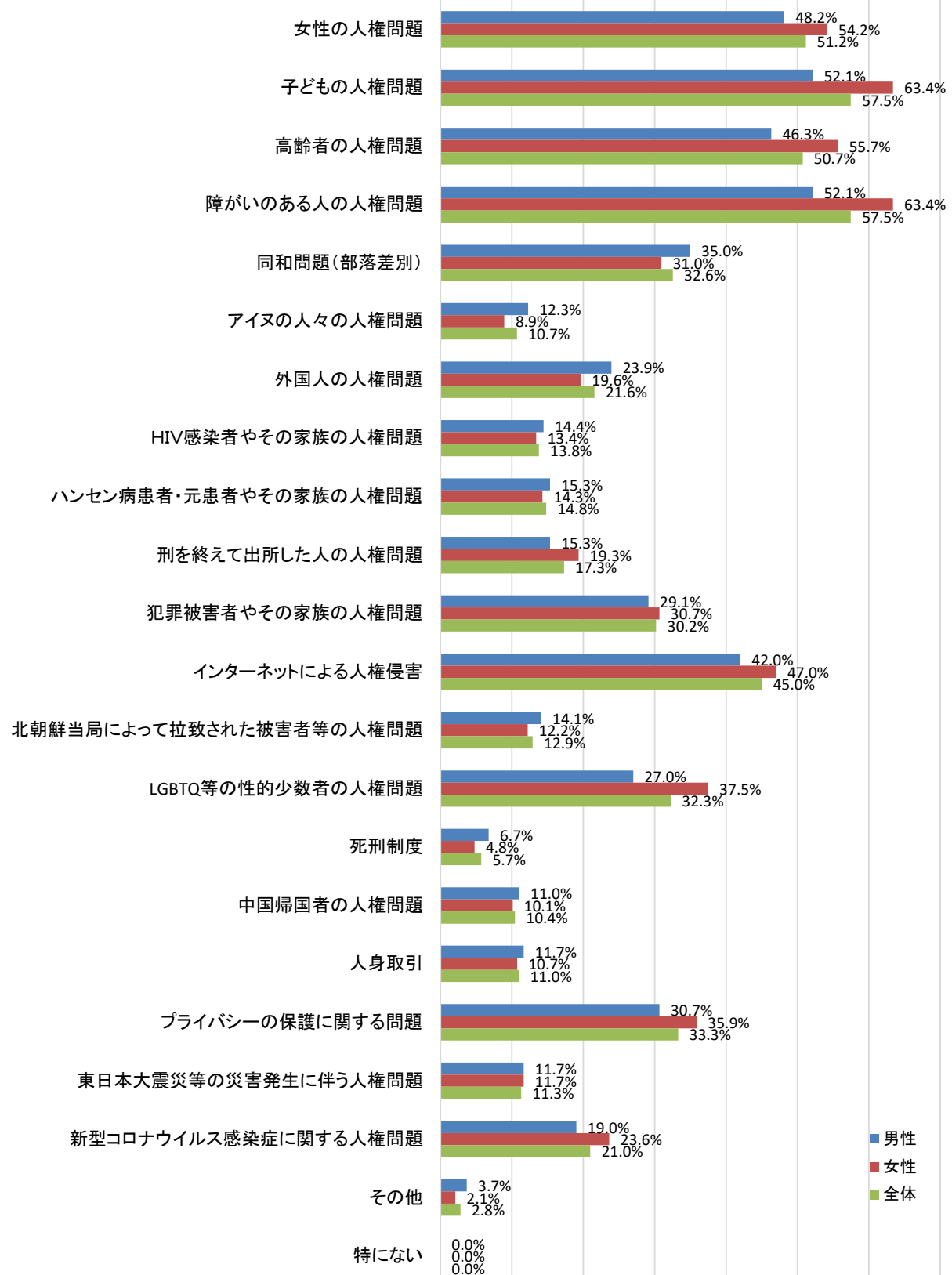
「県、市町村、地域、企業及び学校が、教育・啓発活動を積極的に行う」が45.5%で最も高い。次いで「自らが自分の問題として人権意識を高める努力をする」で30.5%。また、「わからない」も25.2%となっている。「わからない」は、男女間では7.7ポイントの差がある。

県との比較では、「自らが人権意識を高める努力をする」が県より7.9ポイント高く、インターネット関係が5.1ポイント低い結果となった。

V 人権課題を解決する方策について

問37 今後、人権課題として、市が積極的に取り組む必要があると思われる課題はどれですか。
(必要があると思うものすべてに○をつけてください)

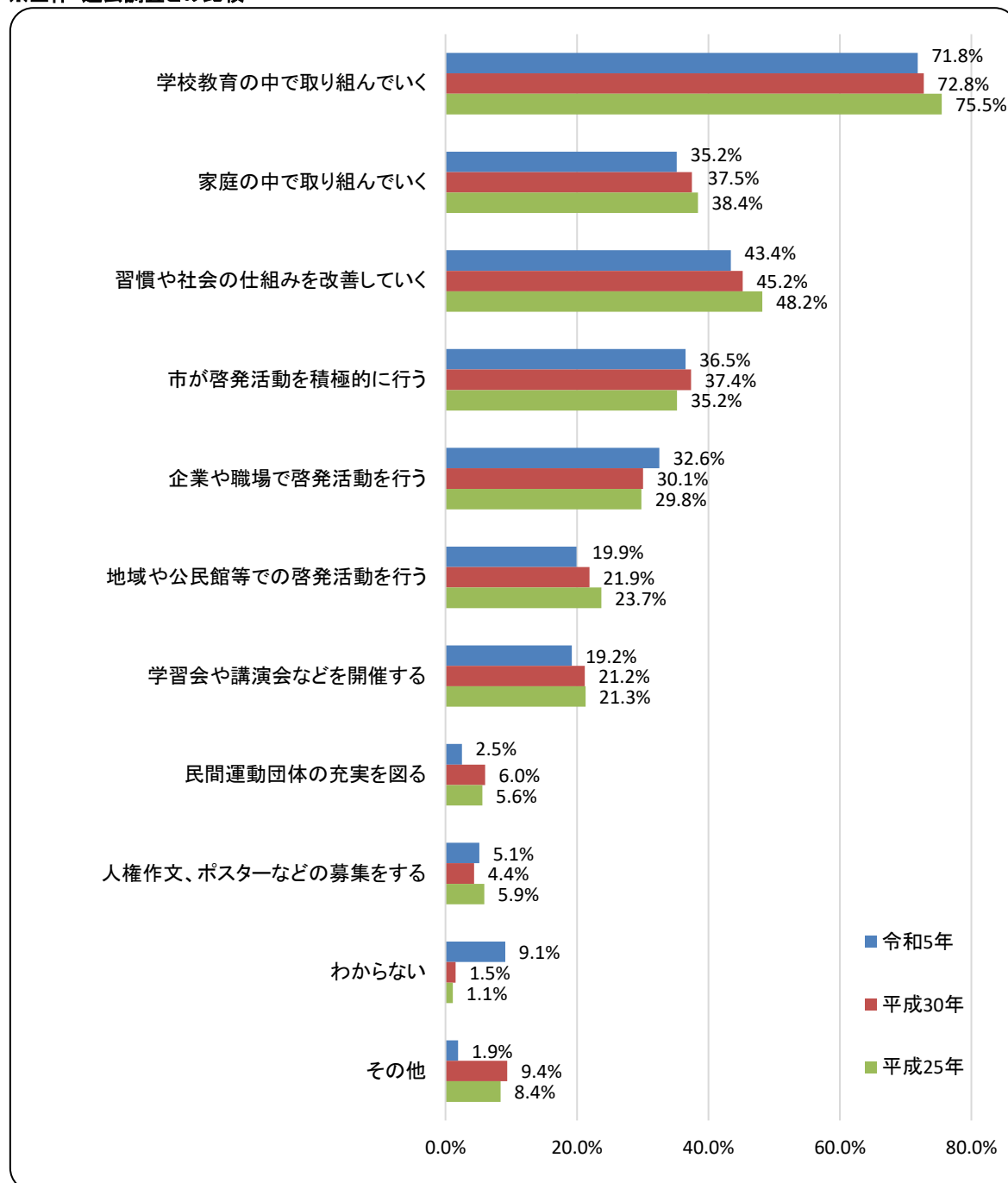
※全体・男女別の回答



回答の上位5つは「子どもの人権」57.5%「障がいのある人の人権」57.5%、「女性の人権」51.2%、「高齢者の人権」50.7%、「インターネットによる人権侵害」45.0%の順となっている。

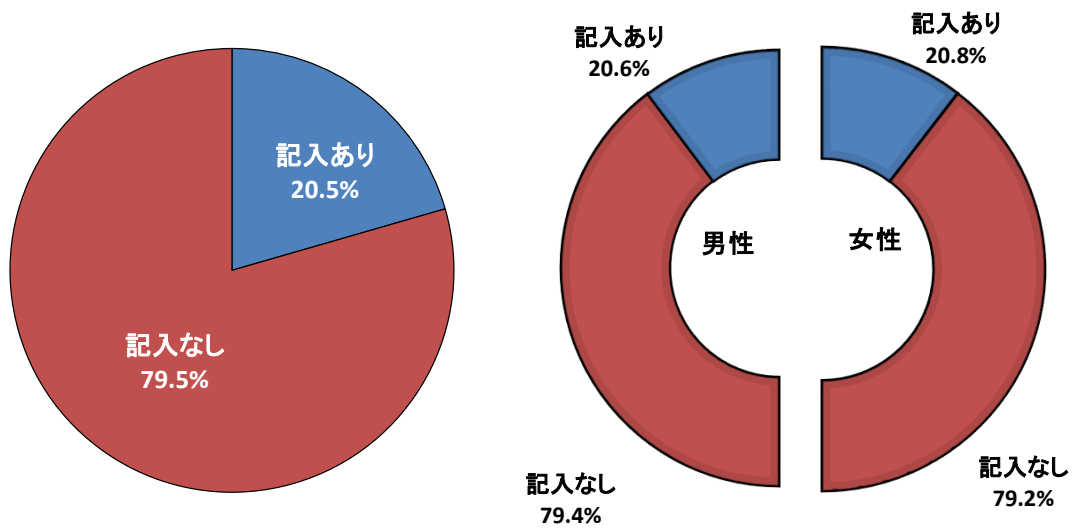
問38 あなたは、人権問題に理解を深め人権意識を高めていくためには、今後どのような取り組みが必要だとお考えですか。（〇は5つまで）

※全体・過去調査との比較



今後の取り組みで必要なのは「学校教育の中で取り組んでいく」が71.8%で最も高いが、わずかずつ前の回より減少している。以下「習慣や社会の仕組みを改善していく」43.4%、「市が啓発活動を積極的に行う」36.5%、「家庭の中で取り組んでいく」35.2%、「企業や職場で啓発活動を行う」32.6%、「地域や公民館等での啓発活動を行う」19.9%などの順になっている。（複数回答、上位6項目）

問42 人権について、ご自由に意見をお書きください。



記述者140人(回答者682人の20.5%にあたる)

ま と め

令和5年度 人権に関する市民意識調査 報告書 まとめ

令和5年度 人権に関する市民意識調査 報告書 まとめ

令和5年(2023年)12月

飯山市教育委員会事務局 教育部 人権政策課

回答者の属性

本調査は、平成20年度、25年度、30年度、令和5年度と5年ごとに、無作為抽出した18歳以上の市民2000名を対象として調査している。回答率は、20年度調査44.8%、25年度調査39.2%、30年度調査35.6%、今回調査34.1%と回を重ねるごとに下降しているが、下降率は徐々に小さくなってきている。今回の調査では、回答率を高めるためWEB回答も可能としたところ、WEB回答者の占める割合は21.0%(143人)であった。男性の回答率は前回比5.8ポイント増となった一方、女性の回答率は前回比3.7ポイント減となり、結果として回答者の男女比は、ほぼ同じとなっている。また、今回の調査では、性別回答欄に「その他」「答えたくない」を新たに設けたので、前回の「無回答」55人が1人に激減したと考えられる。

本調査の回答率は『市民がどの程度人権に対して関心をもっているか』を測る指標の一つであると考えるが、回答率の経年変化から見る限り、人権に対する関心の低下傾向に歯止めがかかったと言えるのではないかと考える。

I 人権意識について

『人権は重要』(+2.7ポイント)及び『人権は自分に関係が深い』(+9.1ポイント)との回答率は前回より上昇している。『人権問題に関心がある』が前回より7.5ポイント上昇し、『少し関心がある』を加えた『関心がある』との回答率は回を重ねるごとに上昇している。様々なハラスメント事案の報道等により、人権に対する意識や関心が高まっていると考えられる。年代別の関心はどの年代も高い傾向であるが、男女とも30代・40代が低くなっている。社会を担っていく年代への啓発が必要ではないかと考える。

『障害者差別解消法』(+12.7ポイント)、『ヘイトスピーチ解消法』(+7.6ポイント)、『部落差別解消推進法』(+9.4ポイント)と「人権3法」の認知度が前回に比べて大幅に上昇し、『人権週間』とあわせた4項目は、約半数の市民に認知されている。集落懇談会や地区学習会で「人権3法」について地道に啓発してきた成果であると考えられる。『見聞きしたものはなし』(-1.3ポイント)が下降し、その他の項目については、『差別のない明るい飯山市を築く条例』(-0.3ポイント)を除き、前回に比較して認知度が少しずつ上昇している。

『人権に関する講演会等への参加』は、2019(令和元)年末からのコロナ禍で、講演会等が中止になったケースが多かったため『参加したことがある』の回答率が減少することが懸念されたが、前回に比較して7.4ポイント上昇した。コロナ禍でも機会をみつけて参加する市民が増えていると考えられ、人権意識が高まっていると捉えたい。

市民の認知度を高めるため、今後も区長や集落公民館長・地区公民館長と連携を図り、啓発の場である『集落の懇談会』や『地区公民館の講演会』を数多く開催し、参加者を増やしていくことが重要であると考えられる。

Ⅱ 人権侵害について

『自分が人権侵害された』とする回答は少しずつ下降してきているが(今回は－12 ポイントと大きく下降)、男性よりも女性のほうが高い比率であることは変わらないところである。

主たる人権侵害とされる『悪口・噂』(－17.5 ポイント)、『仲間はずし・無視』(－14.3 ポイント)、『プライバシーの侵害』(－1.0 ポイント)、『差別待遇』(－2.4 ポイント)は、いずれも下降している。一方『パワハラ』(+17.6 ポイント)、『セクハラ』(+4.5 ポイント)は上昇している。社会的にハラスメントへの関心が高まり、理解が進んだことが原因のひとつと考えられる。

人権侵害を受けた環境・場所については、男女ともに『職場』(70%前後)と『地域社会』(40%超)が大半を占めている。女性の方が『家庭内』、『学校』の回答率が高く男性の2倍超となっている。経年変化では、『学校』が大幅に減る一方、『職場』、『家庭内』、『地域社会』、『インターネット』が上昇傾向にある。

人権侵害を受けた理由は、『収入・財産』、『母子家庭・父子家庭』、『障がいがあること』の回答率が上昇している。男女で回答率が大きく異なっているものは、『性別』(女性が男性の約12倍)、『病気』(女性が男性の約2倍)、『収入・財産』(男性が女性の約2倍)である。ジェンダー平等、貧困問題、コロナ禍といった現在の社会状況が影響しているものと考えられる。

Ⅲ 主な人権課題に関する意識について

『女性に対する差別・偏見』について、『あると思う』の回答率は 50%超となった。一方『ないと思う』、『どちらかといえばないと思う』の回答率は合わせて約 10%まで下降している。『女性に対する差別・偏見』について男女ともに認識が進んでいる結果と考えられる。『男は仕事、女は家庭』という考え方については、約 80%が否定的にとらえており、意識は着実に変化している。

子どもの人権について、『守られている』、『どちらかといえば守られている』の回答率が微減し、『守られていない』、『どちらかといえば守られていない』の回答率が微増している。男性の方が『守られている』と感じる回答率が高い。『教師による体罰・暴言』(+22.3 ポイント)、『児童虐待』(+16.9 ポイント)をはじめ多くの項目が子どもの人権問題として認識されている。報道も含めて「子どもの権利」についての認識が進んだ結果と考えられる。

『高齢者』、『障がい者』、『外国人』に対する差別・偏見については、いずれも『あると思う』、『どちらかといえばあると思う』の回答率が前々回、前回と徐々に上昇してきている。それぞれの人権課題に対する意識が高まってきている結果と考える。

『HIV 感染者』及び『ハンセン病患者』に対する差別・偏見については、特徴として『わからない』の回答率が高い。報道等で扱われる頻度が少なくなっていることも関係していると考えられる。

『犯罪被害者やその家族』、『インターネット』、『LGBTQ 等の性的少数者』に関する人権課題では、いずれも女性の方が『ある』の回答率が高い。多くの人権課題に関して(特に『HIV 感染者』、『LGBTQ 等の性的少数者』)、県と比較して『わからない』の回答率が低く、飯山市民は人権課題に対する意識が高いと考えられる。

IV 同和問題(部落差別)に関する意識について

同和問題について、88.6%が『知っている』としており、前回より 0.8 ポイントほど増加している。前回『知っている』と回答した割合が少なかった 10 代、20 代、30 代の認知度が高まっていることに関連しているものと考えられる。

同和問題を知ったきっかけについて、『学校の授業で』が 60 代以下のどの年代も一番高い比率となっていて、学校で同和教育が実践され始めた年代と重なっていることがわかる。学校での同和教育を今後も大切に実践していく必要があると考えられる。

同和問題について、『改善されてきているがまだ残っている』が前回比 3.2 ポイント増となっているが、同和問題への認知度(関心)が高まっていることと関連していると考えられる。一方『わからない』が前回比 3.4 ポイント増、前々回比 7.8 ポイント増となっており(特に 40 代以下の若年層でその割合が高い)、今後も人権教育講座や地区・集落人権学習会を通して地道に啓発していく必要がある。

同和問題が『根強く残っている』、『改善されてきているが、まだ残っている』と回答した方の 65.3%が『結婚』問題をあげており、前回同様最も比率が高い。自分の子どもの結婚の場合、『賛成し、協力する』が前回比 2.5 ポイント増、『子どもの意思を尊重する』が 1.2 ポイント増となっており、結婚について本人の意思を尊重する意識が少しずつ高まっていると考えられる。自分の結婚の場合、『反対があれば結婚しない』が前回比 2.9 ポイント増、『絶対に結婚しない』が 0.3 ポイント増となっている。『自分の子どもの結婚に反対する』『自分が結婚しない』との回答者がどの年代にも一定の割合でいるので、今後も『結婚差別』解消に向けて啓発活動を地道に続けていく必要がある。

同和問題の解決のためには、『自分の問題として解決に努力すべきだ』の回答率が最も高く(27.6%)、前回及び県と比較しても高い割合となっている。また『市民自らが人権意識を高める努力をする』との回答率が県と比較して 7.9 ポイント高く、自分の問題ととらえる人が比較的多いと考えられる。一方『自然になくなる』(回答率 16.9%)、『わからない』(回答率 20.7%)との回答率も高いので、同和問題を「自分の問題として主体的に解決していこうとする」人を講演会や学習会等を通して今後も増やしていく必要がある。

V 人権課題を解決する方策について

『積極的に取り組む必要がある課題』は、『子ども』、『インターネット』、『性的少数者』の回答率が前回より 10 ポイント程度上昇している。また、『女性』、『同和問題』、『犯罪被害者やその家族』の回答率も前回より 5 ポイント程度上昇している。一方、『東日本大震災等の災害発生』、『北朝鮮当局によって拉致された被害者等』の回答率は前回より 2 ポイント超下降している。このことから、身近なことや自身に迫ったこと・報道等で扱われる頻度が高いこと等関心が高い事項に対する回答率が高い傾向にあると考えられる。

『今後必要な取り組み』について、『企業や職場で啓発活動』(+2.5 ポイント)、『人権作文・ポスターなどの募集』(+0.7 ポイント)、『わからない』(+7.6 ポイント)を除き、前回よりわずかずつ回答率が下降している。『わからない』の回答率が前々回・前回より大幅に高くなっていることから、「効果的な取り組みが見いだせない」という方が増えてきているのではない

かと考える。「人権問題の理解・人権意識を高める」ためには、継続的で地道な取り組みが必要であるので、それぞれの取り組みによって「人権問題の理解・人権意識を高める」ことにつながっていることを、具体的なデータをもとに啓発していくことも必要であると考え。